

佐倉市立保育園等の在り方に 関する基本方針

平成24年 5月

目 次

策定の趣旨	1
1 保育園の現状と課題	
（１）保育園を取り巻く社会状況	2
（２）佐倉市の保育園（公立・民間）の状況	3
（３）公立保育園民営化に係る動向	6
2 保育園の在り方	
（１）保育施策の方向性	9
（２）公立保育園の在り方	10
3 公立保育園の民営化	
（１）基本的な考え方	12
（２）民営化スケジュール	15
（３）移管に当たって	16
（４）移管後の保育の質の確保	16
4 児童センター・学童保育所の現状と課題	
（１）児童センターの現状と課題	18
（２）学童保育所の現状と課題	20
5 児童センター・学童保育所の在り方	
（１）児童センター施策の方向性	23
（２）学童保育所施策の方向性	24
6 児童センター・公立学童保育所の民営化	
（１）基本的な考え方	26
（２）指定管理者制度導入のメリット	27
（３）導入に当たって	28
（４）民営化スケジュール	30
（５）指定管理者制度導入後の保育の質の確保	30
■資料編	31

策定の趣旨

近年、各地の自治体において、保育園等の民営化や指定管理者制度の導入、民間委託が進められています。この背景には、核家族化の進行、保護者の就労形態の変化等による保育園待機児童の増加や保育ニーズの多様化、さらには地域全体での子育て支援の必要性が求められていることなど、子育てを取り巻く社会状況の変化とともに、各自治体の厳しい財政状況等も関係しているものと考えられます。この状況は、佐倉市においても同様です。

このようなことから、佐倉市では課題の解決に向けた取り組みとして、平成18年3月に策定した「佐倉市集中改革プラン」（第4次佐倉市行政改革実施計画）において、「市立保育園の民営化の検討」「児童センターの指定管理者制度導入」「学童保育所の指定管理者制度導入・民営化の検討」の項目を掲げ、検討してまいりました。

その過程において、単に民営化や指定管理者制度導入の是非を論じるのではなく、今後の保育施策のあるべき方向性やこれらの施設の果たすべき役割について、時代背景を踏まえた再検討が必要であると判断し、平成21年3月に学識経験者、保護者代表、保育園代表からなる「佐倉市立保育園等の在り方検討会」を設置し、12回の検討会議を経て、平成23年3月に同検討会から提言をいただきました。

この提言をもとに、市としての方向性を取りまとめ、子育て支援の推進に関し必要な事項を調査し、審議する「佐倉市子育て支援推進委員会」（構成員：佐倉市議会議員、学識経験者、医師・歯科医師、民生委員・児童委員、保育園長・幼稚園長、公募による保護者・市民等23名）に諮問し、3回にわたる審議を経て、平成24年1月に答申を受けたところです。

本基本方針は、これらの過程を踏まえて、保育園、児童センター、学童保育所に関する課題を解決し、さらには未来を担う子どもたちのために、子育て支援のより一層の充実を図ることを目的として策定するものです。

なお、現在、国は、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための「子ども・子育て新システム」の検討を進めています。その内容は、まだ流動的な部分がありますが、制度改革の目的の一つに、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現があります。

そのためにも佐倉市は、持続可能な自治体運営を行いながら、基礎自治体に求められる、保育園、児童センター、学童保育所の役割を今後もきちんと果たしていく必要があります。

本基本方針に基づき、「子ども・子育て新システム」について、今後とも国の動向を注視しながら、佐倉市としての子育て支援施策のあり方を構築していきます。

1 保育園の現状と課題

(1) 保育園を取り巻く社会状況

①待機児童の増加

【現状】

近年、少子化の傾向は佐倉市でも顕著に見られ、就学前児童の数は減少傾向にあります。しかしながら、核家族化の進行や女性の社会進出の機会が増大したことに伴い、保育需要は増加の傾向を示しています。佐倉市では保育需要の増加に対応すべく、平成3年以降、公立保育園4園、民間保育園2園での園舎の建て替えに伴う定員の見直しや、民間保育園6園の新設など、施設整備や定員の拡大を進め、児童の受け入れ枠の拡大を図ってきましたが、依然として多くの待機児童がいる状況です。

平成23年10月には、入所人員の弾力化※の活用により、入園定員1,575人のところ、1,685人を受け入れたものの、なお待機児童数は58人を数えています。

※入所人員の弾力化：待機児童解消を図るため、一定の範囲内で定員の枠を超えて児童の受け入れを可能とする制度

[図表1 保育園入園関係児童数の推移]

(就学前児童数のみ9月末現在、その他は10月1日現在) (人)

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
就学前児童数	8,091	8,067	8,130	8,060	7,975	7,978
保育園定員	1,312	1,312	1,402	1,402	1,552	1,575
入園児童数 管外委託分は除く	1,467	1,475	1,539	1,566	1,678	1,685
待機児童数	38	24	44	42	47	58

【課題】

女性の就労の増加、保護者の雇用・就労形態の変化や子育てに対する意識の変化等により、保育園への入園を希望する児童数は、今後も高い水準で推移するものと予想されます。また、市内におけるマンション建設や区画整理事業の進捗などにより、子育て世代の転入が見込まれます。

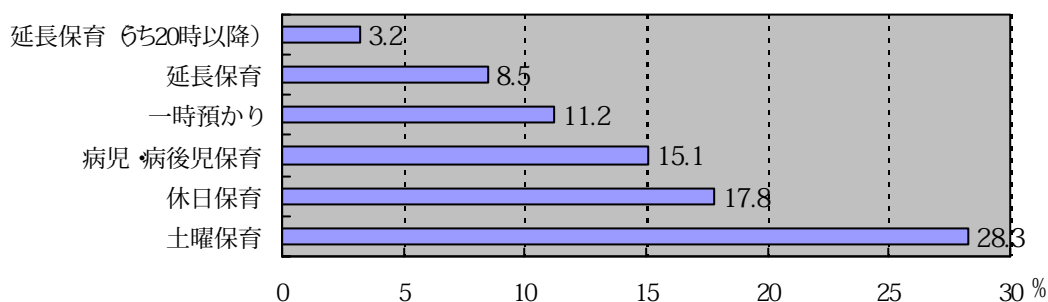
したがって今後も計画的な保育園入園定員の拡大など、待機児童の解消、保育ニーズの充足に努める必要があります。

②保育ニーズの多様化・高度化

保護者の保育に対するニーズも多様化しています。

「佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査」（平成21年3月）の「保育サービスの利用希望」では、図表2のとおり幅広い保育ニーズがあります。

〔図表 2 保育サービスの利用希望〕



「佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査」（平成 21 年 3 月）をもとに作成

【課題】

延長保育や障害児保育の利用者は増加傾向にあり、現在、実施している土曜日保育の預かり時間の延長を求めるニーズもあります。さらに、現在、実施していない病児・病後児保育、休日保育の実施についてもニーズがあり、保育サービスのより一層の充実が求められています。また、保護者のニーズを満たすとともに、子どもの利益、子どもの育ちの視点に十分配慮することが必要となっています。

（２）佐倉市の保育園（公立・民間）の状況

①保育内容

保育園の運営に当たっては、保育室の面積やクラスごとの保育士数などについて、国が定めた「児童福祉施設最低基準」を満たすことが必須とされています。保育の内容についても、国の定めた「保育所保育指針」に基づいて行っていることから、公立保育園においても、民間保育園においても、一定の水準が確保されています。

そのうえで、公立保育園と民間保育園を比較した場合、公立保育園においては、すべての保育園で均一な保育サービスを提供しているのに対し、民間保育園では、各園の運営方針に基づき、それぞれ独自プログラムを作成するなど特色のあるサービスの提供がなされています。

延長保育、一時預かり・特定保育、産休明け保育等の実施状況についても、公立・民間の実施状況に大きな差はなく柔軟に対応しています。

障害児保育については、公立・民間すべての保育園で受け入れ可能となっています。

〔図表 3 保育サービスの実施状況（平成 23 年度）〕

（上段：園数 下段：実施率）

	延長保育（平日）			一時預かり ・特定保育	産休明け 保育	障害児 保育
	～18時半	～19時	～20時			
公立（8園）	0 (0%)	4 (50%)	4 (50%)	3 (37.5%)	4 (50%)	8 (100%)
民間（10園）	2 (20%)	6 (60%)	2 (20%)	3 (30%)	4 (40%)	10 (100%)

②職員配置等

【現状】

正規職員の保育士と臨時職員（非常勤を含む。以下同じ。）の保育士の実人数比率については、公立保育園では正規職員の保育士が35%であるのに対し、民間保育園では73%となっており、大きな違いがあります。

また、佐倉市の公立保育園の正規職員の保育士の比率は、常勤換算後^{※1}で44%であり、この数値は、県内他団体と比較^{※2}してもかなり低い数値となっています。これは、昭和58年から昭和63年まで正規職員の保育士の採用が全く行われなかった期間があったことや、様々な保育サービスの拡充を、主に臨時職員の保育士の補充により対応してきたことなどの影響と考えられます。

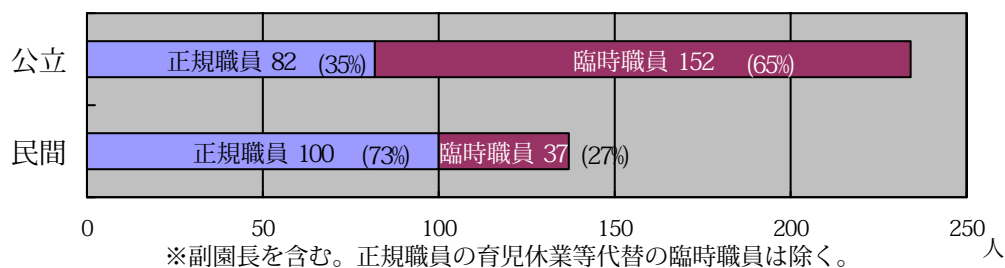
保育士の勤務体制については、公立保育園では、職員の基本的な勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までですが、これ以外の時間帯は、早番・遅番のシフト勤務や、臨時職員により対応しています。例えば午前7時から午後8時までの長時間保育の園児に対して、保育士は、1日のうちに3～4回程度の交代勤務により対応しています。

一方、民間保育園では、全面的なシフト勤務の導入により、交代回数は2回程度となっている園が多くなっています。

※1 保育士の勤務形態は、1日4時間を週5日間勤務する形態や、1日7時間45分を週3日間勤務する形態のほか多様な勤務形態があります。このため、すべて1日7時間45分を週5日勤務する形態に換算することを言います。

※2 佐倉市が平成21年7月に県内各市に行った調査では、回答のあった24市の中で、正規職員の常勤換算比率が高い市は、①浦安市77.7% ②匝瑳市77.4% ③松戸市77.4% ④勝浦市77.3% ⑤千葉市75.0%となっています。一方、正規職員の常勤換算比率が低い市は、①袖ヶ浦市35.6% ②四街道市38.3% ③佐倉市44.0% ④木更津市47.1% ⑤山武市49.0%となっています。

〔図表4 公立・民間保育園の正規・臨時保育士の人数（実人数）
（平成22年4月1日現在）〕



【課題】

公立保育園においては、正規職員であっても臨時職員であっても、保育士資格を持つ職員により、適切な保育を行っています。

しかしながら、今後、延長保育、一時預かり・特定保育、産休明け保育等の多様な保育サービスのさらなる拡充をしていくことや、今後10年以内に正規職員の保育士の4割弱が退職することが見込まれる中であって、職員体制の確立が課題となっています。

③施設整備費の状況

【現状】

佐倉市の保育園は、その大半が第2次ベビーブーム期前後の昭和40年代から50年代前半にかけて建設され、改築が行われずに建築後30年を経過した施設が18施設中4施設(公立2施設・民間2施設)存在しています。

これまでも、安全で快適な保育環境を保つため、随時改修を行ってきましたが、一部の施設では部分的な改修では対応できず、改築等の抜本的な対応が求められています。

〔図表5 建設時期別保育園数〕(増改築を含む。平成23年12月現在) (園)

現園舎建設時期	公立	民間	計
築30年以上 (～昭和56年)	2	2	4
築20年～29年 (昭和57年～平成3年)	1		1
築10年～19年 (平成4年～平成13年)	3	2	5
築10年未満 (平成14年～平成23年)	2	6	8

※公立保育園のうち、佐倉保育園と馬渡保育園については、現在、改築整備を実施中のため、築10年未満に分類しています。

【課題】

厳しい財政状況の中で、多額の資金を要する改築を短期間に集中して行うことは、非常に困難です。特に、公立保育園にあっては、平成18年度から施設整備に係る国の交付金是一般財源化されたこともあり、今まで以上に施設整備の財源確保は困難な状況となっています。

④運営費の状況

【現状】

保育園の運営費に対する財源は、国及び県からの負担金・補助金、保護者から徴収する保育料と市の一般財源(市税等)で構成されています。

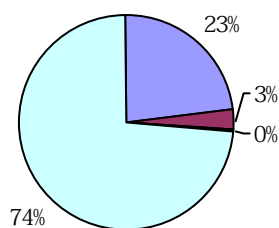
公立保育園の運営費に対する国・県負担金は、平成16年度から廃止され、さらに、特別保育事業の国・県補助金も年々削減方向にあります。

公立保育園の運営に要する経費と民間保育園への委託料や運営費等交付金の決算額に占める市の一般財源(市税等)の割合を比較すると、平成22年度実績で公立74%、民間36%であり、公立保育園の運営には、民間保育園に比べ、多額の市費負担が生じています。

運営経費を公立保育園と民間保育園で比較すると、園児一人当たり一か月に要した運営経費は、平成22年度決算では、公立保育園107,095円、民間保育園101,426円であり、公立の運営経費が若干高くなっている状況です。

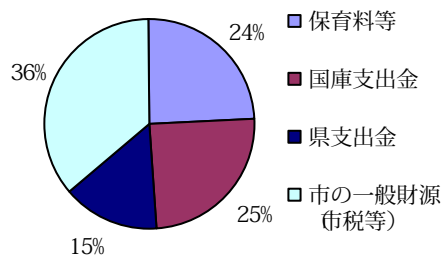
〔図表6 公立保育園・民間保育園運営費の財源内訳（平成22年度決算）〕

〔公立保育園〕



財 源	金 額 (円)	割合 (%)
保育料等	274,978,950	23
国庫支出金	35,326,000	3
県支出金	2,117,400	0
市の一般財源 (市税等)	872,690,694	74
運営費合計	1,185,113,044	100

〔民間保育園〕



財 源	金 額 (円)	割合 (%)
保育料等	216,651,870	24
国庫支出金	216,799,875	25
県支出金	129,213,038	15
市の一般財源 (市税等)	321,772,646	36
運営費合計	884,437,429	100

【課題】

前述のとおり、保育園は、国が定める基準に基づいて運営されているため、公立も民間も一定の保育水準が確保されており、佐倉市においては、公立と民間に大きな差はありません。

しかし、保育園を運営するための経費をどう負担するかについては、保護者の保育料負担を除いたほとんどを市の一般財源（市税等）で負担する公立保育園と、国・県で負担がある民間保育園では、大きな違いがあります。

厳しい財政状況の中で、これらの保育園を持続し、質の高い保育サービスを提供していくための財源を確保することは困難を極めると予想されますが、市全体の保育にかかる経費を見直すこと等により、確実にやっていかなければなりません。

（３）公立保育園民営化に係る動向

①全国の動向

全国的に公立保育園は減少傾向にあり、民間保育園は増加傾向にあります。

この背景には、国の規制緩和により株式会社等の参入が可能となったことや、公立保育園の建設費や運営費への国・県の負担金が一般財源化されたことなどにより、新たな保育園整備は公立ではなく民間でなされる例が多くなっていること及び公立保育園の民営化などを反映しているものと考えられます。

②千葉県内の動向

千葉県内においても、銚子市や市川市、浦安市、野田市、松戸市などでは、民営化が進んでおり、近隣の例では、八千代市で4園の公立保育園が民営化されています。

③国の制度改革の動向

ア 子ども・子育て新システムの概要

政府では、本格的には2010年代半ばの施行を目指して、子どもや子育てに関する抜本的な制度改革を検討しています。この制度改革においては、次のような目的・方針・内容で、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けて検討が行われています。

【目的】 以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
- ◆ 基礎自治体（市町村）の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

イ 保育制度改革

子ども・子育て新システムの制度設計に際し、保育制度の変更に関わるものとして、以下のような項目が検討されています。

- ・ 幼稚園・保育所、認定こども園の一体化（保育に欠ける要件の撤廃等）
- ・ 小規模保育サービスや短時間利用者向け保育サービス等、多様な保育サービスを新システムに位置付け
- ・ 利用者と事業者間の公的保育契約制度の導入

- ・イコールフッティング※による株式会社・NPO等事業者の参入促進

※イコールフッティング：今回の場合、参入事業者が対等の立場で競争が行えるように、基盤・条件を同一にすることをいう。

- ・社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」

（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）より

ウ 検討状況

子ども・子育て新システムについては、国の「子ども・子育て新システム検討会議」において、平成22年9月末から具体的な内容について検討がなされてきました。そして、平成23年7月29日に政府の少子化社会対策会議において、中間とりまとめが決定されました。

この中間とりまとめでは、今後、政府は費用負担の在り方など残された検討課題について、さらに検討を進め、実施主体である地方公共団体や関係者と丁寧な議論を行った上で、子ども・子育て新システムの成案を取りまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出するとされています。

2 保育園の在り方

(1) 保育施策の方向性

①保育需要に対応した児童受入枠の確保

- ＊児童受入枠の拡大

- ＊小規模保育園、分園等の整備

保育園入園待機児童の解消や、希望する保育園に入園できない状況の改善を図る必要があります。

平成22年3月に策定した佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）において、平成26年度末までに保育定数を1,800人にすることを定めています。この目標達成に向けて、保育園の誘致や既存施設の定員の見直しを進めていきます。

また、保育園の整備にあたっては、通常規模の認可保育園の設置だけでなく、施設整備や運営に要する負担が比較的少ない小規模保育園や保育園分園なども整備の対象としていきます。

なお、将来、少子化の進行や社会情勢の変化等に伴う保育需要の減少により、地域の公立・民間保育園の児童受入枠が過剰となった場合の定員見直しについては、まず公立保育園から行うものとします。

②多様な保育サービスの提供

- ＊現在の事業の拡充

- ＊新たな保育需要への対応

- ＊子どもの利益への配慮

多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、現在実施している延長保育、一時預かり・特定保育等を、今後も公立・民間それぞれが更に充実できるようにしていきます。また、現在実施していない、病児・病後児保育、休日保育等の新たな保育サービスについても対応をしていきます。

これらを推進するに当たっては、保護者のニーズを満たすとともに、子どもの利益、子どもの育ちの視点に十分配慮していきます。

③保育の質の向上

- ＊職員の資質の向上

- ＊働く者の意欲を高めるための仕組みづくり

- ＊第三者評価や利用者の意見を取り入れた運営

保育の質とは、まず第一に、そこで働く人の質とも言えます。これからの保育者には、より高度な専門性や保護者との対話などが求められています。

そのため職員の知識や技能等の習得・向上を図るための研修体制を強化することと併せて、管理者（園長等）の能力を高め、保育の質を確保していきます。

また、第三者評価の導入など保育の質を客観的に点検する手法や、利用者の意見や苦情を聴取し、運営に反映させる仕組みについても検討していきます。

④地域の子育て支援の充実

＊地域の子育て拠点としての役割の充実

児童福祉法で規定されているとおり、保育園においては、入園している子どもたちの保育の実施のみならず、地域における子育て支援の拠点としての役割を担うことが求められています。

このため、子育て中の家庭や、これから親となる人に対して、日常の保育によって培われた知識、経験を活かし、地域における身近な子育て支援の拠点施設として、弱体化した地域の子育て機能を補完していきます。

⑤施設環境の維持

＊計画的な施設維持管理の実施

適切な保育環境を維持するために、維持管理や修繕のシステムを見直し、より一層計画的な維持管理を行っていきます。

（２）公立保育園の在り方

「（１）保育施策の方向性」に基づく施策を、厳しい財政状況の中でも着実に実施していくためには、公立保育園、民間保育園の双方が、それぞれの特性を活かしながら、適切な役割分担のもとに、連携・協力して取り組んでいくことが必要です。

公立保育園は、児童の保育及び保護者等への支援という保育園本来の役割に加え、次に掲げる役割に重点を置き、佐倉市の子育て支援サービスの拠点施設として、行政機関としての特性と専門性を積極的に担っていきます。

①今後の公立保育園の担うべき役割

ア 地域全体の保育水準の向上

公立保育園においては、保育士、栄養士、看護師等の同一職種ごとの検討会・研修会の実施や、園長会議・副園長会議などの職場横断的な体制があります。今後は、これまで培ってきた保育の技術やノウハウと併せて、時代に適応した新たな保育カリキュラムの作成や食育の推進など新たな課題に積極的に取り組み、これらを研修や研究発表等の形で民間保育園にも伝え、地域全体の保育水準の向上を図ります。

イ 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

各保育園に、豊かな経験を有する保育士を配置し、障害児、アレルギーを持つ児童、その他福祉的支援を必要とする児童など、特別な配慮を必要とする児童の受け入れを積極的に行います。

ウ 保育サービスのセーフティ・ネット

佐倉市においては、全域において保育需要が高いため、民間保育園の経営が成り立たず、保育園の空白地帯が生じたり、既存の保育園が撤退したりするような状況にはありません。

しかし、災害、その他不測の事態により、保育の実施が困難になった保育園が発生した場合には、公立保育園全体で対応できるような体制を整備します。

エ 関係機関・地域との連携・協力

公立保育園は、行政機関の一部であることから、他の行政機関との連携が比較的取りやすいという長所があります。児童相談所、県保健福祉センター（保健所）、学校等の関係機関や民生委員・児童委員・地域等とのネットワークを活用し、虐待など児童の諸問題の着実な解決に向けて、連携・協力を図ります。

オ 家庭保育員（保育ママ）※との連携・指導

公立保育園は、保育ママ自身の休暇、病気加療や資質向上のための研修参加等において代替保育を行い、安心して従事できる環境をつくります。また、相談・助言等を積極的に行うと共に、集団保育の場の提供も行います。

※家庭保育員（保育ママ）：保護者の就労、病気などにより家庭での養育が困難な場合、保護者に代わり保育するもの。保育は、市が認定した家庭保育員（保育ママ）が、保育ママの自宅で行うもの。

3 公立保育園の民営化

(1) 基本的な考え方

現在、佐倉市における保育サービスは、公立保育園8園と民間保育園10園を中心に行われています。

保育サービスについては、公立・民間の運営形態の違いなどによる大きな差は見られませんが、運営費の財源と職員の体制面では大きな違いがあります。

保育料を除くほとんどの運営費を市が負担する公立保育園においては、年々、正規職員の占める割合が低下し、臨時職員を補充することで一定の保育水準を保っています。

しかしながら、今後、多様な保育サービスのさらなる拡充をしていくことや、公立保育園の担うべき役割を果たすための、職員体制の確立が課題となっていますが、人材の確保と質の向上を図るための財政負担も大きく、厳しい財政状況の見通しの中で、その財源を安定的・永続的に確保することは難しくなっています。

一方、民間保育園では通常保育の実施に加え、各種特別保育の実施や子育て支援事業に取り組む園があるなど、保育園運営における民営の有意性が評価できます。

このようなことから、今後は、公立保育園と民間保育園が、それぞれの特徴を活かした役割分担の中で連携・協力しながら、保育サービス全体の充実を図っていくため、公立保育園の一部について民営化を進めることが有効であると考えます。

①目的

公立保育園の民営化は、今後の保育ニーズの増大に対応するため、今ある保育の施設や人材、財源などを最大限に活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、あわせて佐倉市の子育て支援施策のより一層の充実を図ることを目的とします。

公立保育園では、正規職員である保育士の集約により、既述の「今後の公立保育園の担うべき役割」を確実に実施できる態勢を整え、民間保育園では、民間活力及び国・県負担金を活用した市からの適切な財政支援により、これまでの安定した保育に加え、保護者の多様なニーズに、特色をもった保育で応えることを期待するものです。

②民営化の形態（平成23年12月現在）

民営化の形態には、図表7のように市が設置主体となって、運営業務を委託することや指定管理者制度などの公設民営方式と民間が設置主体となり運営も行う民設民営方式があります。

公設民営方式では、設置主体は市のままですが、定期的（概ね3年から5年程度）に、運営事業者の変更手続が必要となり、その都度運営事業者が変更となる可能性があります。また、施設整備や運営費について、国や県の負担金がありません。

民設民営方式では、設置主体は事業者にかわりますが、民営化後に運営事業者の変更は無く、長期間継続した保育運営をすることが可能となります。また、施設整備や運営費について、国や県の負担金（補助金）がある財政的メリットがあります。

以上のことから、佐倉市における保育園民営化の形態としては、民設民営（民間移管）を基本とします。

〔図表 7 認可保育園の運営形態（平成 23 年 12 月現在）〕

	公設公営 （直営）	公 設 民 営		民設民営 （民間移管）	
		運営委託	指定管理者		
設置主体	市	市	市	事業者	
運営主体	市	事業者	事業者	事業者	
				社会福祉法人	左記以外
民営化後の事業者 変更の手続き	—	有り	有り	無し	
		契約期間満了時	指定期間満了時		
業務の範囲	管理・運営	運営委託	管理・運営	管理・運営	
		増改築・修繕は 市が行う	増改築・大規模 修繕は市が行う		
運営費に係る国・県 負担金の有無	×	×	×	○	
施設整備に係る 国・県補助金の有無	×	×	×	○	×

③民営化対象園の選定方針

公立保育園の中から、次の点を重視し総合的に判断して民営化対象園を選定するものとします。

前述の「今後の公立保育園の担うべき役割」で掲げた役割を担う必要があることから、佐倉市地域福祉計画における 5 つの中域福祉圏ごとに、最低 1 園の公立保育園を運営し、それ以外の保育園については民営化対象園とします。

民営化対象園の選定にあっては、地区バランスとともに、施設の老朽化に応じた最適な民営化の方法を選択し、決定するものとします。

ただし、次の保育園については、当面、民営化対象園としないものとします。

保育園名	主 な 理 由
佐倉保育園	平成 24 年 1 月から 10 年間の賃貸借をしている施設のため。
馬渡保育園	地域の広域避難所と指定されているため。

〔図表 8 地区別公立保育園の状況（平成 24 年度末見込み）〕

地 区	保育園名	施設建設開設年月	経過年数	定員(人)
佐倉地区	佐倉保育園	平成 24 年 1 月	0 年	130
	佐倉東保育園	昭和 53 年 4 月	33 年	90
白井・千代田地区	白井保育園	平成 8 年 4 月	15 年	90
志津北部地区	北志津保育園	平成 11 年 4 月	12 年	138
志津南部地区	志津保育園	平成 5 年 4 月	18 年	150
	南志津保育園	昭和 50 年 4 月	36 年	100
根郷・和田・弥富地区	根郷保育園	平成 3 年 4 月	20 年	130
	馬渡保育園	平成 24 年 7 月(予定)	-	※90(予定)
合 計				918

※平成 24 年度中の改築後の見込み定数を記載

④施設の老朽化に応じた最適な民設民営（民間移管）の手法の検討

公立保育園 8 園のうち、現在 2 園の改築整備を行っていますが、残りの園については、建築後（改築をした園については改築後）30 年以上経過している園もあることから、施設の老朽化に応じた民間移管の手法を検討します。

ア 建築後 30 年以上経過している園・・・2 園

これらの園は、いずれも財務省令で定める耐用年数を過ぎていることから、現園舎を民間事業者を引き継ぐことは難しいものと考えられます。

このため、これらの園については、現在の保育園がある地区内に、民間事業者が保育園を新築したうえで、民営化対象園の保育事業を引き継ぐ方法によるものとします。

なお、新園舎を建設する用地については、市が保有する公共用地の活用をファシリティマネジメント※の視点も含めて総合的に検討を行うものとします。

※ファシリティマネジメント：土地・建物・設備などを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動のことをいいます。

イ 建築後 30 年以内の園・・・4 園

これらの園は、すべて財務省令で定める耐用年数以内であることから、建物を民間事業者に移管することを前提とします。ただし、建築後 10 年から 20 年程度経過していることから、経年劣化部分の改修等について必要な措置を検討するものとします。

なお、土地については、原則として無償貸付をするものとします。

⑤民営化対象園の公表

前述の「民営化対象園の選定方針」に基づき、民営化対象園及び民営化実施時期を決定後、民営化対象園の保護者だけでなく市民に公表し、今後、入園を予定している保護者も保育園の選択ができるようにします。

また、民営化対象園の保護者に説明会を開催し、理解を得るための十分な期間の確保に努めます。

⑥移管先事業者

保育園の運営事業者に関しては、平成12年度から国の規制が緩和され、地方自治体、社会福祉法人に加え、新たに株式会社、学校法人、NPO等も認められるようになりました。

現在、佐倉市内にある民間保育園10園中、社会福祉法人が運営する保育園は5園、株式会社が運営する保育園は5園あり、保護者等から一定の評価を受け、保育を実施しています。

しかしながら、公立保育園を民間移管する場合の事業者としては、次の理由から、社会福祉法人を第一とします。

ア 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人であり、公共性が極めて高く、営利を目的としない法人であるため。

イ 市有財産の譲渡や無償貸付、または今後の施設整備に国・県の補助が受けられる制度等において、社会福祉法人とその他の法人に対する扱いに違いがあるため。

(2) 民営化スケジュール

今後、次のスケジュールにより民営化を進めます。

年 度	建物を譲渡する民間移管の場合	民間事業者が保育園を新築し、民営化対象園の保育事業を引き継ぐ民間移管の場合
平成 24 年度	・民営化ガイドラインの策定、公表 ・民営化対象園の決定・民間移管の手法の公表 ・民営化対象園の保護者、臨時職員等への説明会の実施	
平成 25 年度	・法人募集、選定、公表	・法人募集、選定、公表 ・千葉県との協議（認可事前協議、建設費補助金等） ・法人による新築設計
平成 26 年度	・引き継ぎ・合同保育 ・千葉県への保育園認可申請	・法人による新築工事
平成 27 年度	・民営化開始（4月）	・引き継ぎ、合同保育 ・千葉県への保育園認可申請
平成 28 年度		・民営化開始（4月）

※今後の進捗状況により変更となる場合があります。

(3) 移管に当たって

①方針の明示

民間移管の実施に当たっては、保護者に対し十分な説明を行うことはもちろん、移管を行う際の基準やスケジュールを、ガイドライン等の形で作成・公表し、市の方向性を市民に明確に示します。

特に、民営化対象園の保護者に対しては、相当な期間を設けて事前に周知を図り、説明を尽くして民間移管に伴う不安の解消に努めます。

②段階的实施

保育園は乳幼児が生活する施設であり、在園児への影響を可能な限り小さくすることが不可欠であることから、民間移管を実施する際は、一度にすべて移管するのではなく、まず1園で実施することとします。その中で課題が生じた場合は対応策を検討し、その後の民営化に反映させるなど、慎重な対応をしていきます。

③事業者の選定

有識者や保育関係者などで構成する選定委員会を設置し、子育て支援施策に対する情熱や理解、安定した経営基盤と運営実績、さらには障害児保育や多様な保育サービスの提供を含む保育内容、給食の考え方など総合的な観点から質の高い事業者を選定します。

④在園児への影響を最小限にとどめるための対応

運営を民間に移管するに当たっては、民営化対象園の在園児への影響を可能な限り小さくすることが不可欠です。その対応としては、移管条件として、保育内容、行事等保育環境の急激な変更は行わないことや、一定の経験を持った施設長の配置と、年齢や経験年数のバランスに配慮した保育士の確保を義務付けます。

また、運営主体の決定から移管まで十分な期間を確保し、合同保育*を実施するなど、時間をかけた丁寧な引き継ぎを行います。

※「合同保育」：移管前の一定期間において、公立保育園の保育士と移管先法人の保育士が一緒になって行う保育

（４）移管後の保育の質の確保

①確認・指導

毎年、千葉県により行われる指導監査に佐倉市職員が同行するほか、適宜保育園を訪問し、民営化の際の条件が遵守されているか確認を行い、必要な場合には指導を行うなど、移管条件の遵守と保育の質を確保するための取り組みをします。

なお、移管後年数が経過した後であっても、市は当該運営事業者に対し、移管条件について必要な確認や指導を行います。

②保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の確保

民間移管後の一定期間、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設け、情報を共有し、より良い保育環境を確保します。

4 児童センター・学童保育所の現状と課題

(1) 児童センターの現状と課題

①児童センターとは

児童センターは、児童福祉法第40条に規定された児童厚生施設であって、地域の児童（18歳未満のすべての児童）に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設であり、地域の児童健全育成の拠点として重要な役割を担っています。

②佐倉市の児童センター

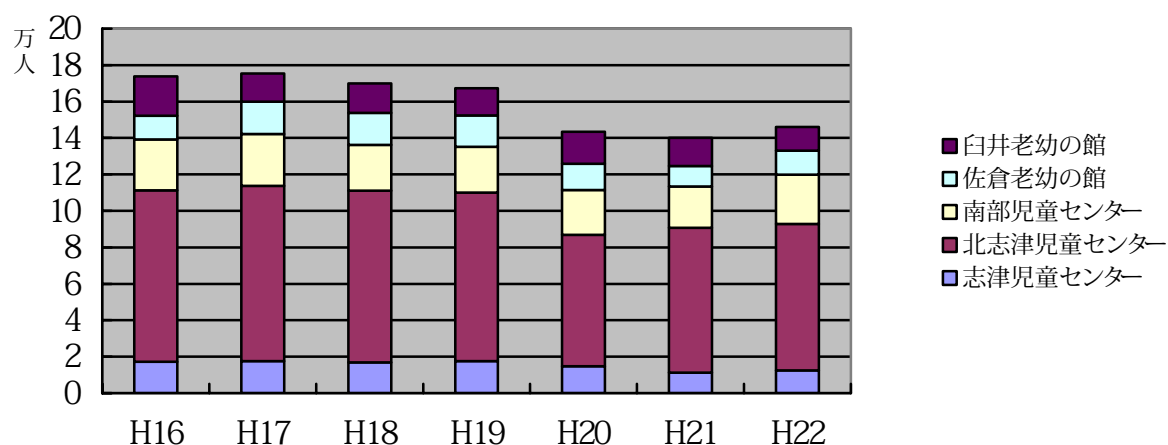
上記の趣旨に基づき、佐倉市には、3つの児童センター<志津児童センター、北志津児童センター、南部児童センター>と2つの老幼の館<佐倉老幼の館、臼井老幼の館>（以下「児童センター」という。）があり、子育て支援事業、児童健全育成事業、地域・世代間交流事業等を行い、遊びを通して子どもたちの健やかな成長を図るとともに、保護者や地域の方々と連携して、子育て・子育てをサポートしています。

佐倉市の人口はここ数年横ばいで推移していますが、利用者は、少子化の進行により減少傾向にあります。

〔図表9 児童センター年間利用者数〕

(人)

施設名	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
志津児童センター	17,278	17,584	16,947	17,514	16,231	12,023	12,653
北志津児童センター	93,900	96,059	94,198	92,431	71,955	79,311	80,293
南部児童センター	28,005	28,456	25,041	25,287	24,563	22,774	27,051
佐倉老幼の館	13,061	17,767	17,524	17,133	14,564	11,258	13,117
臼井老幼の館	21,519	15,524	16,225	14,909	17,521	15,340	13,006
合 計	173,763	175,390	169,935	167,274	144,834	140,706	146,120



※平成21年度：新型インフルエンザの影響で、事業が中止されている。

平成20年度：北志津児童センターが改修工事で1ヶ月間休所している。

③施設の状況

昭和50年代半ばから昭和60年代初めにかけて整備された志津児童センター、佐倉老幼の館、臼井老幼の館は老朽化が進んでおり、今後も計画的に改修を行っていく必要があります。また、この3施設は利用者用の駐車場が不足し、乳幼児を連れた保護者が利用しにくい環境になっています。志津児童センター、佐倉老幼の館では、児童が外遊びをするスペースが非常に狭いことも課題となっています。

なお、児童センターは学童保育所を併設しており、一部の児童センターにおいては、学童保育所専用室以外の共有スペースを活用し、定員以上の学童保育所児童を受け入れているため、学校の長期休業時には、児童センター事業の実施が困難な状況にあります。

④職員の配置状況

児童センターには、所長以下事務職員、保育士等4名から5名の正規職員が配置されています。このほかに、各施設、非常勤職員の児童インストラクター、図書整理員、用務員が配置されており、児童センターの業務は、正規職員の保育士及び非常勤職員の児童インストラクターが中心となって行っています。

また、児童センターは、併設学童保育所と近隣の学童保育所を所管しています。学童保育所の運営において、夜間や早朝（学童保育所が1日保育の場合）、児童センターの正規職員が不在となる時間をなくすため、児童センターでは平成23年度からシフト制勤務を導入しています。

（２）学童保育所の現状と課題

①学童保育所とは

学童保育は、児童福祉法第6条の2第2項*に規定されている放課後児童健全育成事業であり、保護者が就労等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童が安全に安心して過ごすことのできる場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

学童保育所は、親が安心して就労するための施設としてだけではなく、子どもが遊びや生活を通してすこやかに成長・発達することを質的に保障する場です。

※児童福祉法の改正により、平成24年4月1日から同法第6条の3第2項に規定される。

②佐倉市の学童保育所

佐倉市の学童保育所は、昭和50年代初めに、中志津地区の公園にプレハブ施設を建て、地域のボランティアが小学生を預かったことが始まりとなっています。

昭和54年の志津児童センターの開設にあわせて、放課後児童ルームを開設し、その後、佐倉老幼の館、臼井老幼の館、北志津児童センター、及び社会福祉法人が運営する民間保育園3園にも開設されました。

平成8年度までに、大崎台、根郷、西志津、佐倉東の4施設を単独施設として整備し、平成14年度からは、児童センターで行っていた放課後児童ルームを学童保育所に統合し、同時にそれまで無料で行われていた学童保育料金の有料化を行いました。

平成19年度以降は、小学校の余裕教室を活用して7施設の整備を進め、佐倉市の学童保育事業を拡充しました。

また、平成21年4月、弥富公民館内に弥富学童保育所を開設し、平成23年12月、和田公民館内に和田学童保育所を開設したことで、公立学童保育所が24施設、民間学童保育所が5施設となり、全小学校区に合わせて29の学童保育所が整備されました。

公立、民間を合わせると、児童センター併設が5施設、小学校内設置が14施設、単独設置や保育園内設置等が10施設です。

③入所児童数の推移

小学校の児童数は減少傾向にあるにも関わらず、女性の社会参画や就労形態の多様化をはじめ経済状況の悪化や核家族化の進行等により、学童保育所入所児童数は年々増加しています。

平成16年4月時点で511人であった利用者は、平成23年4月では1,038人となり、この8年間で2倍以上の増加となっています。

入所児童の増加に対応するため、平成19年度から平成23年度までの5年間に、民間を含め10施設の新設及び増設を行い、580人の定員の増加を図っています。現在では、公立24施設（定員1,185人）、民間5施設（定員160人）となっています。

これまでの施設整備等により、定員の増加は図られたものの、志津地区や白井地区の一部の学童保育所では、定員を上回る児童が入所している施設があり、過密状態を改善することが課題となっています。

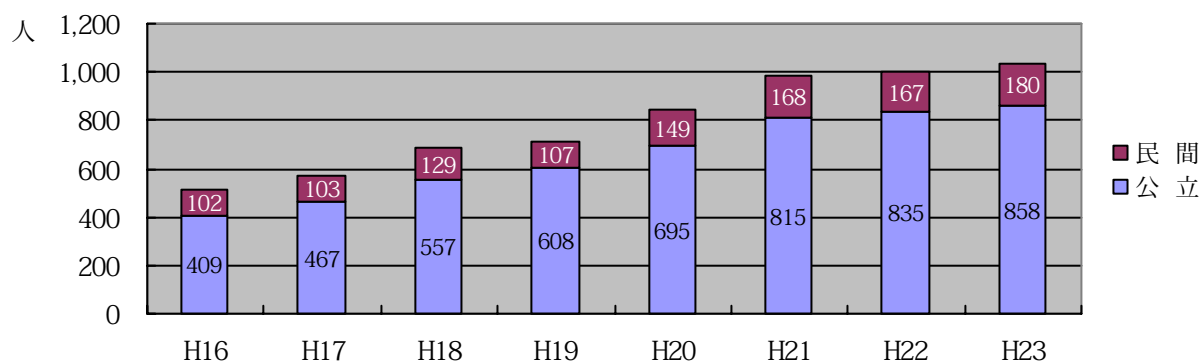
また、入所定員に余裕のある施設では、４年生以上の児童の受け入れを開始し、全小学校区で６年生までの受け入れを目指しています。現在、２３小学校区のうち、公立・民間をあわせ、１７小学校区で６年生までの受け入れが可能となっています。

全学年の受け入れが可能となっていない施設では、４年生以上の入所の要望も多く、すべての施設で、全学年を受け入れられる体制を整備していくことが課題となっています。

〔図表１０ 入所児童数（各年４月１日）〕

（人）

年度	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
公立	409	467	557	608	695	815	835	858
民間	102	103	129	107	149	168	167	180
合計	511	570	686	715	844	983	1,002	1,038



④開設時間

保護者の就労形態の変化や核家族化の進行、子育てに対する意識の変化等により、学童保育所に対するニーズは多様化してきています。

公立学童保育所は、通常は放課後から午後７時まで、土曜日は午後５時まで、学校の長期休業時や土曜日の朝の開所時間は、平成２３年の夏期休業時から午前７時としています。

一方、民間の学童保育所では、２施設で午前７時から、１施設で午前７時３０分から開所しており、利用者の都合により柔軟に受け入れをしている施設もあります。

保護者からは、閉所時間の延長や休日の開設などの要望があります。

⑤施設の状況

児童センターに併設されている学童保育所では、入所児童の増加により、学童保育所専用スペースのほか、児童センターのスペースも活用しているため、学校の長期休業時等は、児童センター事業の実施を困難な状況にしています。

また、児童センター併設の学童保育所や単独設置の学童保育所は、昭和50年代から60年代始めにかけて整備されているため、老朽化が激しく、大規模な改修が必要な施設もあることから、計画的な改修を進める必要があります。

⑥運営体制

公立の学童保育所は24施設あり、保育園や児童センターが、学童保育所を1施設から4施設所管しています。

学童保育所には正規職員がおらず、日々の保育は、週3日から4日勤務の児童インストラクター（非常勤職員）により運営されており、学童保育所と離れた施設にいる保育園長あるいは児童センター所長が、学童保育所を管理しています。このため、常に児童インストラクターと連携して、日々の保育にあたることは困難であり、施設を円滑に運営する上での大きな課題となっています。

また、児童センターが所管する学童保育所では、以前は、夜間や早朝に正規職員が不在となる時間帯がありましたが、こうした状況を改善するため、現在、児童センター職員はシフト制で勤務しており、学童保育所の運営体制の向上に努めています。

しかしながら、保育園及び児童センターが学童保育所を所管するという現状の運営体制では、質的・量的な要求が高まる保育園、少ない正規職員で施設を運営している児童センターともに負担が重く、その軽減のための検討が必要です。

⑦児童インストラクターの配置状況

公立の学童保育所では、千葉県放課後児童クラブガイドラインに基づき、児童30名までは2人、40名までは3人といった、児童数に対応した人数の児童インストラクターを配置しています。また、障害児が入所する場合は、必要に応じて適宜、児童インストラクターを加配しています。

平成23年12月1日現在、141名の児童インストラクターが24か所の学童保育所に勤務しています。学童保育所の整備により、雇用する児童インストラクターの人数も増大し、雇用事務にかなりの時間を要していることが課題となっています。

⑧運営費・保育料

公立学童保育所は、県からの補助金、市の一般財源、及び保護者負担金で運営されています。支出の大部分は児童インストラクターの賃金が占めています。公立学童保育所の総事業費は施設数、入所児童数の増加とともに、年々増加しています。

一方、民間学童保育所は、市からの委託金と保護者負担金により運営されています。

保育料は、公立学童保育所は月額6,000円、民間学童保育所は月額9,000円から12,500円（おやつ代含む）となっており、公立と民間の保育料の格差是正が必要です。

5 児童センター・学童保育所の在り方

(1) 児童センター施策の方向性

①子育て支援拠点施設としての役割の拡充

- *社会情勢の変化や利用者ニーズを捉えた事業展開
- *地域のNPOやボランティア等との連携
- *実践的・効果的な研修の実施

核家族化の進行や地域におけるつながりが希薄化し、子育てに対する支援が受けにくくなるなど、家庭における育児の不安感や負担感が以前に比べ大きくなっています。このため、子育てが孤立化しないよう、地域全体で子育てを支えていく必要があります。

児童センターは、遊びを通して子どもの発達を支援する施設として、また、地域の子育て支援拠点施設として、これからも重要な役割を持つ施設です。

今後の事業展開にあたっては、社会情勢の変化や利用者のニーズを的確に捉えるとともに、地域のNPOやボランティア等と積極的な連携を図り、適切な役割分担をしながら、地域で子どもを見守り育てる意識を醸成し、児童の健全育成及び子育て支援等における地域の核となることを目指します。同時に、育児相談や情報交換等の集いの場として、利用者が気軽に来館できる施設づくりに努めます。

また、今の子どもたちに不足している自然体験や社会体験等の事業の充実も必要です。

児童センターには、遊びの指導をする児童インストラクターが配置されており、児童の自主性、社会性及び創造性を高めるため、遊びの指導を行っています。遊びの指導については専門的技術を要し、その指導の在り方が児童の諸能力の発達に強く影響するため、児童の遊びを指導する者が果たすべき役割は大きいと言えます。

児童インストラクターの資質向上や専門的知識の修得を促し、社会情勢の変化や利用者ニーズに的確に対応した事業を実施するため、関係機関と連携し、質の高い研修を実施していきます。

②施設環境の充実

- *施設の計画的な改修
- *求められる機能を備えた施設づくり

児童センターの中には、築30年以上が経過し老朽化が著しい施設もあるため、計画的な施設改修を進めます。大規模な改修が必要な場合には、ファシリティマネジメントの視点から、複合施設としての整備も検討します。

また、乳幼児を連れた保護者が事業に参加しやすくするため、求められる機能を備えた施設整備にも努めます。

本来、児童センターは、児童がいつでも気軽に利用できる施設ですが、一部の児童センターにおいては、定員以上の学童保育所児童を受け入れているため、学校の長期休業時に、児

童センター事業の実施に少なからず制約を受けている状況です。こうした状況を改善するよう努めます。

（２）学童保育所施策の方向性

①安心して楽しく過ごせる場の提供

- ＊健やかな成長と自立を支援

- ＊６年生までの受け入れ拡大と開設時間の延長

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る場所です。

子どもたちが安心して楽しく過ごせる居場所となるよう、また、遊びや生活を通して健やかな成長と自立を支援するよう努めます。

また、高学年であっても必要としている子どもが、安全に安心して放課後を過ごせるよう、全学年の受け入れに向けた整備に努めます。

開設時間に関しては、平成２３年の夏期休業時から朝の開所時間を午前７時としましたが、保護者からは、休日の開設や閉所時間延長の要望もあり、子どもの安全面からも、また子育てと仕事の両立を支援する面からも対応を検討します。

②保育環境の充実

- ＊実践的・効果的な研修の実施

- ＊運営体制の見直し

学童保育所においては、その設置目的から、児童インストラクターの担う役割が重要となっています。

児童インストラクターは、その日の保育状況などを保護者に報告し、保護者と適切にコミュニケーションを図らなければなりません。今後も、より実践的、効果的な研修を実施し、資質の向上に努め、採用する際には、学童保育に対して熱意とやる気を持った職員を採用するとともに、子どもの心に寄り添い、日々の保育が円滑に行われるよう、常時勤務できる児童インストラクターの配置に努めます。

児童センターが所管する学童保育所では、土曜日や学校の長期休業時など、正規職員が不在となる空白時間帯が生じないように、平成２３年度から児童センターにシフト制勤務を導入し、児童のケガ等の緊急時に迅速に対応できる体制を整えています。しかし、このことが、児童センター開館時間中の正規職員数の減少につながっています。保育園が所管する学童保育所では、保育園本体の業務において質的・量的な要求が高まっており、学童保育所の管理を併せて行うことは困難な状況です。こうした運営体制についても改善する必要があります。

また、同じ公立学童保育所内でも運営に多様性が見られることから、（仮称）佐倉市学童保育運営基準を作成し、望ましい方向を目指します。

③施設環境の充実

- ＊施設の計画的な改修

- ＊入所定員に見合ったスペースの確保

学童保育所の中には、老朽化が著しい施設もあることから、児童が安心して快適に利用できるよう、計画的な施設改修を進めます。

学童保育ニーズの高まりから、施設によっては児童の出席率を勘案したり、児童センター併設学童保育所では、遊戯室の一部を共用スペースとして活用するなどして、定員を拡大している施設もあります。ゆとりあるスペースを確保し、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう、今後は余裕教室だけではなく、他の公共施設や空き店舗なども視野に入れた整備を検討していきます。

④保護者の費用負担の見直し

- ＊受益と負担のバランスの検証

- ＊保護者負担額の格差是正

学童保育にかかる保護者負担（保育料）は、公立と民間では大きく異なっています。

小学校区に民間の学童保育所しかない場合、利用者に施設を選択する余地はほとんどなく、施設によって保護者の負担が異なることは、好ましい状況ではありません。

国においては、学童保育の基本的なサービスに対する保護者負担の金額を、運営費の概ね2分の1と示しています。受益と負担の適正なバランスを検証し、保育料の見直しを行うとともに、公立と民間の保育料の格差是正を図ります。

また、開設時間の拡大に伴う運営費の増加については、延長保育料の設定により、利用する保護者から負担を求めることを検討します。

⑤学校との連携

学校施設の利用や子どもが抱える問題について、必要に応じて学校と連携を図り、きめ細やかな保育ができるよう努めます。

⑥民間の学童保育所との連携

民間の学童保育所は、独自に運営を行っており、基本的なサービスをできる限り統一したものとなるよう各施設と調整を図ります。

6 児童センター・公立学童保育所の民営化

(1) 基本的な考え方

①指定管理者制度の導入

児童センターについては、地域の子育て支援の拠点施設としての役割をさらに拡充していく必要があります。

学童保育所については、定員以上を受け入れている施設の過密状況の改善、及び全学年を受け入れ対象とするための施設整備が必要です。また、多様化する利用者ニーズに、柔軟に対応することも求められています。

一方、学童保育所の拡充に伴い、すべての施設の維持管理、児童インストラクターの雇用事務、児童の入所や保育料徴収事務などの業務量も年々増加しています。

こうした児童センターと学童保育所の現状と課題を踏まえると、児童センター及び学童保育所業務のすべてを市の直営で運営していくのではなく、市として取り組まなければならない事業と民間に任せられる事業を役割分担することが望ましいと考えます。様々なニーズに、より効果的、迅速に対応するため、民間の柔軟な発想を活かした経営手法や運営のノウハウを活用することは、利用者サービスの向上に有効な方法であると考えます。

そして、市として取り組むべき子育て支援施策の推進に、限られた人（正規職員）と財源を効果的に活用し、すべての子育て家庭を対象とした支援の拡充につなげます。

民営化の手法については、学童保育所は学校の余裕教室を活用している施設が多いため、民間移管をすることは適切ではありません。業務委託の場合は、契約範囲内のサービスの提供となり、自主的なサービスを期待することは困難です。また、業務委託は、原則、単年度契約が基本であるため、保育という事業の継続性を勘案しても長い期間の委託は難しいと考えます。

事業者の自主的なサービスや創意工夫により施設を最大限に活用してもらうこと、また、保育の継続性・安定性を考え、長い期間の委託が可能であることから、児童センターと学童保育所については、指定管理者制度を導入します。

施設の維持管理や簡易な修繕、学童保育所における入所決定や利用料金制度を活用できる指定管理者制度を導入し、施設運営の柔軟性や事業者の創意工夫を活かし、魅力ある事業の展開、保育の充実、サービスの向上を目指します。

また、保育園併設学童保育所については、当該保育園が民間移管となる場合に、併せて民間移管とすべきか検討します。

（２）指定管理者制度導入のメリット

①魅力ある事業の展開

児童センターについては、社会情勢の変化を的確に把握し、利用者の多様なニーズに合わせた様々な事業を展開していくことが求められています。

民間の持つアイデアやノウハウを活用し、魅力ある事業を展開することで、児童の健全育成、子育て支援の拠点としてのさらなる活用を図ります。

学童保育所の運営については、子どもの生活を豊かにする事業を実施することも必要であり、事業者のアイデアや創意工夫により、子どもたちが楽しめる自主事業の展開が期待できます。

②サービスの向上

学童保育所については、保護者の就労形態の多様化や核家族化の進行により、開設時間の延長や休日の開設、一時利用などの要望が寄せられています。長年の要望事項であった学校の長期休業時や土曜日の朝７時開所は、平成２３年の夏期休業時から実施しましたが、児童インストラクターの確保や所管施設の負担増加等の問題があり、その他の要望に柔軟に対応できているとは言えません。

指定管理制度の導入により、民間ならではの柔軟な発想と経営手法を活かすことで、利用者ニーズへのより迅速な対応が可能となり、サービスの向上が期待できます。

③運営体制の強化

現在、学童保育所では、非常勤職員である児童インストラクターがシフト制勤務により日々の保育を行っています。また、学童保育所は、児童センターや保育園が所管施設となっていますが、児童センター及び保育園の業務を行いながら、児童インストラクターと常時連携を図り学童保育所を運営していくことは難しい状況にあります。

指定管理者制度を導入することにより、大幅なコストの上昇なしに、統括する立場の常勤児童インストラクターを各学童保育所に配置することで、運営体制を強化し、保育の継続性を図り、保育の質を高めることが期待できます。

④施設整備の推進

児童センターについては、老朽化している施設が多いため、今後計画的に整備を進めていく必要があります。

学童保育所については、現在、待機児童が出ないよう、入所児童の出席率や児童センターの共有部分を活用して定員を増やしている施設があるため、過密状態になっている施設があります。また、施設に余裕のあるところでは、６年生までの受け入れを行っています。３年生までしか受け入れができていない施設もあります。

市では今後も引き続き、児童センターの適切な維持管理、学童保育所の過密状態の解消や全学年受け入れを目指した整備に努めます。

質の高い保育サービスを継続するためにも、市として取り組まなければならない事業と民間に任せられる事業を役割分担することが有効です。民間は、民間のノウハウを活用してサービスの向上が期待できる事業や施設の維持管理、雇用事務などを含めた運営面を担い、施設整備は市の役割として取り組むことで、保育環境の向上につながります。

（３）導入に当たって

①導入後の体制

現在、学童保育所に関する人事や予算等の事務処理は、担当課や児童センター、保育園が行っています。

学童保育所には事務を執るスペースが十分に確保できないため、仮に指定管理に移行した場合であっても、児童センターの責任者が学童保育所を統括し、学童保育所に関する事務処理を児童センターで行う体制が望ましいと考えます。

したがって、児童センター及び学童保育所における指定管理者制度の導入に際しては、図表１１のように市内を５つの児童センターの区域に分け、当該区域内にある児童センター及び学童保育所を一括して移管することが最適と考えます。

②指定管理者公募の対象

社会福祉法人やその他の団体（民間企業やNPO法人等）を広く公募するとともに、児童センター、学童保育所の管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有し、児童の健全育成に意欲のある事業者を選定します。

また、児童センター、学童保育所の運営方針、障害児保育や多様な保育サービスの提供を含む保育内容等の考え方など、総合的な観点から質の高い事業者を選定します。

③指定期間

学童保育所においては、保育の継続性、安定性が重要なことから、指定期間は、できるだけ長くすることが望ましいと考えます。

④周知期間の確保と円滑な引き継ぎ

利用者が混乱することがないように十分な周知期間を確保し、円滑な移行に努めます。

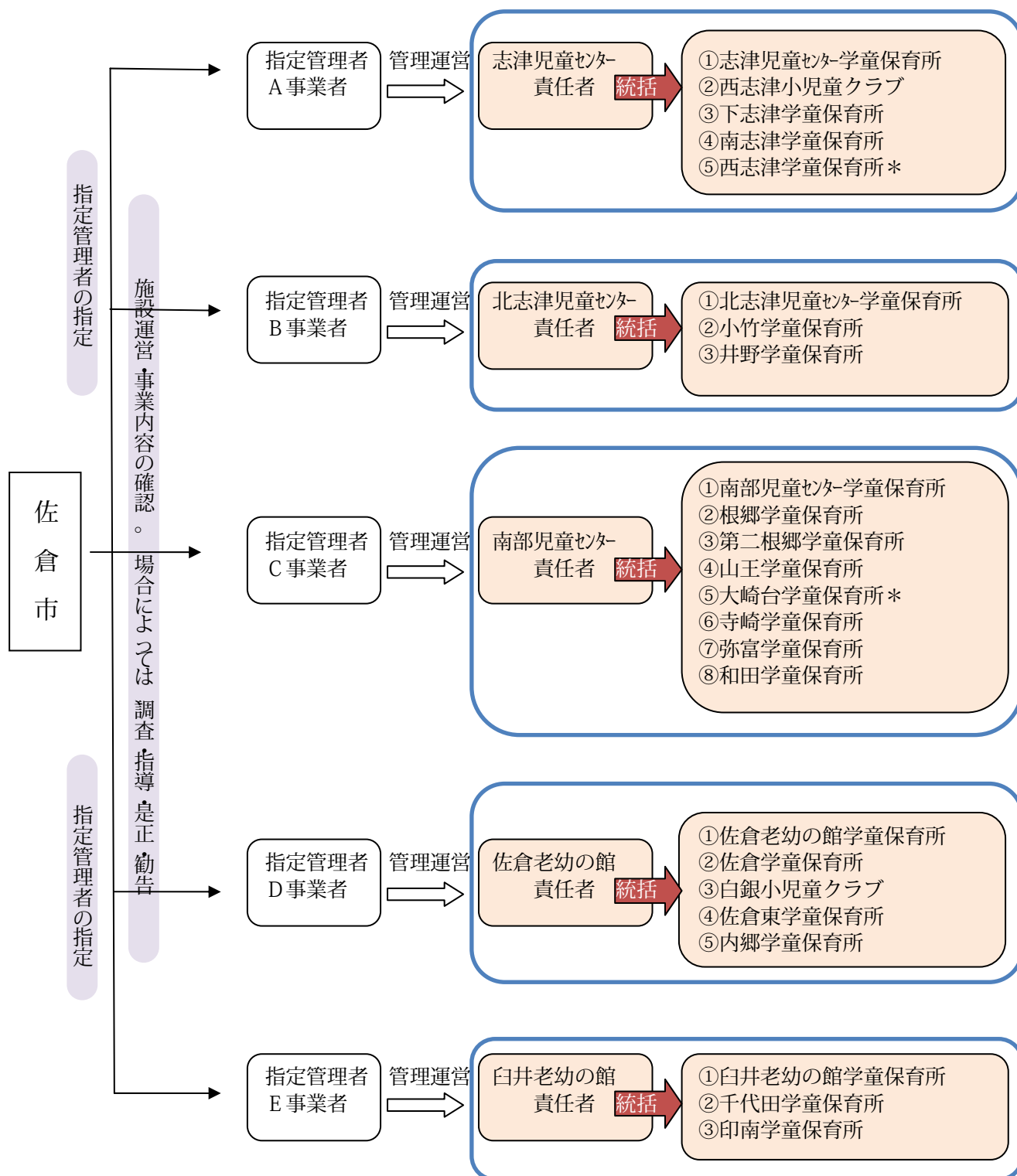
特に学童保育所においては、子どもたちの安全と安心を最優先に考え、市職員と指定管理者職員との合同保育の期間を設けるなど、十分な引き継ぎ期間を確保します。

⑤事業者選定方法

指定管理者の選定にあたっては、佐倉市指定管理者審査委員会に諮り、場合によっては、保育関係者など専門的な見地からの意見も踏まえ、事業者を選定します。

〔図表 1 1 指定管理者制度導入後の児童センターと学童保育所の運営体制〕

- ・児童センター責任者が各学童保育所を統括する。
- ・各学童保育所には、常勤の児童インストラクターを配置。



* 保育園併設学童保育所については、当該保育園が民間移管となった場合、併せて民間移管とすべきか検討します。

(4) 民営化スケジュール

下記のスケジュールで、平成26年4月1日からの導入を目指します。

平成24年(実施月未定)	* 指定管理者制度の導入について保護者・非常勤職員への説明
平成24年12月	* 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例改正(案)、佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例改正(案)について、パブリックコメントの実施
平成25年 2月	* 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例改正、佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例改正
平成25年 3月	* 保護者・非常勤職員への説明
平成25年 4月	* 指定管理者の公募
平成25年 9月	* 指定管理者の指定
平成25年(指定管理者決定後)	* 指定管理者との協定内容協議、事務・保育の引き継ぎ、合同保育の実施
平成26年 4月	* 指定管理者制度の導入

※今後の進捗状況により変更となる場合があります。

(5) 指定管理者制度導入後の保育の質の確保

①市の役割・責任

指定管理者の運営に移行した後の施設運営や事業内容が、当初の条件のとおり実施されているか、市が常に確認します。問題があるときは、市が責任を持って調査、指導、是正、勧告をします。

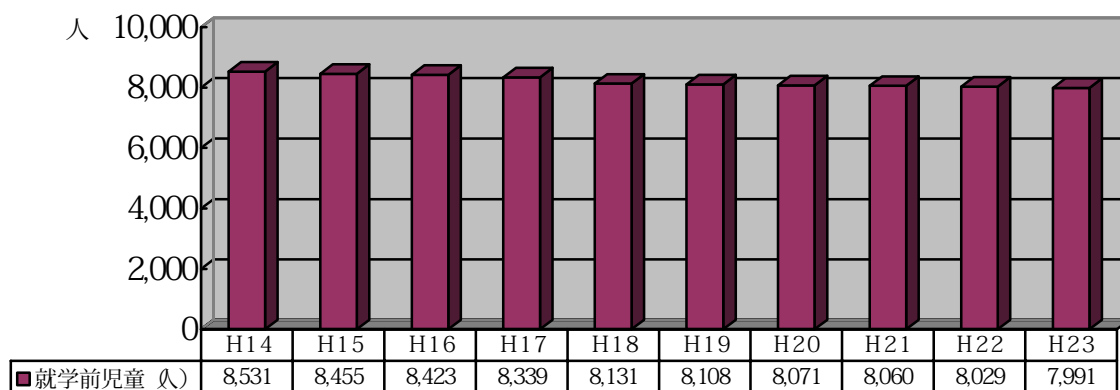
また、学童保育所については、児童一人ひとりにきめ細やかな対応が必要なことから、保育園、学校、保護者、他の関係機関と連携を図り保育に努めます。

②保育の質の確保と向上

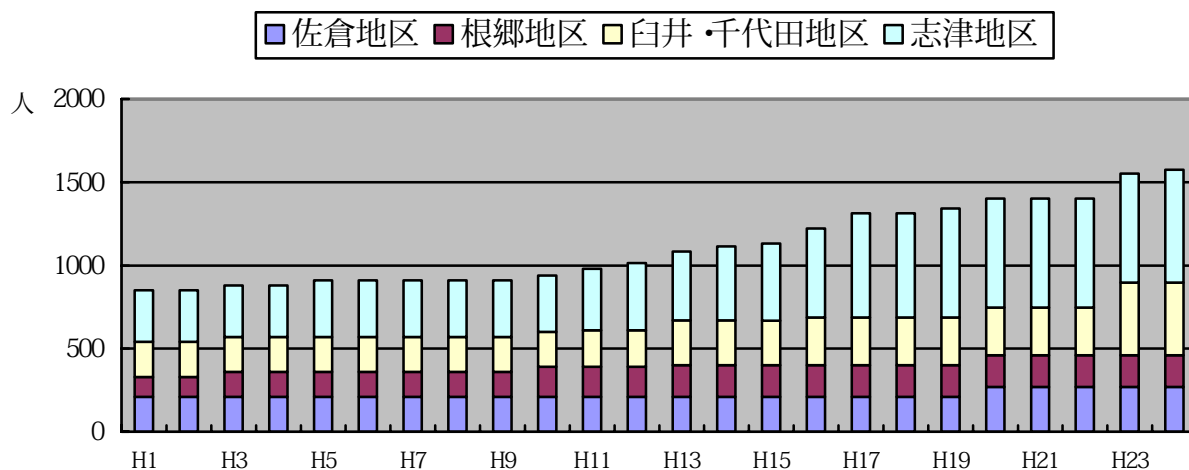
定期的にモニタリングを実施し、保育の質の確保と向上に努め、事業内容やサービスの充実を図ります。

資料編

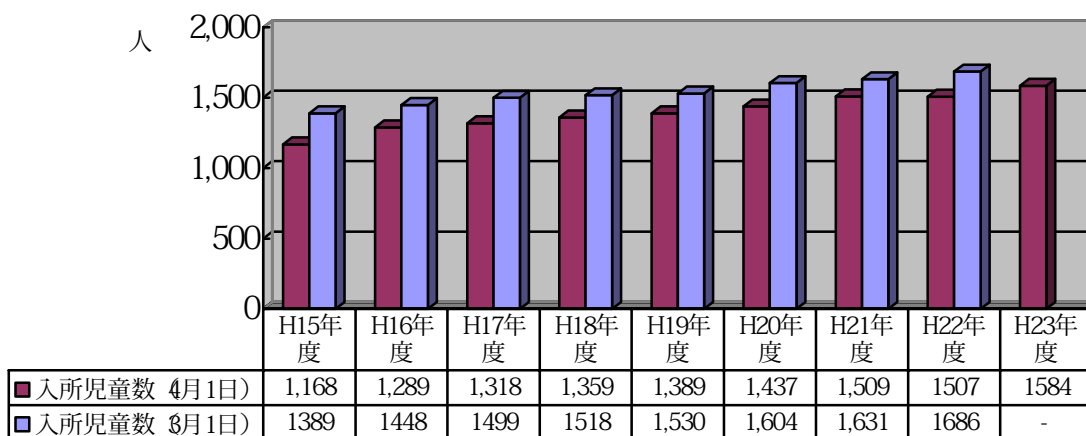
〔図表 1 2 佐倉市の就学前児童人口の推移（各年 3 月末）〕



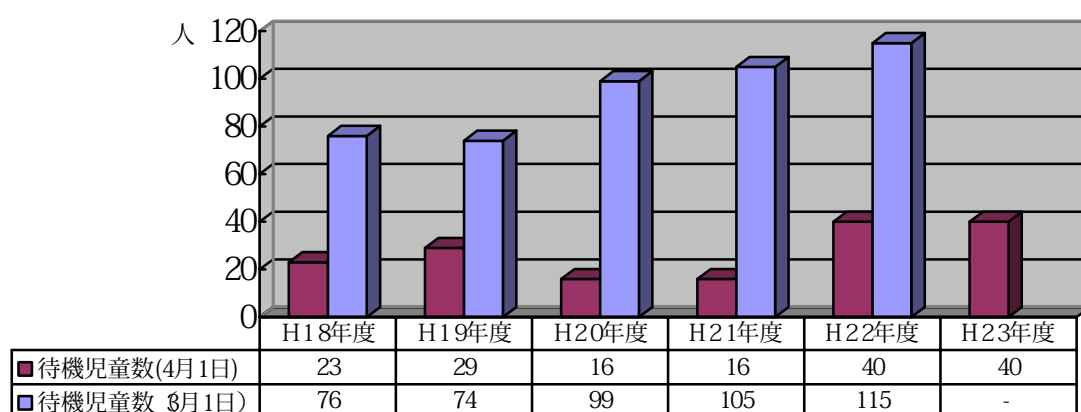
〔図表 1 3 佐倉市の保育園定数の推移（各年 3 月末）〕



〔図表 1 4 佐倉市の保育園入所児童数の推移〕



〔図表 1 5 佐倉市の保育園待機児童数の推移〕



〔図表 1 6 佐倉市の保育園〕

地 区	保育園名	運営	開園	定員(人)
佐倉地区	佐倉保育園	公立	S28. 5	130
	佐倉東保育園	公立	S53. 4	90
	にじいろ保育園佐倉	民間	H20. 4	60
白井・千代田地区	白井保育園	公立	S43. 4	90
	すみれ保育園	民間	S48. 4	80
	青葉保育園	民間	S55. 4	90
	第二青葉保育園	民間	H15. 3	27
	おひさま保育園	民間	H22. 5	90
	レイザイト インターナショナル チャイルド ケア	民間	H22. 5	60
志津地区	志津保育園	公立	S45. 4	150
	北志津保育園	公立	S48. 4	138
	南志津保育園	公立	S50. 4	100
	みくに保育園	民間	S52. 4	50
	光の子保育園	民間	S55. 4	80
	ユーカリハローキッズ	民間	H16. 4	100
	マミーズハンドさくら	民間	H17. 9	60
根郷・和田・弥富地区	根郷保育園	公立	S46. 4	130
	馬渡保育園	公立	S50. 4	60

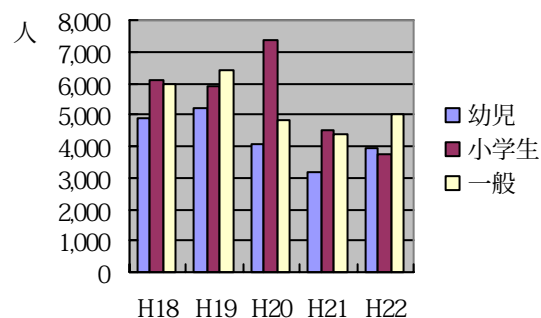
〔図表 1 7 民生費及び保育園運営費の決算額の推移〕

	一般会計歳出 決 算 額 千円)	民 生 費		保 育 園 運 営 費	
		決算額 千円)	構成比	決算額 千円)	構成比
平成 11年度	45,241,030	9,761,257	21.6%	1,397,523	3.1%
平成 12年度	39,248,752	6,841,737	17.4%	1,605,330	4.1%
平成 13年度	40,518,076	7,678,867	19.0%	1,535,166	3.8%
平成 14年度	38,419,160	7,832,173	20.4%	1,597,418	4.2%
平成 15年度	41,802,236	8,404,518	20.1%	1,603,633	3.8%
平成 16年度	44,084,913	8,715,865	19.8%	1,639,060	3.7%
平成 17年度	36,834,040	9,136,961	24.8%	1,645,032	4.5%
平成 18年度	36,961,344	9,790,667	26.5%	1,644,793	4.5%
平成 19年度	37,946,154	10,758,199	28.4%	1,666,690	4.4%
平成 20年度	37,010,386	10,877,056	29.4%	1,808,947	4.9%
平成 21年度	40,369,994	11,340,356	28.1%	1,911,472	4.7%
平成 22年度	41,071,620	13,845,371	33.7%	1,997,862	4.9%

〔図表 1 8 児童センター世代別利用状況〕

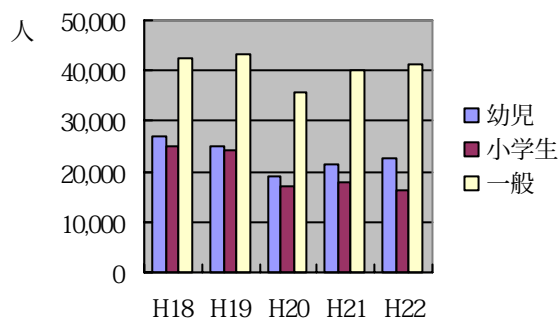
■志津児童センター (人)

世 代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼 児	4,898	5,198	4,038	3,175	3,926
小学生	6,102	5,931	7,384	4,477	3,732
一 般	5,947	6,385	4,809	4,371	4,995
合 計	16,947	17,514	16,231	12,023	12,653



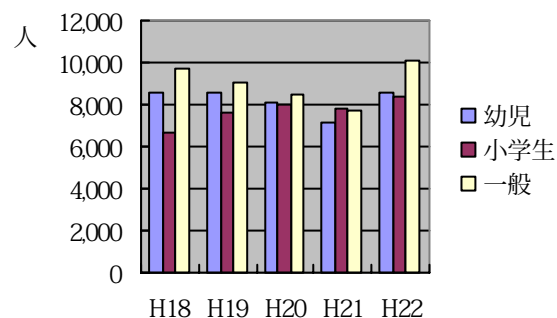
■北志津児童センター (人)

世 代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼 児	27,006	24,907	19,149	21,479	22,753
小学生	24,828	24,343	17,094	17,703	16,166
一 般	42,364	43,181	35,712	40,129	41,374
合 計	94,198	92,431	71,955	79,311	80,293



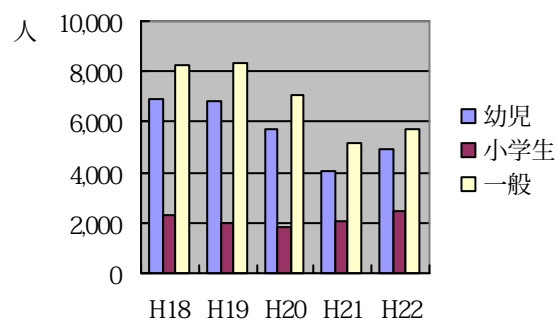
■南部児童センター (人)

世 代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼 児	8,603	8,556	8,098	7,175	8,564
小学生	6,681	7,661	8,028	7,841	8,347
一 般	9,757	9,070	8,437	7,758	10,140
合 計	25,041	25,287	24,563	22,774	27,051



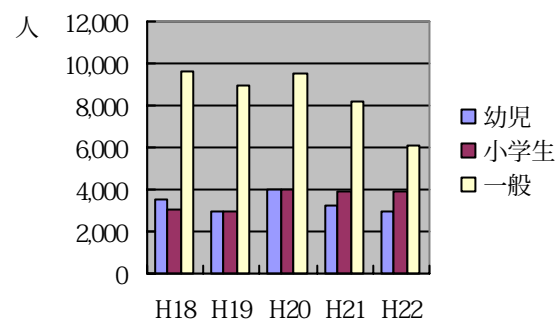
■佐倉老幼の館 (人)

世 代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼 児	6,928	6,815	5,698	4,022	4,929
小学生	2,333	2,013	1,833	2,099	2,441
一 般	8,263	8,305	7,033	5,137	5,747
合 計	17,524	17,133	14,564	11,258	13,117



■臼井老幼の館 (人)

世 代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼 児	3,546	2,974	4,022	3,236	2,968
小学生	3,058	2,997	3,976	3,949	3,901
一 般	9,621	8,938	9,523	8,155	6,137
合 計	16,225	14,909	17,521	15,340	13,006



〔図表 1 9 施設概要-敷地・建物〕

(㎡)

名 称	建物構造	開設年度	敷地面積	建築面積	延床面積	駐車場
志津児童センター	鉄骨平屋建	S54 年	1,476	327	302	0 台
北志津児童センター	鉄筋コンクリート 2 階建の 1 階部分	S62 年	20,236	743	671	85 台
南部児童センター	鉄筋コンクリート 鉄骨造 2 階建	H12 年	8,372	718	718	70 台
佐倉老幼の館	鉄骨平屋建 (一部木造)	S58 年	807	328	317	4 台
白井老幼の館	鉄骨平屋建	S60 年	2,563	340	323	5 台

〔図表 2 0 児童センター施設概要 - 施設内部〕

(㎡)

名 称	総部屋数	遊戯室	図書室	和室	学童保育所 専用室
志津児童センター	3	115.6	29.2	—	49.1
北志津児童センター	3	122.5	182.5	—	33.0
南部児童センター	4	182.5 84.8	70.4	—	59.0
佐倉老幼の館	4	89.4	41.4	33.1	74.2
白井老幼の館	4	111.8	49.7	37.0	和室を兼用

〔図表 2 1 児童センター管理運営費 決算額〕

(千円)

年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
決算額	51,353	50,194	49,437	52,415	51,574	48,707	48,968

※平成 20 年度までは、児童センター管理運営費の決算額から学童保育所児童インストラクター賃金約 20,000 千円を引いた額を、児童センター単体の管理運営費として算出。

〔図表 2 2 児童センター職員配置状況（平成 23 年 12 月 1 日現在）〕

(人)

施設 (学童保育所 所管施設数)	配置	職 員 配 置						
	常勤 換算	所長	事務職 A	事務職 B	保育士 A	保育士 B	看護師	用務員
志津児童センター (2)	5	1	1	1	1	1		
	4	1	1	1	(0.5)	(0.5)		
北志津児童センター (2)	5	1	1	1	1	1		
	4	1	1	1	(0.5)	(0.5)		
南部児童センター (4)	5	1	1		1	1	1	
	4	(0.5)	1		1	1	(0.5)	
佐倉老幼の館 (3)	4	1	1	1	1			
	4	1	1	1	1			
白井老幼の館 (2)	5	1	1	1	1			1
	4.5	1	1	1	1			(0.5)
合 計 (12)	24	5	5	4	5	3	1	1
	20.5	4.5	5	4	4	2	0.5	0.5

※上段は実人数、下段は常勤換算の人数

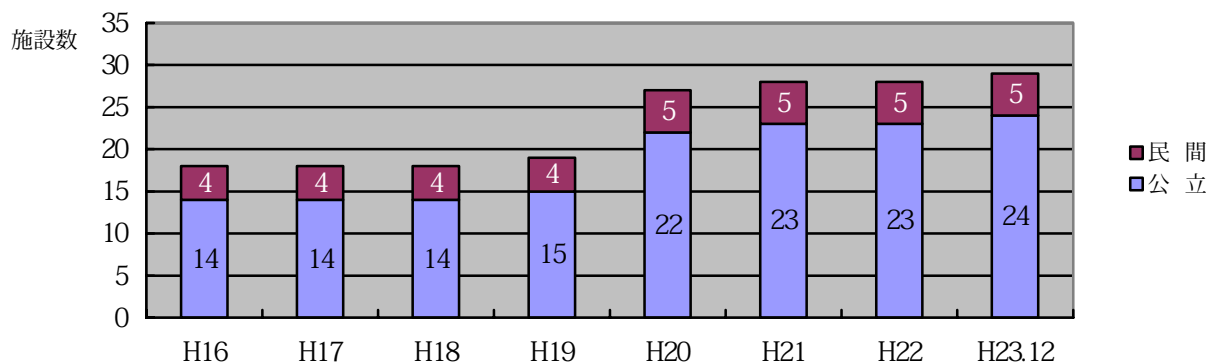
※()は、週 3 日勤務の再任用職員

※南部児童センター所長は、南部保健センターの副所長を兼務

〔図表 2 3 佐倉市の学童保育所数

(各年 4 月 1 日現在、平成 23 年は 12 月 1 日現在)〕 (施設数)

区 分	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23.12
公 立	14	14	14	15	22	23	23	24
民 間	4	4	4	4	5	5	5	5
合 計	18	18	18	19	27	28	28	29



〔図表 2 4 学童保育所開所・閉所時間（平成 23 年 12 月 1 日現在）〕

施 設		開所時間		閉所時間		開所日
		休業中	学期中	平日	土曜日	
公立学童保育所		7:00	放課後	19:00	17:00	月～土
民 間	すみれにこにこホーム	7:30	放課後	19:00	17:00	月～土
	青葉児童ルーム	7:00	放課後	19:00	17:00	月～土
	第 2 青葉児童ルーム	7:00	放課後	19:00	17:00	月～土
	光の子児童センター	8:00	放課後	19:00	15:00	月～土
	ユーカリ優都ぴあ	8:00	放課後	19:00	19:00	月～土

〔図表 2 5 学童保育所 1 か月間の時間別利用状況（平成 23 年 4 月）〕

種 別		平 日			土 曜	合 計
		17時まで	19時まで	計		
公立	総利用者数（人）	2,985	8,391	11,376	399	11,775
	割合（％）	26%	74%			
民間	総利用者数（人）	425	2,136	2,561	116	2,677
	割合（％）	17%	83%			
計	総利用者数（人）	3,410	10,527	13,937	515	14,452
	割合（％）	24%	76%			

〔図表 2 6 学童保育所別利用状況（平成 23 年 4 月 1 日）〕

(人)

地区	区分	施設名称	定員	登録 人数	学年別登録人数				1日平均 出席児童数	
					1年	2年	3年	高学年	平日	土曜
志津地区	公立	志津児童センター	45	65	23	26	15	1	44.0	5.6
		北志津児童センター	65	26	4	5	4	13	16.2	1.0
		西志津学童保育所	30	23	12	4	7	-	15.6	2.2
		下志津学童保育所	65	39	5	13	7	14	25.5	3.8
		南志津学童保育所	65	49	19	9	7	14	29.3	2.2
		井野学童保育所	50	43	20	14	9	0	30.9	7.2
		西志津小児童クラブ	45	60	30	21	8	1	42.1	7.4
		小竹学童保育所	60	50	13	12	14	11	31.7	2.8
	民間	光の子児童センター	30	52	22	12	11	7	36.3	2.3
		ユーカリ優都ぴあ	40	54	15	12	15	12	38.2	16.4
白井・千代田地区	公立	白井老幼の館	35	61	23	18	20	-	37.5	7.4
		印南学童保育所	70	38	11	8	9	10	23.7	5.0
		千代田学童保育所	65	28	6	10	7	5	19.2	3.8
	民間	青葉児童ルーム	30	11	7	3	1	-	7.7	1.0
		第二青葉児童ルーム	30	34	13	12	9	-	27.1	2.2
		すみれにこにこホーム	30	29	10	8	2	9	18.9	1.8
佐倉地区	公立	佐倉老幼の館	55	42	0	8	7	27	28.7	1.2
		佐倉東学童保育所	45	34	10	11	4	9	21.2	3.2
		内郷学童保育所	65	19	7	4	6	2	11.7	2.2
		佐倉学童保育所	65	52	23	11	18	-	36.3	4.2
		白銀小児童クラブ	40	30	9	11	10	-	20.9	1.2
根郷・弥富・和田地区	公立	南部児童センター	45	2	0	0	0	2	0.6	0.0
		大崎台学童保育所	30	44	8	1	15	20	31.4	6.2
		寺崎学童保育所	30	29	11	18	-	-	19.3	3.2
		根郷学童保育所	55	65	-	27	15	23	44.4	3.6
		第二根郷学童保育所	30	19	19	-	-	-	11.7	1.0
		山王学童保育所	65	32	6	6	11	9	22.8	4.6
		弥富学童保育所	50	8	2	3	2	1	4.5	0.8
		(和田学童保育所)	(15)	(8)	(2)	(0)	(2)	(4)	(-)	(-)
合 計			1,330	1,038	328	287	233	190	24.9	3.7

※

※※

※他市町村の児童を含む。

※※平成 23 年 12 月 1 日開設時の登録人数。合計数に含めず。

〔図表 2 7 公立学童保育所運営体制（平成 23 年 12 月 1 日現在）〕

(人)

所管所属		名 称	インストラクター 雇用人数	入所 人数	対象学年
児童センター	志津児童センター	志津児童センター	8	61	1 年生～3 年生
		西志津小児童クラブ	9	60	1 年生～3 年生
	北志津児童センター	北志津児童センター	5	22	1 年生～6 年生
		小竹学童保育所	7	53	1 年生～6 年生
	佐倉老幼の館	佐倉老幼の館	7	35	1 年生～6 年生
		佐倉学童保育所	10	53	1 年生～3 年生
		和田学童保育所	5	8	1 年生～6 年生
	臼井老幼の館	臼井老幼の館	7	53	1 年生～3 年生
		千代田学童保育所	4	28	1 年生～6 年生
	南部児童センター	南部児童センター	0	0	1 年生～6 年生
		根郷学童保育所	7	57	2 年生～6 年生
		第二根郷学童保育所	4	17	1 年生
		山王学童保育所	4	33	1 年生～6 年生
保育園	佐倉保育園	白銀小児童クラブ	5	28	1 年生～3 年生
	佐倉東保育園	佐倉東学童保育所	6	30	1 年生～6 年生
		内郷学童保育所	5	18	1 年生～6 年生
	根郷保育園	寺崎学童保育所	6	26	1 年生～2 年生
		大崎台学童保育所	6	35	1 年生～6 年生
	志津保育園	西志津学童保育所	6	21	1 年生～3 年生
	北志津保育園	井野学童保育所	8	40	1 年生～3 年生
	南志津保育園	下志津学童保育所	6	35	1 年生～6 年生
		南志津学童保育所	6	44	1 年生～6 年生
	臼井保育園	印南学童保育所	6	39	1 年生～6 年生
	馬渡保育園	弥富学童保育所	4	10	1 年生～6 年生
合 計			141	806	

学童保育所を所管する所属	所管学童保育所数
児童センター・老幼の館（5 施設）	13 施設
保育園（8 園）	11 施設

〔図表 2 8 学童保育所管理運営費 決算額〕

(千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備 考
公立学童 運営費	72, 582	74, 465	78, 811	85, 753	105, 612	131, 685	141, 035	児童センター費 の学童インス トラクター賃金 を含む
民間学童 委託費	8, 880	8, 880	8, 880	10, 360	11, 100	11, 100	11, 100	H18年度までは4 施設、H19年 8 月から 5 施設へ 委託
合 計	81, 462	83, 345	87, 691	96, 113	116, 712	142, 785	152, 135	

※平成20年度までの公立学童運営費は、学童保育所管理運営費の決算額に児童センター管理運営費に計上していた学童保育所児童インストラクター賃金約20,000千円を加えて算出。

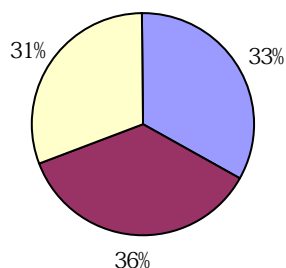
〔図表 2 9 公立学童保育所管理運営費 決算額 (平成 22 年度)〕

(千円)

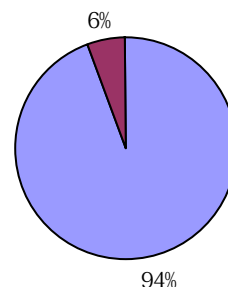
歳 入		割合 (%)
保護者負担金	46, 477	33
市一般財源	51, 105	36
県支出金	43, 453	31
計	141, 035	100

歳 出		割合 (%)
賃 金	133, 207	93
運営費	7, 828	7
計	141, 035	100

■ 保護者負担金 ■ 市一般財源 □ 県支出金



■ 賃金 ■ 運営費

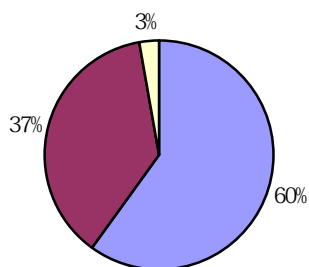


〔図表 3 0 民間学童保育所管理運営費 決算額（平成 22 年度）〕 (千円)

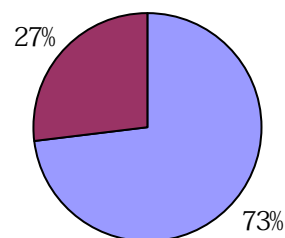
歳 入		割合 (%)
保護者負担金	17, 875	60
市からの委託料	11, 100	37
その他	803	3
計	29, 778	100

歳 出		割合 (%)
賃 金	21, 726	73
運営費	8, 052	27
計	29, 778	100

■保護者負担金 ■市からの委託料 ■その他



■賃 金 ■運営費



*保護者負担金におやつ代を含む施設あり。
 *市からの委託料 11,100 千円のうち、県補助金は 7,976 千円
 市負担分は 3,124 千円

〔図表 3 1 児童センター運営形態（平成 21 年 10 月 1 日現在）〕 (施設数)

	公 営		民 営		計
	施設数	比率	施設数	比率	
全 国	2, 757	63. 2%	1, 603	36. 8%	4, 360
佐倉市	5	100. 0%	0	0. 0%	28

〔図表 3 2 学童保育所運営形態（平成 23 年 5 月 1 日現在）〕 (施設数)

	公立公営		公立民営		民立民営		計
	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	
全 国	8, 390	40. 8%	8, 718	42. 4%	3, 453	16. 8%	20, 561
千葉県	349	39. 3%	394	44. 4%	144	16. 3%	887
佐倉市	23	82. 1%	-	0. 0%	5	17. 9%	28

※厚生労働省「放課後児童健全育成事業の実施状況」による。

平成 23 年 5 月 1 日現在、全国 1, 7 3 5 市町村のうち、学童保育を実施しているのは、1, 5 7 4 市町村で、実施率は 90.7 %（東日本大震災で調査を実施できなかった 1 2 市町村を除く）

※平成 2 3 年 1 2 月 1 日に和田学童保育所が開設され、佐倉市の公立公営学童保育所は 2 4 施設（82.8%）となっている。

「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針（案）」に寄せられた意見と市の考え方について
 (1) 意見募集結果

意見募集期間	平成24年3月5日 から 平成24年3月19日まで
意見募集結果	意見提出者数 92人
	意見数 134件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 2件
	原案のとおりとしたもの 132件

(2) 内容別意見件数（「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針（案）」の項目別に集計）

意見提出者数	92人
意見数	134件
0. 策定の趣旨に関するもの	1件
1. 保育園の現状と課題に関するもの	0件
2. 保育園の在り方に関するもの	8件
3. 公立保育園の民営化に関するもの	33件
4. 児童センター・学童保育所の現状と課題に関するもの	0件
5. 児童センター・学童保育所の在り方に関するもの	63件
6. 児童センター・公立学童保育所の民営化に関するもの	19件
7. その他（保育園・児童センター・学童保育所共通含む）	10件

(3) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	同様 意見 数	意見に対する考え方	案の 修正 の有無
0. 策定の趣旨				
1	基本方針の策定経緯 平成21年3月以降、十数回にわたり議論したというが、委員会での発言は極めて厳しく、市側の提案する保育園の在り方について、理解され了解されたものとは理解できない議論の経過である。公的保育事業の充実こそ安心して子どもを預けることができるとの意見が圧倒的なものだ。 こうした議論に使われる第3者機関の審議は、行政側の意見を最終的に押し通す仕組みになっており、市民の意見や要望は無視されている。今回もまた同様な経過である。議会の質疑でも担当部長のgori押しが明らかであり、すべて結論ありきである。		今回策定した、佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針（案）は、平成21年3月に学識経験者、保護者代表、保育園代表からなる「佐倉市立保育園等の在り方検討会」で、12回にわたる会議を開催し、毎回、各委員それぞれの立場からの自由闊達な意見交換をする中で、取りまとめたいただいた提言を基本に策定したものです。	無

2. 保育園の在り方				
2	・保育園で築年数の古い所は、耐震面でも問題だと思うので、すぐに改築し、働く人にも、働きやすい職場づくりをすることで、民間に頼らず、市できちんとした子育ての方針に基づいた保育ができると思います。		適切な保育環境を維持するため、公立保育園8園のうち、老朽化の著しい佐倉保育園（平成24年1月供用開始）と馬渡保育園（平成24年7月供用開始予定）の改築を行いました。 しかしながら、平成18年度から公立保育園の施設整備に係る国の交付金が一般財源化されたこともあり、厳しい状況の中で、多額の資金を要する改築を短期間に集中して行うことは難しい状況です。 今後は、基本方針（案）13ページの〔図表7〕のとおり、施設整備に係る国・県の補助制度の適用がある民間事業者による整備によって施設整備を行うことも含め、検討してまいります。	無
3	保護者にとって、都合のよい（長時間保育、安価、便利）に合わせるのではなく、子どもにとってどうかを第三者評価（民間の専門会社）にきちんと評価してもらいたいと思います。 八千代市のマリヤ保育園では、第三者評価をホームページで公表しています。 子どもは声を上げられないので、チェック体制は重要だと思います。調査料は市が負担して責任を持つべきです。		多様な保育ニーズに対応するため、現在実施している延長保育、一時預かり・特定保育等を、今後も公立・民間それぞれが更に充実できるようにしていきます。これらを推進するに当たっては、保護者のニーズを満たすとともに、子どもの利益、子どもの育ちの視点に十分配慮していきます。 第三者評価の導入など保育の質を客観的に点検する手法だけでなく、自己評価として、利用者の意見や苦情を聴取し、運営に反映させる仕組み等、様々な評価を取り入れていくことについて検討してまいります。	無
4	児童虐待・育児放棄など子どもが育つ環境は悪くなっているのに、親子で楽しめたり悩みを相談できる場が少ない。親が孤立している。 民間園では、利益が上がらないサービスをするのは難しいと思うので、各園に地域の子育て支援策を義務化して、公共性を持てるようにするべきです。		児童福祉法で規定されているとおり、保育園においては、入園している子どもたちの保育の実施のみならず、地域における子育て支援の拠点としての役割を担うことが求められています。 このことは、基本方針（案）10ページ④にも、「地域の子育て支援の充実」として、位置付けておりますが、地域子育て支援拠点事業（乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業）として、今後も拡充について検討してまいります。	無
5	・病児保育の充実を希望 小児科に併設させることにより、保護者が安心して預けられるシステムを希望		病児・病後児保育事業につきましては、基本方針（案）9ページ「②多様な保育サービスの提供」で位置付けています。 まず病後児保育について、平成24年度中に実施できるよう、現在準備を進めております。	無
6	<保育園について> 病児保育設立について 子どもたちが病気にかかった時に、預かってくれる保育園を是非作ってください。		病児・病後児保育事業につきましては、基本方針（案）9ページ「②多様な保育サービスの提供」で位置付けています。 まず病後児保育について、平成24年度	無

	インフルエンザの場合、5日間も会社をお休みしなければいけません。その上自分の両親が高齢化していると、どうしても両親に預けることができませんので、是非、働く両親の為にも、病児保育を設立していただきたいです。		中に実施できるよう、現在準備を進めております。	
7	<保育園について> 保育料について 0歳児から2歳児の場合、手がかかるので料金が高くなるのもわかりますが、是非、市で負担して頂き、幼稚園並みの料金にして頂きたいです。 共働きをしても、給料の半分近くを保育料で取られてしまうのは、とてもつらいです。 是非、子育てに力をいれて、子どもたちを育てやすい環境を整えてください。「子育てしやすい佐倉市」になれば、若者たちが佐倉市で子育てをしよう。と移り住んでくると思います。 佐倉市の人口も増え、市税も増えるし、今以上に佐倉市が活気付いてくると思います。よろしく願いいたします。		保育園保育料につきましては、国が定めた徴収基準額の範囲内で、各市町村が個別に定めることになっております。 現在の国基準では、3歳未満児の徴収基準額の最高額が月額104,000円となっておりますが、佐倉市は56,800円であり、その差額を市が負担しております。 また、近隣市と比較しても、低い水準の額となっております。 いただきましたご意見につきましては、今後、財政事情等を考慮しながら研究してまいります。	無
8	保育園での生活は、子ども達もとても楽しそうに過ごせていて、共働きでたいへんな想いをさせている中、保育園の先生方がたくさん支えてくれたので、親としても子どもにとっても、とても良い環境で通わせていただいたなと感謝しています。 佐倉市の保育園の状況としては、保育園がとても少なく思います。他の市と比べても、佐倉市は断然保育園が少ない市です。 共働き家庭が増える近年の状況からしても、とても住みづらい市だと思います。早急に対策すべきだと思います。		「佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、平成26年度末までに認可保育園の定員を1800名とする目標を定めており、これまで、市有地への民間保育園の誘致や既存施設の定員の見直し、老朽化した公立園の建て替えに伴う定員増を行い、本年7月には1615名（平成19年度1342名から273名増）となる見込みです。 引き続き、喫緊の課題である待機児童を解消するために、目標達成に向け取り組んでまいります。厳しい財政状況の中で多額の資金を要する整備を実現させるために、補助制度を活用した民間保育園の整備を基本に進めてまいります。	無
9	一人担任のクラスの保育士は、土曜出勤を無くし、週休を入れないということが出来ないか。担任が不在だと子どもたちは不安になる。（クラスに短時間勤務や週3日勤務の保育士が入っても、落ち着いた様子が多く見られる）		土曜日は平日に比べて少ない人数ではありますが、3歳未満児・3歳以上児ともに登園しているため、安心して過ごせるように3歳未満児・3歳以上児両方の担当が出勤するようにしています。保育園では園全体で子どもたちを見ていくという考えのもと、職員全体で各クラスの状況を把握するように努めています。また、短時間や週3日勤務の保育士は、日頃から各クラスの補助に入り信頼関係を作りクラスやお子さんの状況を把握するよう心がけています。担任が休みを取る場合には伝達や引き継ぎをして子どもたちが不安にならないように配慮して保育にあたっていますが、今後も子どもたちが安心して園生活を送れるよう配慮してまいります。	無

3. 公立保育園の民営化				
10	保育園民営化という市民にとって大きい変化であるので、保護者を含めた市民に理解を得るために十分な機会をもって説明会を実施するとありますが、平成24年度中に何回、どのような形態で行う予定ですか？保育園に子どもを通わせている保護者は、多忙であるので、メリット・デメリットを明確にして説明や、アンケートを実施して下さい。 少なくとも、3回以上は必要だと思いますし、いろいろな場所で行ってほしいです。		基本方針（案）12ページ以降に3「公立保育園の民営化」として、基本的な考えやスケジュール、移管についてお示しており、16ページ「①方向の明示」に、保護者の方に対し十分な説明を行うこととしております。 保護者説明会の具体的な開催方法は、現在未定ですが、ご意見の内容も含めまして検討させていただきます。	無
11	デメリットに関しては、当事者の子どもたちが大人の都合によって、過度な延長保育や休日保育、病時保育のなきよう、行政はどこまで立ち入ることが出来るのか？明確に示して下さい。		基本方針（案）9ページ「②多様な保育サービスの提供」の中で、「これらを推進するに当たっては、保護者のニーズを満たすとともに、子どもの利益、子どもの育ちの視点に十分配慮していきます」としており、今後具体的な民営化ガイドライン等を策定していく中で、この点も十分ふまえて検討してまいります。	無
12	保育園を民営化する目的が良くわかりません。（詳細は、別表①のとおり）		この基本方針（案）の策定の過程におきましては、単に民営化や指定管理者制度導入の是非を論じるのではなく、今後の保育施策のあるべき方向性や、これらの施設の果たすべき役割についても再検討してまいりました。これらをふまえて策定いたしました。民営化の目的を12ページ①にお示しております。 なお、ご意見にございました、「子どもへの心身の負担、子どもの福祉を第一に考えて」につきましては、9ページにある「保護者のニーズを満たすとともに、子どもの利益、子どもの育ちの視点に十分配慮していきます」をふまえて検討してまいります。 また、ご意見の「今まで以上に横の連携が求められています」は、11ページ「エ 関係機関・地域との連携・協力」として、公立保育園の在り方の一つに位置付けておりますが、一部民営化により、これら公立保育園の担うべき役割を確実に実施できる体制を整えるよう、検討してまいります。 国の動向につきましては、現在「子ども・子育て新システム」として幼保一体化を含む制度が検討されております。しかし、まだ詳細が示されておりませんので、今後もその動向に注視してまいります。	無
13	◎保育方針の案作成にあたって 保育ニーズの多様化、応えるためには保育の充実を謳っているが、結論的には行政の保育事業からの責任回避と指定管理		基本方針（案）3ページ「①保育内容」にありますとおり、保育内容は国の定める「保育所保育指針」に基づき実施されることから、公立でも民間でも一定水準が確保	無

	者制度への委託により保育サービスの責任回避・低下を進めるものでしかない。 行政がこのような本来業務を放棄する・手抜きするならそれに見合った税金の削減により、自立による保育を進めるべきである。権限は市が握りサービス低下は市民が被害を受ける、こんな行政の事業なら市民の方がましである。すべて自助による市民生活の方が安上がりの暮らしができる。民間企業、NPO、社協に委託されるのだろうが、指定管理者による市民サービスがどんな実体が良く検証すべきである。		されています。この点をふまえ、児童福祉法第24条に規定される保育の実施（保育の公的責任）とは、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。その上で、厳しい財政状況の見通しの中で、公立・民間がそれぞれの特徴を活かした役割分担の中で連携・協力しながら、保育サービス全体の充実を図ることが重要と考え、保育園については一部民営化、児童センター・学童保育所については指定管理者制度への移行を検討しています。 なお、保育園の一部民営化にあたりましては、12ページ以降に民営化についてお示ししておりますが、在園児や保護者等への影響を最小限にとどめ、移管後も保育の質を確保することなどを明確にしたガイドラインを策定し、適切な事業者が選定できるよう検討してまいります。	
14	◎持続可能な運営と施策の充実 良くもこんな数字を並べて市民をごまかす、役所の常とう手段だ。8園と10園の違いや人件費、管理費、保育内容、安心安全など都合の悪いものはすべて隠されている。 こんな比較は市民を騙すもの。保育サービスの水準は確保するとしているが、「一定の水準が確保」されるとし、お茶を濁している。現実には、保育される子どもと保護者にしわ寄せがいくのだ。		ご意見として承ります。No. 13をご参照ください。	無
15	これまでの民間による保育園経営による経営者の方針は、利益第一主義により子どもを育て、将来の国民の人的財産を創るといった視点はない。保育する立場、保護者の思いなどは二の次にした事例や基準違反が多く指摘されている。委員会の意見でもこうした視点からの発言が多かった。まとめの段階で、担当部長の強引な進め方には問題がある。今後これらに関して様々な問題が起こると考えられるが、市は市民を犠牲（市民負担）にした処理は決して行わないことを明言すべきである。身近には志津霊園の事例がある。		ご意見の「委員会」とは、昨年度基本方針の素案を諮問いたしました「佐倉市子育て支援推進委員会」のことと拝察いたします。子育て支援推進委員会の中で、他団体の事例は出ましたが、佐倉市内の民間保育園において、ご意見のような事例はございません。 子育て支援推進委員会からの答申において、「民営化する保育園の事業者を選定する場合にあっては、子育て支援施策に対する情熱や理解、さらには経営基盤と運営実績を有する社会福祉法人等から考えられたい。」との項目があり、基本方針（案）もこの方向に修正しております。	無
16	基本方針では、子どもの育ち、子育て支援に対して佐倉市の基本理念として項目にはあるものの言葉だけで、基本姿勢やビジョンが見えず、ただ財源を理由に民営化するという資料や道筋が強調されており、その短絡的、場当たりの発想の内容に対して残念に思いました。		ご意見のとおり、昨今の核家族化や地域の人間関係の希薄化から、子育てに悩む保護者への支援は重要となっております。 児童福祉法で規定されているとおり、保育園においては、入園している子どもたちの保育の実施のみならず、地域における子育て支援の拠点としての役割を担うこと	無

	「三つ子の魂百まで」といわれるほど、乳幼児期は人格形成の上で、お金に変えがたい重要な時期です。民営化により営利企業が参入した場合、保育の質より営利優先が心配されます。先行している自治体で起きているさまざまな事故や問題からもそれは明らかです。 子育てに悩む父母や虐待問題がクローズアップされている今、公立保育園には、働く親のサポートと共に、地域の子育て拠点として、その地域のすべての子育て家庭を視野に入れ、全数を把握するくらいのきめ細かな支援体制（子育てしやすい地域づくりなども含め）が求められているのではないのでしょうか。 公立保育園は民営化するのではなく、今ある公立保育園の役割を拡充し（例えば「地域子育て支援センター」の機能も柱とするなど）、市の将来を担う子どもたちの育成にこそ税金を使っていただくことが、納税者としての要望です。		が求められています。 このことは、基本方針（案）10ページ④にも、「地域の子育て支援の充実」として、位置付けておりますが、地域子育て支援拠点事業（乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業）として、今後も拡充について検討してまいります。	
17	公立保育園の民営化については反対です。 私は、かつて子どもを公立保育園（佐倉市ではありませんが）で育てて頂いた者です。 現在は、孫が佐倉東保育園にお世話になっています。佐倉東保育園は、おおらかな感じがして良いと思っております。 反対の理由は、子どもは未来社会を担ってくれる、大事に育てなければならない社会の財産です。 保育という命を育む事に、そもそも財源云々と合理的な判断を持ち込むことには無理があります。だから公立保育園の存在は大切なのです、お金ではなく園児の育つ環境創り優先という理想的な保育園の運営ができます。 今回孫の保育園入園を考えたとき、民間の保育園だから云々などと心配はしませんでした。つまり、民間保育園が良くないと現在は思っておりません。しかし、公立保育園が減り民間保育園が多くなった場合はどうでしょう？ やがて、保育園運営の基準は公立から民間中心になって行くのではないのでしょうか？つまり、経済効率です。 どうか、公立保育園の割合を低くしないで下さいますようお願いいたします。		公立保育園に対し評価いただきありがとうございます。 この基本方針（案）は、単に民営化の是非を論じるのではなく、現状と課題をふまえ、今後の保育施策のあるべき方向性や保育園の果たすべき役割について議論し、公立保育園の一部について民営化を進めることが有効であるとして策定したものです。 公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体より一層の充実を図ることを目的としております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（3）移管に当たって」17ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。 なお、ご意見の「保育園運営の基準は公立から民間になっていくのではないのでしょうか」につきましては、基本方針（案）3ページ「①保育内容」にありますとおり、保育内容は国の定める「保育所保育指針」に基づき実施されることから、公立でも民間でも一定水準が確保されており、今後も	無

			この状況が継続していくものと認識しております。	
18	結論を先に言えば、公立保育園の民営化には反対です。 (詳細は、別表②のとおり)		公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体の一層の充実を図ることを目的としております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針(案)16ページ「(3)移管に当たって」17ページ「(4)移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。	無
19	国の子育て支援策が具体化されないうちに民営化を進めていくことは現場をいたずらに混乱させるだけだと思います。そもそも民営化する目的はどこにあるのでしょうか。(詳細は、別表③のとおり)		公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体の一層の充実を図ることを目的としております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針(案)16ページ「(3)移管に当たって」17ページ「(4)移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。 なお、国の子育て支援策につきましては、現在検討されている「子ども・子育て新システム」について、まだ詳細が示されておりません。今後も国の動向を注視してまいります。	無
20	保育園の民営化について、反対の意見を述べます。 民営化の最大の目的は、財政負担を減らすことにあるようですが、子どもを育てるのは社会の責任であり、お金がかかるのは当然です。公立保育園に比べ、民間保育園は、運営費に対し、国・県から高い割合の支出金を受けることができ、市の財政負担が少なく済むので、民営化がベストであると結論づけていますが、今後、国・県の支出金が減らされないという保証はありません。そうなれば、市の負担は増え、保育士の待遇の悪化や保護者の負担増も考えられ、なによりも子どもへしわ寄せがい		公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体の一層の充実を図ることを目的としております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針(案)16ページ「(3)移管に当たって」17ページ「(4)移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影	無

	くのではないのでしょうか。無駄な出費をなくし、もっと子どもにお金をかけるべきです。 また、公立の正規職員の常勤換算比率が低いことを述べ、民間の方が比率が高いと示していますが比率を上げる努力をすべきで、市の不備な状況を民営化でなんとかしようというのはおかしいと思います。 待機児童の解消は、民営化では解決できません。佐倉市は、今までも一時保育や相談事業などを行ってきています。民営化しなければ、保育ニーズの多様化に対応できないということはないのではないのでしょうか。民営化すれば何とかなると考えるのは間違っています。公立保育園の役割をしっかりと果たし、子育て世代が佐倉市に転入したくなるような質の高い保育を実現するよう期待しています。		響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。	
21	公立保育園の民営化について（詳細は、別表④のとおり）		ご意見について項目ごとにお答えいたします。 ①について No.1 でお示ししたとおり、検討会でいただいた提言を基本に基本方針（案）を策定しておりますが、民営化については、提言書23ページ以降にあるご提言を基本としております。必ずしも民営化に否定的なご意見ばかりではなかったかと思いますが、ご意見のとおり、委員より懸念も指摘されておりますので、この点も十分考慮し進めてまいりたいと考えております。 ②について 基本方針（案）16ページ「④在園児への影響を最小限にとどめるための対応」に、一定の経験を持った施設長の配置と、年齢や経験年数のバランスに配慮した保育士の確保を義務付ける、としています。 ③について 少子高齢化が進展する中で、高齢者福祉も含めた民生費の増大は予想されます。このような財政状況の見通しにおいて、持続可能な財政運営を堅持した中で、子育て支援施策の拡充を図ることが課題であると認識しております。 ④について ご意見の施設は認可外保育施設ですが、園児が集まらず閉園したと聞いております。なお、志津北部地区には、民間による現在60名定員の認可保育園の整備計画がございます。 ⑤について ご意見として承ります。 ⑥について 今後、民営化に向けた基準やスケジュール	無

			ル等につきまして、ガイドライン等という形で作成、公表してまいります。他自治体における事例も研究し、反映させてまいりたいと考えております。 ⑦について ご意見として承ります。	
22	一さらなる子育て支援の充実を進めるために— 未来をになう子どもたちは地域の宝、国の宝です。 私たち大人が全員で子どもたちが健やかに育つ事を願って見守っていかねばと考えています。 公的保育制度は、児童福祉法に基づき、市町村の責任に於いて児童を心身ともに健やかに育成するとあります。 市の現在進めている保育園民営化に向かう姿は、前述にある「子育て支援の充実」とは逆行するものと思います。 増設して職員の充実化、希望する家庭は全て受入れていく事が、本当の子育て支援ではないでしょうか。 私共、団かいの世代は年金世代に突入して、無条件で子どもたちを守ってあげたいと願うものです。 是非、保護者の方へのお話しも聞いて頂いて早急なスケジュールを見直してください。		市の責務は、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。 公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体のより一層の充実を図ることを目的としております。 「私共、団かいの世代は年金世代に突入して、無条件で子どもたちを守ってあげたいと願うものです。」というご意見は、核家族化や地域の人間関係が希薄となり、子育てに悩む保護者の方も多くいらっしゃる中で、子育て経験の豊かな皆様方が、人生の先輩としてご協力いただくことはすばらしいお考えと、感謝いたします。佐倉市では、地域における子育て支援組織であります「ファミリーサポートセンター事業」を平成22年度から始めておりますので、ぜひこちらの会員になっていただき、地域の子育て力としてご協力いただきますようお願いいたします。	無
23	私は現在、高齢者の団体である全日本年金者組合の一員として佐倉市のなかで高齢者の要求を大切にする活動をしています。その中で常々「まちづくり」について関心を持っておりますが、高齢者問題と併せて子どもの将来についても同時に自らの問題として関心を持たざるを得ません。今回「保育の民営化」に関する基本方針（案）を拝見する機会を得て、私の所見を述べたいと思います。 1. 基礎自治体として市民の要求・利益を優先し、国に対して財政の許す限りにおいて自主的に意見する権利を優先し、「佐倉モデル」を創造・発信する姿勢が欲しい。 2. 財政事情を優先して「民営化」を論じているが、「子どもは社会の宝」の理念が大切。フランスが出生率を改善させた政治的決断から学ぶべきではないか。 3. 「保育ニーズの多様化」などの理由を挙げているが、非正規雇用制度を導入する		ご意見について項目ごとにお答えいたします。 1. について 国は、本年3月2日に少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」及び「子ども・子育て新システム法案骨子」を決定しました。 この決定を受けて、全国市長会では、子ども・子育て新システムに関する制度の周知徹底、恒久財源の確保、地方自治体との協議・意見の反映等について、提言・要請を行っています。今後とも、国の動向を注視するとともに、必要に応じて千葉県市長会、全国市長会等を通じて、要望をまいります。 2. について 明日を担う子どもたちがのびのびすくすくと成長できる環境づくりは市の責任ではありますが、持続可能な財政運営を堅持した中で、制度の拡充を検討することも必	無

	際に言われた「就業形態の多様化」と似て、「自由」意識を逆手に取って行政や企業の責任を市民や労働者に着せる発想であり、佐倉市の主体性が見えず政治の貧困を増大させるものである。 4. 「民営化ありき」ではないと言っているが、根底には「民営による保育」を進める方針が見え隠れしており、「国の宝」を「社会的に育てる」という理念がなく将来的な展望が見えない。 5. 地域住民との「協働と意識の共有」を図るために情報公開の徹底と参画方法の改善を。 6. 委員の皆さんの実情から発した積極的・建設的な意見を市当局は真摯に取り上げて欲しい。	要であると考えます。 3. について 昨今の社会においては、例えば24時間営業といったように、就労形態は多様化しており、それに伴い保育ニーズも多様化していることは事実であります。ただし、単に制度を拡充するのではなく、基本方針（案）9ページにある「保護者のニーズを満たすとともに、子どもの利益、子どもの育ちの視点に十分配慮していきます」をふまえ、保護者の仕事と家庭の両立、子どもの健やかな育ちを図ることに留意しなければならないと考えております。 4. について 公立保育園の一部民営化につきまして、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体のより一層の充実を図ることを目的としております。 5. について ご意見として承ります。 6. について ご意見の「委員会」とは、昨年度基本方針の素案を諮問いたしました「佐倉市子育て支援推進委員会」のことと拝察いたします。この基本方針（案）は、いただいた答申を反映させて策定しております。	
24	公立保育園を減らさないでください。 公立保育制度は児童福祉法に基づき、市町村が責任を持って実施しなければならないことが定められています。 未来をになう子どもたちは地域の「宝」です。 「宝」を大事に育てるために、公立保育園8園を減らさないでください。	基本方針（案）3ページ「①保育内容」にありますとおり、保育内容は国の定める「保育所保育指針」に基づき実施されることから、公立でも民間でも一定水準が確保されています。この点をふまえ、児童福祉法第24条に規定される保育の実施（保育の公的責任）とは、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。その上で、厳しい財政状況の見通しの中、公立・民間がそれぞれの特徴を活かした役割分担の中で連携・協力しながら、保育サービス全体の充実を図ることが重要と考え、保育園については一部民営化、児童センター・学童保育所については指定管理者制度への移行を検討しております。 なお、保育園の一部民営化にあたりましては、12ページ以降に民営化についてお示ししておりますが、在園児や保護者等への影響を最小限にとどめ、移管後も保育の質を確保することなどを明確にしたガイ	無

			ドラインを策定し、適切な事業者が選定できるよう検討してまいります。	
25	私が、35年間仕事（教職）を続けることができたのは、2人の子どもを預ける公立保育園があったからだと思っています。 入園当初は、保母（保育士）さんの勤務時間が、8:30～5:00と定められ困りましたが、市職の担当者、保育士、保護者の話し合いで延長保育をしていただき安心して働くことができました。 今の若い人達が、安心して子どもを産み育てる一対策としても公立保育園の存在は大きいです。でないと少子化はますます進むことでしょう。将来の日本を背負って立つ子どもたちを育て支援するのは国や、自治体の責任と考えます。 子育て支援のために、十分な予算をたて、希望者は公立保育園へ入園できるよう心から望んでいます。 民間保育所が増えると保育所を選定するだけでも一苦労です。 窓口は一つ、市民の立場にたった公立保育園を期待して止みません。		公立保育園を評価していただきありがとうございます。 基本方針（案）3ページ「①保育内容」にありますとおり、保育内容は国の定める「保育所保育指針」に基づき実施されることから、公立でも民間でも一定水準が確保されています。この点をふまえ、児童福祉法第24条に規定される保育の実施（保育の公的責任）とは、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。その上で、厳しい財政状況の見通しの中で、公立・民間がそれぞれの特徴を活かした役割分担の中で連携・協力しながら、保育サービス全体の充実を図ることが重要と考え、保育園については一部民営化、児童センター・学童保育所については指定管理者制度への移行を検討しております。 なお、保育園の一部民営化にあたりましては、12ページ以降に民営化についてお示ししておりますが、在園児や保護者等への影響を最小限にとどめ、移管後も保育の質を確保することなどを明確にしたガイドラインを策定し、適切な事業者が選定できるよう検討してまいります。	無
26	「さらなる子育て支援の充実を進めるために」についての意見を送ります。 親としてはどこの保育園でもよいということではなく安心して預けることのできる保育園を選定条件にしたいと思います。 ①通勤の便・自宅からの距離、②施設（園舎、園庭）、③保育士さんの状況を考えます。②については窮屈でなく安全でのびのびと1日がすごせること。③については保育士さんの身分や待遇が確立されていることが大切だと思います。経験と実績、保育士間の密な連携が小さな子どもを育てる時は特に重要だと考えております。 経営を主体に考えると人件費は一番先に切りつめなくてはならない対象になります。 基本方針（案）でいう保育サービスの拡充化・持続可能な運営と施策の充実で果たしてよりよい保育ができるのでしょうか。疑問が残ります。 子どもが心身ともに健やかに育つよう可能な限り援助をすることが行政に課せられた使命であると考えます。公立を減らして民間にとの流れになっていますが、佐倉市としては国・県に同調するのではなく		ある民間シンクタンクの調査でも、ご意見にありますとおり、保育園の選定条件の第1番目は、通勤・送迎の利便性で、公立・民間という運営主体で判断されることは少ないようです。 公立保育園の一部民営化につきまして、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体のより一層の充実を図ることを目的としております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（3）移管に当たって」17ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。	無

	独自の施策を打ち出してこそ若い人たちが子育てしやすいまちづくりに頑張ってもらいたいと思います。 2人の子どもを安心して佐倉市の保育園に預け、定年まで働き続けてこられた者として基本方針（案）はとても残念です。 時代の変化に流されてしまうのではなく、子どもが幸せに生きることを享受できる権利は追求し続けなくてはならないものだと思います。 子どもの立場にたってご検討くださいますようお願いいたします。			
27	何故、待機児がふえているこの時に、子どもの育ち方に責任のある国や地方自治体が、公立をなくしていこうとするのかわかりません。今でも十分な数とはいえないのにコストの面からだけでとらえているのでしょうか。 未来を担う子どもたちを健全に育てることこそ、今行政が一番心にとめていかねばならないことです。すべて民営化、民間活力などといったのでは公務員もいない、市役所もいない、議員もいない・・・昔にもどってしまいます。しっかりしてください。		保育における市の責務は、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。 公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体のより一層の充実を図ることを目的としております。持続可能な財政運営の中で、子育て支援施策の維持拡充を進めてまいります。	無
28	現在、孫が公立保育園、学童保育所にお世話になり、安心して通わせることができます。 諸事情がおりとは思いますが、子育ては、日本の将来の方向性を左右します。各家庭も公立保育園ということで安心して預けてこられたと思います。 公立保育園を増やしてくださいとは申しません。 せめて現状を維持し、預ける側が不安をもたずに働けるよう市が支援するのは当然のことと考えます。日本の将来を託す子育てが後退することがないように切にお願いします。		公立保育園、学童保育所を評価していただきありがとうございます。 保育における市の責務は、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。 公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体のより一層の充実を図ることを目的としております。持続可能な財政運営の中で、子育て支援施策の維持拡充を進めてまいります。	無
29	公立保育園の民間委託化に反対します。保育行政は市が責任を持って行うべきです。 営利のための保育方針では、子どもたちの命と健康は守れません。 保育予算を削り、形だけの保育行政に断固反対します。		保育における市の責務は、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。 公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、	無

			保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体のより一層の充実を図ることを目的としております。	
30	佐倉市の公立保育園 8 園から 4 園に減らされることに反対です。 子育てが一段落した世代です。 これから佐倉市を担う若い人にとって、安心して子どもを預け仕事に従事でき、また子育ての悩みを相談できる確かな保育園が必要になってきています。 重大なことがあまり知られず行なわれることに一市民として危機感を感じ、意見を述べます。 市長が民営の保育園でも立派に保育をしていると、ある市議の質問に対して答えていましたが、では、公立の保育園の意義は何なののでしょうか？ 公立は市民の声が届きさまざまな意見が反映されるのではないのでしょうか。 子どもは国の宝であり、ここに税金を使うのが本来のあり方だと思います。 生命と教育の場に営利を目的とした企業が参入するようなことは反対です。		保育における市の責務は、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。 公立保育園が 8 園から 4 園に減らされることに反対、とのことですが、公立保育園の一部民営化につきましては、12 ページ以降にお示ししておりますとおり、民営化対象園の選定は、移管を行う際の基準やスケジュール等を規定したガイドライン等を作成した上で行ってまいりますので、現時点では未定であります。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16 ページ「（3）移管に当たって」17 ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。	無
31	山王小学校学童保育所および馬渡保育園を利用しています。今回の基本方針案について反対いたします。保育を民営化してサービス向上したという意見は聞きません。保育は行政の責任で行うべきものであり、民営化はその責任放棄に過ぎません。 1. 民営化についての説明会是何時実施予定でしょうか。 2. 保護者に対して今回のような説明はいままでどのように行ってきましたでしょうか。上記につき、ご回答いただきますようお願いいたします。		保育における市の責務は、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。 なお、ご意見について項目別にお答えいたします。 1. について 基本方針（案）16 ページ「①方針の明示」にありますとおり、ガイドラインの策定・公表、対象園の決定等を経て、対象園の保護者等への説明会を開催する予定です。 2. について 今回、基本方針（案）につきましては、こうほう佐倉、市ホームページだけでなく、民間も含めた全保育園に掲示し、パブリックコメントとして意見を求めました。	無
32	保育園の民営化大賛成です。 ただ、園が放射能で汚染されている場合、除染費用の公的援助が、公立保育園と私立保育園とでは大きな差があります。 子ども達にとって、保育園が公立か私立かは関係ありません。 少なくとも認可されている保育園は、公立、私立問わず放射能の除染費用は公的資金援助の差を付ける事無く、できれば全額出していただいて、1 日でも早く園児が安		保育の内容は、国の定めた「保育所保育指針」に基づき実施していることから、公立保育園においても、民間保育園においても一定の水準が確保されております。 この水準を維持するため、佐倉市では、国基準による運営費委託料に加え、民間保育園運営費等交付金として、経費の一部を助成しております。 今後も、公立保育園の運営経費を勘案し、必要に応じ助成の拡充も検討してまい	無

	心して園庭で遊べるよう働きかけてください。 今後、他の問題が生じた場合、公立、私立の対応が上記のようになる場合には、民営化が増えることに賛成しかねます。		ります。	
33	・民営化となることで、営利目的とならないか。また、実際に民間の保育園が開設されたはいいが、スタッフが研修も受けておらず、ずさんな保育体制の所もあると聞いたので、かなり不安がある。 ・親の仕事によりニーズが多様化しているが、民間にまかせた所で、保育時間も無制限になり、本来の子育ての根本的な考え方が大きく変わってしまう。 ・経験のあるスタッフが、民営化することで、人件費が安く済む若いスタッフ（子育て未経験）が多くなり、保育体制にも問題が多くなる。 ・保育園、学童を民営化して、ニーズにこたえるのではなく、基本的な子育て（保育）の方針を守りつつ、時間外、病児などについては、民営化でカバーをするのがいいと思う。		民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（３）移管に当たって」17ページ「（４）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。 なお、病児・病後児保育につきましては、今年度中の実施に向け準備を進めております。	無
34	“2010年に印西市の四恩福祉会が運営する八千代市の「高津西保育園」で、日常的に保育士が園児の口に粘着テープを貼る虐待が疑われる行為があった。”という記事が読売新聞に出ました。管理に問題があると思われるので、この事業者は選ばないでほしいと思います。 民間事業者の選定は慎重にし、他の市や県で評価の高い、子どもの為に力を注いでいる園を佐倉市にぜひ呼んで欲しい。		民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（３）移管に当たって」17ページ「（４）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、ご意見にありますように他自治体の事例も研究し、目的が達成できるよう検討してまいります。	無
35	民営化について 民営化することで、子どもが安全に過ごせる環境や人材の確保（職員数の増加と人材の育成）が向上するのであれば民営化は、賛成である。 その場合、やはり市にある程度の一定の基本方針を決め、それを監督し介入することは絶対条件で必要になってくる。		民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（３）移管に当たって」17ページ「（４）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、ご意見にありますように他自治体の事例も研究し、また移管後も移管条件の順守と保育の質の確保に努め、目的が達成できるよう検討してまいります。	無
36	・民営化によりサービスが充実することを期待しています。 ・社会福祉法人は、法的には都合がよいのかもしれないが、以前通園していた社会福祉法人の保育園は、保護者の意見が反応されなかったの、どうかと思う。サービスの充実という点において、判断してほしい。		民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（３）移管に当たって」17ページ「（４）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、ご意見にありますように他自治体の事例も研究し、目的が達成	無

			できるよう検討してまいります。	
37	保育園の民営化には反対でいます。 私自身が、私立保育園との違いでメリットを感じることが、 ・保育士が長年の経験者であり、余裕がある。（私立の先生は、何件か見ましたが、余裕がなく、子どもをしっかりとっているのをよく見ました。） ・保育園と何か問題があった時に、市というバックグラウンドと相談ができる。（私立園は、経営者がNOと言えどNO） 30代、40代の保育士も働きやすい環境を整えることが大事ではないか？ また、待機児童の増加は、民営化によって解消されるとは思えず、他の対策を取った方が良いと思う。（園自体を増やすなど）		民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（3）移管に当たって」17ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、一定の経験を持った施設長の配置と、年齢や経験年数のバランスに配慮した保育士の確保を義務付けるなど、影響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。	無
38	今の少子化の時代に、なぜ不安定な民営化にするのですか。 民営化には反対です。 公立だから安心して預けられるのに。お願いします。		市の責務は、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。市内の民間保育園の中には、30年以上の長きにわたり運営していただき、安定して保育を担っていただいた園もあります。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（3）移管に当たって」17ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、事業者の選定では安定した経営基盤と運営実績等を勘案するなど、影響を最小限にとどめ、基本方針（案）の目的が達成できるよう検討してまいります。	無
39	◎保育園の民営化について、私の個人的意見としては反対です。 理由 ・0歳～5歳までの小さい子どものいる施設なので、環境が民営化して変わると子どもに影響があるのではないかと。 ・アレルギー児に対する配慮がなくなってしまうのではないかと。すべての園とは言わないが、一地域に一園、公立保育園は必要だと思う。		公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体のより一層の充実を図ることを目的としております。民営化にあたりましては、市内を5つの地域（佐倉市地域福祉計画における中域福祉圏）にわけ、最低1園の公立保育園を運営することとしております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（3）移管に当たって」17ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影	無

			響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。	
40	・保育園では、1年契約の指定管理者制度では無理と聞く。		指定管理者制度では、定期的に事業者の変更手続きが必要となり、その都度事業者が変更する可能性もあることから、事業所の変更がなく、長期間継続した運営が可能である民営化（民間移管）を検討いたしました。	無
41	むずかしいことはよくわかりませんが、利用者や働く者が納得のゆく形であれば良いかと思います。 民間保育園にして質の高いサービスをしていくために、どのように財源を確保していくのか、保育料の見直しなども必要かと思っています。 民間保育園では、正職員の割合が高いというのも、職員の質の向上が期待され、働く側からみれば好ましいと感じます。 どういう風に変化していくのか十分な説明をなさって、保護者の方々にとって利用しやすい学童保育所を目指していただきたいと思っています。		公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体のより一層の充実を図ることを目的としております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（3）移管に当たって」17ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、影響を最小限にとどめ、目的が達成できるよう検討してまいります。	無
42	・民営化の波はここまで来たかと思われ、国の政策変換という5年後の目標に向け、大きな波がやって来たと思う中で、仕方がないことなのかと不安を感じる。 ・市立（公立）である事の安心感。これまでの長い経験による書類の対応のスムーズさが損なわれることはないかと心配になる。 ・福祉とは、助け合い精神が根本であり、営利目的の経営で、保育士と管理側とのあつれきで、園児が少なからず悪い影響を受けることがないよう、愛ある保育施設・働きやすい職場であってほしい。		市の責務は、公立保育園の運営であれ民間保育園への委託であれ、保護者の要望に対し、責任を持って児童を受け入れ、将来にわたり安定した保育を提供することであると認識しております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（3）移管に当たって」17ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、事業者の選定では安定した経営基盤と運営実績等を勘案するなど、影響を最小限にとどめ、基本方針（案）の目的が達成できるよう検討してまいります。 また、現在国において検討されている「子ども・子育て新システム」につきましても、その動向を注視してまいります。	無
5. 児童センター・学童保育所の在り方				
43	・支援センター、児童センターについても、本当は、公的なところでしっかりやってもらいたいと思います。八千代市では、母子手帳の発行時点で子育て支援のスタート、ととらえ、支援センターのような場所で、保育士も含めた専門職が母子手帳の発行を行い、出産後の育児支援はあるか？子育てする際の心配なことはあるか？など、対応すると聞きます。（母子手帳の発行を専		指定管理者制度を導入しても、行政や関係機関と連携を図り、子育て支援施策を推進をしていくことには、変わりありません。 また、児童センターについては、今後、中学生、高校生を視野に入れて施策を検討してまいります。	無

	門職が行っている市町村は多いです。出張所で事務処理で終わるということは、今の時代遅れていると感じます。） 公立ならではの支援は、横の連携（学齢期への縦のつながりも含めて）だと思います。 又、児童センターは、学童期だけではなく、もっと、思春期をも視野に入れた子育て支援が必要です。			
44	もう少し遊べる場所や道具があると嬉しいです。		基本方針（案）25ページ「⑤学校との連携」の中で、学校の体育館やグラウンドの使用など、学校施設の活用での対応を検討してまいります。	無
45	保育料の見直しをお願いしたいです。（近隣の学童よりも割高なので）		基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」の中で、公立と民間の学童保育料の格差是正に取り組んでまいります。	無
46	・学童保育を、6年生まで引きのばしてほしい。 ・上記が不可なら、せめて長期休み（夏休みなど）のみ使用したい。（使用できるようにしてほしい。）		受け入れが3年生までとなっている施設では、すでに入所児童数が多い状況であり、長期休みのみであっても、入所は難しい状況です。基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、受け入れ対象学年の拡大に向けた整備に努めてまいります。	無
47	・できれば、それぞれの学校に学童保育所をつくってほしい。		公立・民間をあわせると、現在、全小学校区内に学童保育所は整備されております。学校施設の状況と今後の児童推計を考えると、すべての学童保育所を学校内に整備することは難しい状況であることをご理解ください。	無
48	安心して楽しく過ごせる場の提供について 学校と児童センターの間での情報交換が全くなされていない。 人間関係のトラブル、いじめ等を防ぐためにも情報交換を定期的に行うようルールを定めるべきだと思います。 連携しないと解決できない問題は、多々あります。		基本方針（案）25ページ「⑤学校との連携」の中で、適切に対応してまいります。	無
49	・6年生までの受け入れ可能な学童保育所を増やしてほしい。部屋数を増やし、低学年、高学年で対応を分けてほしい。 ・スタッフ対応の均一化		基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、受け入れ対象学年の拡大に向けた整備に努めてまいります。現在、6年生までを受け入れている学童保育所については、全学年合同の保育を原則としています。低学年と高学年で分けることについては、今後、検討してまいります。 職員会議等において、スタッフ間で情報の共有を図り、均一の対応が図れるよう努めてまいります。	無
50	・日、祝日対応を同じ経営グループでいつでも合同保育として対応してほしい。 ・夜8時まで対応してほしい（保育園と合わせ		基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、合同保育も視野にいたれた日・祝日の開設や保育時	無

	て)・土曜日は夜6時まで対応してほしい。 (他の市も長くなっている。)		間の延長について、今後、検討してまいります。	
51	学童保育について 子どもにとって内容が良ければ、特に意見はありません。 学童保育所は、現状どおり小学校でお願いしたいです。 長期休暇中に給食みたいなものがあるとうれしいです。		ご意見として承ります。	無
52	小学校内に設置する学校内学童保育所を作ってほしい。 現存する学童保育所の職員と小学校教員にも参加してもらう。必要なら教員数を増やすか、副担任など仕事が少ない職員にも保育をお願いする。他市、他区ができる事を是非、佐倉でも推進して頂きたい。 災害時にすでに避難場所に居る事で安全を確保できる。移動が少ないことも安全。病気や怪我のとき保健室も利用できる上に、保健の先生が在職中は診てもらえる。 小学校教員が仕事が増えることに反対し、学童保育を利用していない親も反対すると思うが何とか歩み寄って実現してもらいたい。 地区の子どもの安全を地区の小学校が考えることは、子どもを見守り育てる機関としてあるべき姿のように思う。 まとめ 昨今では、首都直下型地震などで、都内のマンションや賃貸住まいの方が引越しを考えているので、子どもの安全や教育に力を入れ思い切った改革をすることで、ベッドタウンとして、もっと評価が上がり、他県から引越ししてくる方も増え人口が上がると、税収が増えるので、今回のことをチャンスと考え、目先のことでなく、多くの人の評価が得られる改革を望みます。 いろんな方に、意見を求め改革を進めようとしていることに、喜びを感じ、二人の保育園児の親として意見を言うことに義務を感じ乱文乱筆ながら、文章化しました。まとまりに欠ける点、お許してください。		公立・民間をあわせると、現在、全小学校区内に学童保育所は整備されております。学校施設の状況と今後の児童推計を考えると、すべての学童保育所を学校内に整備することは難しい状況であることをご理解ください。 小学校教員との連携については、基本方針(案)25ページ「⑤学校との連携」の中で、きめ細やかな保育に努めてまいります。	無
53	家庭から学童保育所までが遠く、一人で通わせられない家庭があると聞きます。千代田学童のように、学校の中にあるという事は、想像以上に幸せな事です。 学童に行けず、一人で留守番をしなければならない低学年の子がいなくなるように、送迎の充実などを考えて欲しいです。		公立・民間をあわせると、現在、全小学校区内に学童保育所は整備されており、低学年の児童については、学区内で受け入れが可能です。 送迎については、ファミリーサポートセンター事業の支援を実施しています。	無
54	利用する者としては、市でも民間でも、どちらでもかまわないです。		基本方針(案)24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」25ページ「③	無

	よりよい方向に向かうなら良いのですが・・・ お願いとしたら、土曜日・日曜日・祝日など、両親がサービス業等に従事している方は、利用できたら良いと思いますので検討をお願いします。（利用者が少ないと無理でしょうが・・・） あとは、各学童保育所等の施設環境をきちんと整えてあげて欲しいと思います。		施設環境の充実」の中で、開設時間の延長について検討するとともに、施設環境の整備に努めてまいります。	
55	・学童保育の利用年齢の延長と公平化 施設により利用年齢が異なることへの公平を希望。 小学3年で終了というのは、子どもの発育過程からしても早すぎると感じている。		基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、受け入れ対象学年の拡大に向けた整備に努めてまいります。	無
56	現在、3年生で学童をお願いしていますが、4年生になるとお願いできなくなります。うちは母子家庭で実家に子どもを預けることができません。 平常日課なら大丈夫ですが、特別日課や振替休日、長期の休みに学童に預かってもらえないと大変困ります。 できれば6年生まで学童をお願いできると大変助かります。 よろしくお願いします。		基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、受け入れ対象学年の拡大に向けた整備に努めてまいります。	無
57	特に学童保育所の運営に関しては、首都圏に近い、松戸・市川・船橋に比べ、5年以上も遅れていると痛感する毎日である。私たち夫婦は、住民税を6万円弱納めているにもかかわらず、相応の子育て支援を受けられない現状に、移転をも念頭に入れている。 昨日の千代田学童保育所保護者会でも意見を申ししたが、間野台小の4年生以上の学童は、下校後、<u>民間のバス</u>で単独で千代田まで登所するという実態は、市の子育て支援のあり方として、欠陥そのものである。 <u>バスの移動中に、変質者・痴漢に遭遇した場合</u>は、誰が、どのように責任を負うのか。 保護者会の進行役の答弁では、「現在7名が間野台小から通所しており、特例として対応している。」との事であったが、どの保護者も特に子どもを保育所へ預けて就労している家庭は、引き続き、就労をしたいと考えているはずだ。しかし、就労を断念せざるを得ない、選択肢しか与えない佐倉市の行政には、憤りを感じる。 追記として、上記、下線部の件は、事が起きてからでは遅いため、是非、早急に改善願いたい。 万が一の場合は、市を相手に訴訟も辞さない考えである。		基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、受け入れ対象学年の拡大に向けた整備に努めてまいります。	無

58	日曜日も（学童）保育を実施してもらえると助かります。 （両親とも、日曜出勤の会社にいる為）		基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、開設時間の延長について検討してまいります。	無
59	学童保育が今年度で終了となってしまう3年生の母です。6年生までの受け入れ拡大が検討され、大変嬉しく思います。昨年の震災により、特に都内など遠方へ勤務する親にとって、学童保育所（何よりも通っている小学校の近くにあるもの）の重要性が増しています。帰宅できない際、誰が子を守ってくれるのか不安でなりません。また、昔とちがい不審者情報も多く耳にします。H26年度からでは遅すぎます。以前から臼井地区での6年生までの学童保育を求める声はあったと聞いています。すぐに対応を協議してくださっていれば、と残念でなりません。空いている町内会館など利用したり、社協の方々と協力したり、何かしら方法はないものでしょうか。更に、子どもの安全に配慮した措置がとられるようお願いいたします。		基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、受け入れ対象学年の拡大に向けた整備に努めてまいります。	無
60	<学童保育について> ①6年生までの学童保育を希望します。 ・平成24年度より「臼井老幼の館」にて、希望者につき6年生までの児童を預かって欲しい。 もし、「臼井老幼の館」が無理ならば、自治会館などを使って6年生までの希望者を是非預かって欲しい。早急にご対応いただけますよう、是非お願いします。 大地震が起きる可能性があると言われる中で、娘を自宅で1人置いておくのはとても不安ですし、勤務先が東京の為、何かあってもすぐに駆けつけることができません。 ②学童保育時間および土日対応について 現在、フルタイムで働いている両親は多いと思います。働いている環境は個々に違いますので、幅広い対応をお願いします。是非、土日の預かりや保育時間の延長を希望します。保育園でさえ20時まで預かってくれる中、19時までの預かり時間は短いと思います。東京勤務のため、せめて20時までの時間延長を希望します。 以上、2点を是非ご検討頂けますようお願いいたします。この4月より娘が4年生になり、今後どうしていくべきかとても悩んでいます。早急に、暫定処置でも構いませんので、ご検討頂けますようお願いいたします。		基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、受け入れ対象学年の拡大に向けた整備に努めるとともに、開設時間の延長について、今後、検討してまいります。	無
61	保育園が、夜8時まで預かってくださるのはとてもありがたい。 しかし、学童は夜7時くらいまでしか預		基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」の中で、開設時間の延長について、今後、検討してまいり	無

	かってくれないようなので、学童ももう少し長く預かってもらえると良い。		ます。	
62	・安価で質のよい保育を受けることを保護者は望んではいるが、保育者側に支障をきたさないようにしてほしい。		ご意見として承ります。	無
63	公立と民間の学童保育料の格差見直しを要望します。 また、施設、市からの補助についても格差のないよう要望します。		基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」の中で、公立と民間の学童保育料の格差是正に取り組んでまいります。	無
64	・今後も、（学童の）人数が増えることで、施設の過密状態が気にかかります。 ・（学童の）人数が増えることで、職員の方への負担が増えることが心配です。		基本方針（案）25ページ「③施設環境の充実」の中で、過密状態の解消に向けた整備に努めるとともに、適正な数の職員の配置に努めます。	無
65	・公立と私立の（学童保育料）月額に差がありすぎる。同額にしてほしい。		基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」の中で、公立と民間の学童保育料の格差是正に取り組んでまいります。	無
66	・夏休みなど、長い時間学童保育所で過ごす時、人数が多く、部屋が狭く感じられます。		基本方針（案）25ページ「③の施設環境の充実」の中で対応してまいります。	無
67	・夏休みなど、校外学習のような行事等で交通費の補助をいただきたい。		保護者の負担が過度にならないよう、運営基準を作成し対応してまいります。	無
68	・インフルエンザが流行し学級閉鎖になった時に、学童保育所が受け入れてくれたので助かりました。急な学校のお休みに対応できるとうれしいです。		学童保育所は、保護者の就労支援の側面もありますので、今後も対応してまいります。	無
69	・夏休み期間などの長いお休みに、幼稚園給食のようなお弁当がたのめると良いです。有料で選択（持参か注文か）制など。		ご意見として承ります。	無
70	・保育料が高く、負担が大きいです。 ・兄弟が皆、保育園にいた時は、保育料の兄弟割引がありましたが、上の子どもが学童になると、全員分わかり、大変になりました。		ご意見として承ります。	無
71	いつもお世話になっております。安心して子どもを預かっていただいております。 料金的な面も、相応な金額だと思うのでそれで良いと思います。		ご意見として承ります。	無
72	・公立の学童との料金格差を見直し、少しでも負担が軽くなるといいと思います。		基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」の中で、公立と民間の学童保育料の格差是正に取り組んでまいります。	無
73	・（学童の）室内保育場所が広くなると思います。（来年度人数が増えることもありますので）		基本方針（案）25ページ「③施設環境の充実」の中で対応してまいります。	無
74	現在、（学童の）保育時間や入所受け入れについて、保護者の要望に対し丁寧に対応いただいている。 また、児童一人一人に対し、ケアしつつ、育児相談的な対応もしていただいているため児童数が増えている。 施設の拡充や職員の確保についての支援が必要だと考える。		基本方針（案）24ページ「②保育環境の充実」25ページ「③施設環境の充実」の中で対応してまいります。	無

75	公立・民間では（学童）保育料にあまりにも差がありすぎる。 その上、公立では市からの補助があるようですが、民間ではなく、遠足でも、その他すべての行事等の費用負担が発生しているのは、不公平すぎると思う。		基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」の中で、公立と民間の学童保育料の格差是正に取り組んでまいります。 なお、保護者の負担が過度にならないよう、運営基準を作成し対応してまいります。	無
76	民間の子どものことを考えての（学童）保育対応は公立でも見習うべきだと思う。		公立学童保育所においても、子どもを第一に考えた保育に努めております。	無
77	・公立と私立との利用料金の格差をなくしてほしい。		基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」の中で、公立と民間の学童保育料の格差是正に取り組んでまいります。	無
78	・夏休み（学校の長期休みなど）のみに入れる枠を増やしてほしい。 →全学年の受入れ →ただし、中学年以降になると普段は帰りが16:00すぎとなることが多く、留守番もできるが、長期の休みには、やはり預かってもらえる場所がほしい。 ・学童での生活は、通っている者にとっては、日常生活の大切な場所である。 →勉強など学べる場所 →遊べる場所であってほしい。 →施設環境の充実化を希望します。遊具などハード面とソフト面でも。 ※平日は2～3時間、長期休み中は10時間近く過ごす大切な場所です。過ごし方もよく学び、よく遊べる場所であることを希望します。		長期休みのみの利用については、定員に余裕のある施設では、可能です。基本方針（案）24ページ「①安心して楽しく過ごせる場の提供」25ページ「③施設環境の充実」の中で取り組んでまいります。	無
79	現状（の学童保育）で満足しているので、特に意見はありません。		今後もより良い保育に努めてまいります。	無
80	災害や不審者の連絡も多く聞きます。 児童が、安全・安心してすごせるよう、学校からの学童への移動の際も配慮をいただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。		学童保育所への登所については、これまでも学校と連携を図りながら、児童の安全確保に努めており、今後も継続してまいります。また、保護者や地域の方々がスクールガードボランティアとして下校時の児童の見守りをしてくださっており、引き続き協力をお願いしてまいります。	無
81	志津児童センター内の学童保育所は、人数の割に狭く、決していい環境とは言えません。 上志津小内に、学童保育所を作って頂けるといいです。 余裕教室がない場合は、西志津小や井野小のようにプレハブでも良いと思います。		上志津小学校については、施設や敷地の状況、今後の児童推計等を考えると、学校内の設置は難しい状況です。基本方針（案）25ページ「③施設環境の充実」の中で、整備に努めてまいります。	無
82	・新設が予定される学校内の学童保育所で1教室分のスペースしかないと聞く。静かに過ごしたい子ども、時間のさまたげになるし、事務や電話も反響して聞きとりにくい。適切なスペースと間取りが必要です。		平成24年度中に開設予定の王子台学童保育所については、施設の状況や児童推計等から、1教室のみの整備となりましたことをご理解ください。	無
83	・児童センターでは無料でこそ意味がある。入場料を取るのですか。		指定管理者制度が導入された場合でも、児童センターで入場料を取ることはあり	無

	・児童センター的な場所が市内にいくつも必要。小学校の放課後児童ルームの方向はどうなっているのでしょうか？その形の方が、個々の子どもの事情も把握しやすい。		ません。 放課後児童ルームについては、ご意見として承ります。	
84	・学童インストラクターの定年制を設けて頂きたいと思います。（あまりに高齢になつての関わりで、ウツカリの遅刻や決められたことへの無関心など、守られなかったりすると、回りのインストラクターの意欲を削いでしまう）		佐倉市では、臨時職員等（児童インストラクター）について、定年制は設けておりません。適性と学童保育に熱意をお持ちの方を採用しております。	無
85	・学童専用室（白井老幼学童専用室 37.0㎡と施設概要に記されていますが、どこがそうなのか？）学童専用室がある・なしについては、きちんと設けて頂いた方が保育が落ち着き、子どもへの影響も良き方向へいくかと思います。		白井老幼の館学童保育所については、施設内の和室を地域の皆様の利用と学童専用室としての利用に有効活用しているとあります。基本方針（案）35ページの〔図表20〕については修正いたします。	有
86	・学童インストラクターの不足はどうしてなのか？現場に多く足を運んで頂いて問題点の把握をして頂きたいと思います。		ご意見として承ります。	無
87	・1年生から6年生までの受け入れについては幅が広すぎ、高学年と低学年へのお互いの影響が良くないと思います。 保護者もただ預けるだけの意識ではないような！！気がします。		全学年を受け入れ対象とすることについては、様々なご意見がございますが、3年生までしか受け入れができていない施設においては、全学年受け入れの要望が多い現状です。佐倉市としては、基本方針（案）24ページ「①安心して過ごせる場の提供」の中で、全学年受け入れを目指した整備を進めてまいります。	無
88	小1から小3までの異学年同士で、日常的に遊べる年齢差の限界が3年間位だろうと感じます。 1日の行動の生活の流れ、登所時間の差、宿題をさせる時間、次の行動に移るための集合等、比較的スムーズに出来るのも、その3年間の差位だろうと思います。 よくお母さん達から、学童を卒業して、4年生の夏休みがとても不安との声をうかがいます。まだ中学年ですし、せいぜい4年生の夏休みのみお預かりするシステムがよいのかなあと思う位で、果たして6年生までの学童保育が本当に必要なのか？親の都合に合わせ過ぎではないかという気がします。		全学年を受け入れ対象とすることについては、様々なご意見がございますが、3年生までしか受け入れができていない施設では、全学年受け入れの要望が多い現状です。佐倉市としては、基本方針（案）24ページ「①安心して過ごせる場の提供」の中で、全学年受け入れを目指した整備を進めてまいります。	無
89	学童インストラクターの現状を見ると、中高年の女性が多い職場だと思います。給与面で見ても、若くてやる気のある女性、男性の育つ職場ではありません。人手不足から、誰でもなれるといったイメージさえ受けます。 インストラクターに採用する前に、しっかりした研修期間があるべきだし、若いやる気のある人材が育つようにする環境作りも必要だと思います。		児童インストラクターの採用にあたっては、配属されてすぐに力を発揮していただけるよう、できる限り、保育士や教員等の資格のある方を採用するとともに、定期的に研修の機会を設けております。基本方針（案）24ページ「②保育環境の充実」の中で、質の高い研修に今後も努めてまいります。	無

90	・学童が安心し、働いているインストラクターも楽しく仕事が出来たら良いと思います。		ご意見として承ります。	無
91	・（学童保育において、）具合が悪くなった子どもを寝かせる場所がほしい。		限りあるスペースですが、基本方針（案）25ページ「③施設環境の充実」の中で、工夫してまいります。	無
92	・（学童保育の）時間外のお迎えは、それなりに金銭面も考えてほしい。		基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」の中で、検討してまいります。	無
93	（白井老幼の館学童保育所は）今、学童専用のスペースがなく、行事が重なっている時の学級閉鎖に伴う時が大変困っております。ぜひ、学童専用スペースの確保をお願いします。		白井老幼の館学童保育所については、施設内の和室を地域の皆様の利用と学童専用室としての利用に有効活用していることをご理解ください。	無
94	千代田学童保育所は千代田小学校と隣接しているので、子ども達の登所（利用）等には安全・安心をいたしています。 しかし、空き教室を学童ルーム、及びプレイルーム（雨天時等遊ぶ）等天井が低く危険性があり、子ども達が安全・安心で楽しく過ごす為の施設環境の充実をお願いします。		学校の教室は、本来、プレイルームを想定したものではありません。十分な環境ではありませんが、余裕教室を活用し、学童保育所として整備していることをご理解ください。	無
95	家庭や、学校での生活でストレスを抱えて学童に登所する子ども達を如何に、異学年の中で理解し、育て指導していくかが、学童インストラクター指導員に課せられた大きな課題だと常日頃より考えさせられています。 保護者がお迎えに来られるまで、安心・安全を第一目標に、指導員が意思疎通である中で、学校の中に学童所があるので、学校（特に学童利用者の担任）との情報交換ができれば、更なる指導効果が得られると思います。【学校・家庭（保護者）・地域・学童との連携】		基本方針（案）25ページ「⑤学校との連携」の中で、対応してまいります。	無
96	現在、千代田学童保育所は、学校の空き教室で行われており、一部屋を遊びの広場としています。プレハブということもあり、上級生が使用するのには不十分と感じています。		学校の教室は、本来、プレイルームを想定したものではありません。十分な環境ではありませんが、余裕教室を活用し、学童保育所として整備していることをご理解ください。	無
97	・インフルエンザで学校閉鎖になった場合学童を開所し、学級閉鎖の場合は保護者がみてほしい（2～3人利用の為）。学級閉鎖のたびに学童を開所（朝7:00～夜7:00勤務）していたのでは、指導員の体調が心配である。		インフルエンザによる学級閉鎖時の学童保育所の開設については、児童インストラクターの皆様に変なご協力をいただく中で実施しております。学童保育は、保護者への就労支援の側面もあることから、インフルエンザによる学級閉鎖時の開設について、ご理解くださいますようお願いいたします。	無
98	・8:30前、19:00以降の時間保育に対して、保護者から時間外保育料を徴収してもいいのではないかと思います。 ・設備が整っていない。 ・長期休みの場合、アルバイトの増人をお		基本方針（案）25ページ「③施設環境の充実」「④保護者の費用負担の見直し」の中で、検討してまいります。 長期休みについては、児童インストラクターの増員が図れるよう努めてまいりま	無

	願いたい。		す。	
99	・もう一度、保護者の方に、開設時間を説明する必要がある。 仕事などやむを得ない事情があるために、必要に応じて延長保育を行っていることを保護者の皆様に改めて理解して頂きたい。理解して頂ければ、早朝お預かり料などを納めることになったとしても、納得頂けるのではないのでしょうか。		学童保育所の開設時間については、入所案内や保護者会等で説明をしております。引き続き、周知に努めてまいります。	無
100	・長期休みの学生の利用に力を入れてみてはどうでしょうか。教育関係の各大学に「長期休みに学童で働きませんか？」というポスターを貼らせて頂き、多くの学生に知って頂くと、やってみたいという学生が増えるのではないのでしょうか。そうすれば、先生方の負担も少し軽くなり、学童生活を楽しく送れると思います。また、学生も学童での経験は、教育実習の時や仕事に生かせると考えております。		長期休みに、学生を児童インストラクターとして雇用することについては、毎年、県内教育関係の大学にポスターを貼らせていただくなど、雇用に努めております。	無
101	指導員（補佐員）のための提案 ①有資格者の採用を提案します。 熱意と能力のある無資格の方には、市又は民間独自の研修システムで受講していただき、資格に代わるものを認定するシステムの導入。 ②資格の有無に関わらず、初めて仕事として子どもに接する人には、現場に出る前に事前研修を受けて頂く。（実態についての知識） ③指導員に保育の指針をうたったハンドブックを配布し、常に確認できるようにする。（体罰やセクハラと誤解されないような指導の指針） ④ネームプレートの着用を提案します。 利用保護者へ自らを常に明らかにした状態であること。 ⑤統括インストラクターの配置に賛成です。 要支援児についての学校との連携 学校で特別な支援を受けていることを学童では全く知らず、混乱を引き起こすことを避けるために、子どもが学童でも配慮を持って接してもらえるように、必要な申し送りを提案します。		児童インストラクターの雇用については、保育士や教員免許資格がある方を採用しておりますが、人数が不足している施設については、学童保育に熱意のある方を採用し、研修等を通じ、児童インストラクターとしての資質の向上に努めております。 ハンドブックについては、基本方針（案）24ページ「②保育環境の充実」の中で、適切に対応してまいります。 名札の着用については、すでに着用している施設もありますので、全施設で着用するようにしてまいります。 インストラクターの配置については、基本方針（案）24ページ「②保育環境の充実」の中で対応してまいります。 支援が必要な児童については、基本方針（案）25ページ「⑤学校との連携」の中で、適切に対応してまいります。	無
102	北志津児童センター図書室は、他の児童センター図書室とは違い、他の市立図書館と同じ図書館業務と、児童センターの図書室として事業の運営など（おはなし会やワンパクまつり）にも携わっています。児童センターの現状の中には、一切書かれていないようですが、蔵書数 26,000 冊の本は、市立図書館のもので、ユーカリが丘地区唯一の図書館として、地元の人々に根づいて	他3件	北志津児童センター図書室は児童センター図書室としての役割とともに、市立図書館としての機能もあることは認識しております。指定管理者制度を導入した場合でも、市民サービスが低下しないよう関係部署と調整してまいります。	無

	います。今回、指定管理になるにあたって、どのように市立図書館、教育委員会と関わっていくのか不安です。（図書館業務を行っていて、なおかつ指定管理になっているミウズがありますが、ミウズとは図書館としての規模が違います）指定管理になっても、今の図書館としての機能をどう維持していくかが、とても大切だと思います。			
103	・学童保育所の現状を調査して本当に必要な物を見極めて欲しいと思います。		ご意見として承ります。	無
104	・開設時間等の延長も考えられますが、親子の接する時間が少なくなりその辺も心配です。		就労形態の多様化とともに保育ニーズも多様化しております。保護者のニーズに応えるだけでなく、子どもの利益、子どもの育ちの観点にも留意し、保護者の家庭と仕事の両立、子どもの健やかな育ちが図られることが重要と考えております。	無
105	・保護者側からは、従来型の低金額を希望する方もいる。保育料が高くなると、利用できない家庭も出てくるのではないかと 思う。		学童保育料については、基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」にありますように、受益と負担のバランスを検証し、見直しを図ってまいりたいと考えております。なお、所得に応じて、免除・減免の制度を設けて対応しております。	無
6. 児童センター・公立学童保育所の民営化				
106	インストラクターさんの負担はわかりますが・・・ 以前のように南部児童センターに戻るだけと言うかもしれないけど、せっかく空き教室で学童保育をして頂き、学校敷地内という事で、移動も少なく安全・安心と子どもにとっても親にとっても良い環境だったのに、また、元のようにバスに乗ったりの移動は子ども達に負担だと思います。 長期休み等では、今まではこの時間で間に合ったのに早く家を出なくてはいけなとか、お迎えも、この時間には行けたのに遅くなったりと子どもにも親にも負担がかかります。 今の時点ではマイナス要素大です。 事業者の自主的サービス・創意工夫って、何をしてくれるの。		指定管理者制度を導入しても、学童保育所は、現在の場所で継続されます。児童センターに戻るということではありません。事業者の自主的なサービスについては、事業者によって、開設時間の拡大やおやつ等の提供、季節にあわせた行事などが考えられます。	無
107	1.（学童保育所の）指定管理者制度導入は本当に必要か？ （1）必要であれば、そのデメリットは何か？ （2）導入することで、保育料はどうなるか？ 2.（学童保育所の）正規職員と非常勤職員との区別が難しいので識別できるように工夫してもらいたい。		指定管理者制度を導入してのデメリットは、特にないものと考えています。保育料については、上限を市が事前に決定しますので、指定管理者制度を導入して保育料が上がることはありません。 正規職員と非常勤職員の区別については、名札により区別できるようにいたします。	無
108	・（学童保育所を）民営化した場合、値段が上がると思うと不安です。 ・今までお世話になってきた先生はどうな		保育料の上限を市が事前に決定しますので、指定管理者制度を導入して保育料が上がることはありません。	無

	るのでしょうか？そのままであるならばいいのですが、他の先生になるのは困ります。 民営化する場合、場所が変わるのでしょうか。そうなると困ります。 今まで働いてくれていた人達のことを思うと先のことを考えていただけるのか不安です。 ・（学童の）保育料が上がるのは困ります。（値上がりしないようにお願いします。）		現在の児童インストラクターが、継続して保育にあたるよう地元雇用、継続雇用配慮することを事業者に求めてまいります。 指定管理者制度を導入しても、学童保育所の場所が変わることはありません。 学童保育料については、基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」の中で、受益と負担のバランスを検証し、見直しを図ってまいりたいと考えております。	
109	・（学童保育所の）指定管理者制度の導入には賛成です。 ・制度の導入に当たり、高学年児童に対する学習面でのサポート体制の充実化を希望いたします。		ご意見として承ります。	無
110	学童保育所につきまして、平成26年度以降も、学校の（敷地内）現所在地で、学童を継続していただきたい。		指定管理者制度を導入しても、学童保育所は、現在の場所で継続されます。	無
111	◎学童保育所の民営化については、民間の9,000円～12,000円の保育料となり、経済的な負担が多くなってしまうのではないかと不安があります。		学童保育料については、基本方針（案）25ページ「④保護者の費用負担の見直し」の中で、受益と負担のバランスを検証し、見直しを図ってまいりたいと考えております。	無
112	今回の「民営化（指定管理者制度の導入）」には、少なからずとも現状打開策が感じられます。理由は以下の通りです。 ①予算：市の財政の逼迫に多少は歯止めがかかる。 ②組織化：運営がスムーズに行われることにより、安定した保育が行われ、インストラクターの質の向上にもつながる。 上記①に関しては内情がよくわからないので、②に関して現場より意見を述べさせていただきます。 私ごとですが、平成18年度に東京の学童保育所、平成23年度に佐倉市民間の学童保育所を見学させていただいたことがあります。2か所に共通していたことを以下に挙げさせていただきます。 〈1〉1年生から6年生までが在籍しており、上級性が下級生をリードしながら、楽しそうに遊んでいた。 〈2〉指導員は2施設とも3人だったが、専任指導員がおり、継続した保育の中で、子どもたちは落ち着いて過ごしていた。 佐倉市の学童保育所は、児童センターにおいては、職員は複数の学童保育所を抱え、単独の学童保育所では、職員が常に学童内に滞在できない状況の上、保育園などの本来の業務をこなしながら、学童の運営も行わなければならないということが、激務につながるのではないかと懸念してお		指定管理者制度の導入により、各学童保育所に、統括する立場の常勤インストラクターを配置し、運営体制の強化に努めたいと考えています。	無

	りました。また、職員が常時滞在する学童保育所の環境と、そうでない環境では、職場としての雰囲気に関心があります。職場である限りは、ある程度、指示系統、責任の所在が明確であることが望ましいと思います。また、インストラクターの質の問題が、何年か前から会議などで取りざたされているという話も聞きました。運営がきちんといわれる環境では、競争原理も働き、インストラクターの質も向上すると思います。開所時間が多少伸びるということは、子どもにとってどうかという問題とは別に、時代の波と受け取るしかないと思います。学童保育所の需要がますます増える今後、遊びを通して子どもたちの成長の一端を担えるという仕事につけるということは、この上ないことだと思っています。			
113	民営化になることは、以前から言われていたことでもあり、社会情勢から見ても仕方ないと思います。 ただ、長い間この仕事に関わってきた者としては、少なくともこれ以上、労働条件を下げないでいただきたいと思います。		指定管理者制度を導入した場合、統括する立場の常勤児童インストラクターを配置し、運営体制の強化を図ってまいります。	無
114	・（学童保育所が）民営化になった場合、よりきめ細かな配慮を希望します。		指定管理者の選定に当たっては、運営方針や保育内容の考え方など、総合的な観点から適切な業者を選定します。そして、統括する立場の常勤児童インストラクターを配置し、運営体制の強化を図ります。また、定期的にモニタリングを実施し、保育の質の確保と向上、サービスの充実を図ってまいります。	無
115	指定管理者制度の導入により、働く環境が良い方向に向かうことを願います。		指定管理者の選定に当たっては、運営方針や保育内容の考え方など、総合的な観点から適切な業者を選定します。そして、統括する立場の常勤児童インストラクターを配置し、運営体制の強化を図ってまいります。	無
116	指定管理者制度になりましても、雇用の継続を切に希望します。	他7件	現在の児童インストラクターが、継続して保育にあたるよう地元雇用、継続雇用に配慮することを事業者に向けてまいります。	無
117	・地域ごとの指定管理者が決まった場合、雇用条件と指導員の勤務地がどのようになるか（佐倉市全体の異動、又は、地区内による異動のみ）。詳細の説明会を早く開催していただきたいと思います。 ・民営化後、数年の間に指定管理者と子育て支援課の意向が異なった場合、現状の雇用条件や労働条件が確保できるのでしょうか。		雇用条件と勤務地に関しては、それぞれの事業者との雇用協議となります。基本方針策定後、説明会を予定しております。 現在の雇用条件や労働条件は、指定管理者制度が導入された場合は、各事業者による雇用となり、雇用条件については、指定管理者決定後、各事業者から示されることになります。	無
118	・サービスの向上を目指した場合、雇用条件がどのように変化するのかを早めに知らせていただきたいと思います。		ご意見として承ります。No. 117をご参照ください。	無

119	・単独学童で事務的な仕事も多く、主任的な方を配置し、処理できるようになるとよいと思います。		基本方針（案）24ページ「②保育環境の充実」27ページ「③運営体制の強化」の中で、対応してまいります。	無
120	・民営化になると、きめ細かいサービスは可能になるでしょうが、保育料が上がり、入所したくてもできない世帯が生じるのではと懸念されますが、現行の減免及び免除がどこまでされるのかも心配なところでもあります。 学童保育にとって大切な「学校」＋「保護者」＋「学童保育所」の連携がスムーズに行うことができるのか不安があります。重要な役割である「市の権限」がどこまで及ぶか知りたいところでもあります。 民営化を考えている（10年程前から）件で、現場の声を求められなかったこと（今までに）が残念に思います。		保育料の上限を市が事前に決定しますので、指定管理者制度を導入して保育料が上がることはありませんが、保育時間の延長などサービスの向上が図られる部分については、追加の料金が設定されることもあります。指定管理者制度が導入された場合でも、現行の免除、減免制度は継続する方針です。 事業者には、学校や保護者と連携し、より良い保育に努めるよう求めています。市は、当初の条件のとおり運営されているか確認し、必要に応じて指導してまいります。 民営化を具体的な案としてまとめたものは、これまでありませんでした。今回、「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針（案）」としてまとめ、市民の皆様をはじめ、保護者や現場の皆様の声を求めることとなったところです。	無
121	・指定管理者制度導入の方向に向けての検討をすることが、以前からあったということであれば、早い段階で市民に提示すべきだったと思う。 ・勤務する側としては、就業面で不透明な部分が多いので、より詳しい説明が欲しい。		民営化を具体的な案としてまとめたものは、これまでありませんでした。今回、「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針（案）」としてまとめ、市民の皆様をはじめ、保護者や現場の皆様の声を求めることとなったところです。 指定管理者制度が導入された場合、各事業者による雇用となり、雇用条件については、指定管理者決定後、各事業者から示されることとなります。希望する方が引き続き就労できるよう、市としては、地元雇用、継続雇用に配慮することを事業者に求めています。	無
122	・営利企業が参入した場合、保護者と指導員の関係が、サービスする側と受ける側という関係になってしまう。今のような信頼関係を作りだしていけるか疑問を感じる。		佐倉市内には株式会社が運営する保育園が5園あります。どの保育園も保護者との信頼関係を築きながら、運営をさせていただいております。民間企業だからといって、信頼関係が築けないことはないと考えております。	無
123	・指定管理者が1社であれば内容に差はないでしょうが、2社、3社となると、事業所ごとに差が出てしまう不安もある。		開設時間や保育料などの基本的な部分については、条件を設定しますので差はありません。これ以外の部分については、市が示す運営基準を満たした上で、事業者の努力や工夫によって、サービスの向上に努めていただくことになります。	無
124	学童保育所の公営から指定管理者制度導入の基本方針案について（詳細は、別表⑤のとおり）		学童保育所については、指定管理者制度を導入した場合、各学童保育所に常勤専任の職員を配置できるよう経費を見込んでおり、経費削減のために導入するものではありません。 また、就労形態の多様化により、少人数	無

			ながらも保育時間の延長や休日保育を求める声があります。指定管理者制度を導入することにより、工夫できる部分があると考えます。施設の運営方針や保育内容等の考え方など、総合的な観点から保育に適した事業者を選定し、より良い保育を目指してまいります。	
7. その他（保育園・児童センター・学童保育所共通含む）				
125	財政の厳しい地方公共団体のおかれて いる背景は理解しますが、今後国が強引に 推し進めようとしている「子ども・子育て 新システム」が導入された場合の危惧等も 感じています。 住民の幸せのために仕事をされている 地方自治体の職員として、住民にそのしわ 寄せを求めるのではなく、住民の立場に立 ち、その代弁者として国に意見を上げてい く姿勢もあわせてお願いいたします。		国は、本年3月2日に少子化社会対策会 議において、「子ども・子育て新システム に関する基本制度」及び「子ども・子育て 新システム法案骨子」を決定しました。 この決定を受けて、全国市長会では、子 ども・子育て新システムに関する制度の周 知徹底、恒久財源の確保、地方自治体との 協議・意見の反映等について、提言・要請 を行っています。今後とも、国の動向を注 視するとともに、必要に応じて千葉県市長 会、全国市長会等を通じて、要望をしてま いります。	無
126	市民の皆様から寄せられるパブリック コメントが、ただ「アリバイづくり」に終 わることなく、今後の保育行政に反映され ていくことを願っております。		皆様からいただいたご意見は、子育て支 援施策全般に活かせるよう努めてまいり ます。	無
127	1. 意見募集の方法について ①このような意見募集をするにあたって は出来上がった基本方針(案)(以下、「案」 と略す)を示すだけでなく、(案)の取り まとめのプロセス、特に「佐倉市保育園等 の在り方検討委員会」(以下、「検討会」 と略す)の提言、同委員会での検討の状況 を記した会議録も参考資料として添付し てほしい。 ②意見募集が「既に結論ありきの通過儀 礼」ではなく、市民の意見を真にくみ上げ る趣旨で行われるためには、基本方針(案) を取りまとめた後だけでなく、(案) を取りまとめる途中段階(上記検討委員会 での審議の途上)でも行う必要があります。		ご意見について項目ごとにお答えいた します。 ①について 市ホームページの子育て支援課のペー ジにて、「佐倉市保育園等の在り方検討会」 での会議録等、これまでの検討の経過も含 め、プロセスをお示しするよう検討してま いります。 ②について ご意見として承ります。	無
128	●基本方針としては 幼保一体化と同時に進めるべきである と考える。(何度も方針が変わることで、 子どもが戸惑い、大人に振り回されること だけは避けて欲しい。同時に国の方針も視 野に入れて考えるべき) 現存する公立保育園で0、1、2歳児(も しくは、0、1、2、3歳児)を保育し、 現存する幼稚園で3、4、5歳児(もしく は、4、5歳児)を保育し、定員を増やせ ないか? メリットとしては、幼稚園の職員は、0、		現在国において検討されている「子ど も・子育て新システム」につきましては、 まだその詳細が示されておりません。今後 も国の動向を注視してまいります。いた だきましたご意見は参考として承ります。	無

	1、2歳児を保育することは未経験であり、混乱が予想されるが、この方法であればそれが避けられるうえに、段階的な、民営化が可能であると考ええる。 例えば、3、4、5歳児を保育する現存する幼稚園に（すでに、民間であるので）そこに保育園児を加える。それが成功したら、0、1、2歳児を保育する保育園の民営化を進める。 名称もそのまま、保育園と幼稚園という分類にすることで、経費節減する。 保育園が地域の子育て支援の拠点とし、児童センターの役割を担う。 現存する児童センターは、老朽化に伴い廃止。職員は、保育園に配属する。 幼稚園において、3、4、5歳児には、アメリカのようにプリスクールとして教育を行い、佐倉の子どもの教育水準を向上させる。			
129	保育園の民営化・児童センター・学童保育所の指定管理者制度導入に反対理由 ①課題の解決が上記でなされるとは思えない。 ②子どもたちへのサービスの低下が考えられる。 ・民営化により利益主義に走り、安い人件費で質の低下を招く可能性がある。 ・民間事業者に代行させても同様。どこに運営をまかせるかで、サービスに差が出る可能性もある。 保育園、学童保育所とともに、全て、公立で運営し、子どもたちに同質のサービスを提供できるようにお願いしたい。		公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体のより一層の充実を図ることを目的としております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（3）移管に当たって」17ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、事業者の選定では安定した経営基盤と運営実績等を勘案するなど、影響を最小限にとどめ、基本方針（案）の目的が達成できるよう検討してまいります。 また、児童センター・学童保育所には、運営体制の面と施設整備の面で課題があります。両者を民間と行政で役割分担することで、保育環境の向上を目指します。指定管理者による学童保育所の運営については、市が示すサービス水準に基づき、適正かつ確実に実施されるよう監視及び評価（モニタリング）を実施することにより、一定のサービス水準の確保に努めてまいります。	無
130	・レジュメの言葉は、一般的に浸透している言葉でお願いします。 （例）ファシリティマネジメント		注釈を追記します。 ファシリティマネジメント（FM）とは、土地・建物・設備などを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動のことを言います。※で注釈。	有

131	市の広報によると一部の公立保育園の民営化、児童センター、学童保育所については指定管理者制度の導入がいられているが、公立・民間それぞれ数が不明で、市民としては不安である。 昨今は、何でも民営化がさげばれているが、はたして民営化をしてうまくいくのか、よくよく考えてもらいたい。 また国では、「子ども・子育て新システム」導入がいられているが、現在の状態よりも悪化させるようなものであれば、何のためのシステム導入かわからなくなる。 佐倉市は、一定の目標を持って、子育てに進んでほしい。 佐倉市の保育精神が、他の都市により評価されるようなものにする事により、人口増加、産業も発展する。 子育て、子どもの教育に財源を使ってほしい。	公立保育園の一部民営化につきましては、12ページ以降にお示ししておりますが、厳しい財政状況の見通しの中で、今ある施設や人材、財源などを最大限活用し、保育の質及び保育サービスの向上と保育園全体の運営体制の強化を図り、市の子育て支援施策全体の一層の充実を図ることを目的としております。 民営化に向けた具体的なガイドラインの策定や対象園の決定につきましては、今後詳細を協議してまいります。基本方針（案）16ページ「（3）移管に当たって」17ページ「（4）移管後の保育の質の確保」でお示ししている点に十分留意し、事業者の選定では安定した経営基盤と運営実績等を勘案するなど、影響を最小限にとどめ、基本方針（案）の目的が達成できるよう検討してまいります。 なお、現在国において検討されている「子ども・子育て新システム」につきましては、まだその詳細が示されておりませんが、今後も国の動向を注視してまいります。	無
132	意見を聞く（市民の）期間が短いと感じました。（～19日までのことでした。）働いており、忙しい日々を送っているため、園にポスターが貼り出されてからこの意見書を書く時間が短い。 保護者のうち何人が「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」を読んだのでしょうか？ 本来なら全員にアンケート形式で意見を聞いてもよいのではないかと？	意見の提出期間については、佐倉市市民協働の推進に関する条例施行規則に基づき設けております。なお、3月1日号の広報において、「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針（案）」の概略を掲載するとともに、各保育園、児童センター、学童保育所には、基本方針（案）の概要版と意見提出用紙を配置するなど、多くの保護者からご意見をいただけるよう工夫をいたしました。	無
133	前置き：標題の件「こうほう佐倉」紙上掲載記事と、子育て支援推進委員会の答申とはかなり異なり その差についての説明が同委員会に事前に無かったことに異議を唱えと共に、小生意見を下記にcomment させていただきます。（詳細は、別表⑥のとおり）	子育て支援推進委員会から、「民営化する保育園の事業者を選定する場合にあつては、子育て支援施策に対する情熱や理解、さらには経営基盤と運営実績を有する社会福祉法人等から考えられたい。」と答申を受け、基本方針案もこの方向に修正しております。	無
134	基本的に該当施設の民営移管、指定管理者移管に反対の立場で意見を述べる。（詳細は、別表⑦のとおり）	保育に関する市の責任は、今後も継続して、より良い保育環境を提供することにあると考えております。 保育園、児童センター、学童保育所が民営化となりましても、適切な保育ができるのであれば、女性のキャリアを奪い、子どもの生存と発育の権利を奪うことにはならないと考えております。 佐倉市には、民間の保育園、民間の学童保育所があり、適切な保育を行っております。民営化や指定管理者制度が導入されましても、子ども達に適切な保育の場を継続して提供する市の役割を果たしてまいり	無

			ます。	
--	--	--	-----	--

別表①

○保育園を民営化する目的が良くわかりません。

・サービスの向上というのは、親へのサービスで、延長保育、休日保育を指しているんですよね？
生活スタイルの多様化で、色々な働き方もあり、親のニーズは多様化します。そこに、公的なところで対応するのは限界があると思います。

四街道は延長保育は19時までです。小学校に入ったら学童は19時までなので、保育園の延長保育を拡大する必要があるのか？疑問です。

個々のニーズに対してはファミサポのようなところや、民間の力を活用できればいいのでは？と思います。子どもへの心身の負担、子どもの福祉を第一に考えて・・・ということは保育園のあり方検討会でも議論されていましたよね？

・財政面を強調されてもいますが、民間になったらそんなに市の予算を使わなくてもいいのですか？今まで保育園で働いていた市の職員が皆辞めるわけではないし、結局、国や県から負担金があるとしても同じ税金です。

公設民営の場合、県などからの補助金は出ないのでは？結局、民間にしても、お金がかかるものはかかると思います。（人件費が若い人を雇うことで削減されるくらいでしょう？）

もっと、将来のための優秀な人材育成、という視点も考えて、非常勤職員7割という現状を変え、公務員を育て、公立保育園の質の向上に力を注いでほしいです。

・国の支援策、認定こども園のことなど、まだ、先が読めない状況なので、いま、公立保育園を民営化するのは、時期早尚と思います。

・北欧では、未就学児の時期が、人生の基盤を作る大事な時期、として、教育費を低年齢層に手厚くしています。

専業主婦層の育児不安の方が、働く母親層よりも育児不安が強いという統計もあります。保育園は働く親だけではなく、働いていない親への支援も必要な時代です。子どもの教育という意味でも、小学校との連携なども必要になってきます。近年発達障害等についてもその支援策が課題になっており、今まで以上に横の連携が求められています。もっと、公立ならでは出来る子育て支援を展開してほしいです。

行政が、どのような子どもを育成するのか？明確な計画のもとに、具体策を展開してほしいものです。

広報を拝見する限り、財政難があるための民営化と感じました。保育園を民営化することで、子どもの福祉につながる部分がある・・・とか、挙げてほしいです。

又、もっと、市のお財布事情を市民にわかるように説明をしてほしいと感じます。

老朽化した保育園の改築にどの程度お金がかかる、とか、学校の耐震、放射線の除染作業について、子どもにかかるもののみではなく、高齢者への福祉にかかるものなど、全体を教えていただかないと、ここにメスを入れる理由がわかりません。

別表②

結論を先に言えば、公立保育園の民営化には反対です。以下、その理由を述べます。

はじめにこの「基本方針作成に当たって」を読んだとき、非常に奇妙に思ったことがあります。それは、保育ニーズの増大に対応するため・・・民営化するという文章です。これは文章自体が対応していません。保育ニーズの増大に対応する手段は保育園の増設、定員増、保育士の増強などではないでしょうか？

私は今から 35 年ほど前に子ども 2 人を保育園に預け、共働きをしてきました。当時はゼロ歳児を受け入れる保育園は少なく、時間外保育もなく、病児・病後児保育などは勿論ありませんでした。子育て応援をしてもらえる人も周囲にはなく、子どもたちが保育園に行っている頃はパートという働き方を選ばざるを得ませんでした。

現在では、特別に支援が必要なこどもの保育、ゼロ歳児保育、長時間保育などが実施され、病児・病後児保育も実現間近と聞いています。何より驚いたのは、保育園が地域の子育てセンターとして、園庭開放をはじめ子育てに不安な保護者の相談窓口としても機能していることです。

このように保育園の機能が充実してきたのは、公立の保育園が先頭を切って引っ張ってきたからに違いありません。今後もこの役割は重要です。

一方、公立保育園は民間と比べ正規保育士の割合が著しく少なく、非正規保育士による細切れ保育が望ましくないという現状があります。これを改善するために公立保育園を減らし、少なくなった保育園に集めれば正規保育士の割合が増えるという意見がありますが、これこそ本末転倒です。

正規保育士を集めてでも割合を増やすということは、言い換えれば正規保育士が少ないことの問題を認識しているのであって、これの解決は正規保育士を増やすことしかあり得ません。

発達途上の子どもたちにとって、いまの 1 日の大切さはおとなの 1 日とは比べ物になりません。子どもの権利条約には、「子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」とあります。あれこれの理屈をつけてこの内容を薄めたり、基準を切り下げてはならないのです。子どもの最善の利益を考えたとき、保育園を民営化すれば現在、そして将来にも起こるかも知れない問題を解決できることにはならないでしょう。

佐倉市の財政は「基金」として溜めたお金が今年も増えたそうです。子どもたちの「いま」のために財源を活用することを強く望みます。

今後を考えれば、公立保育園がもっと増える可能性はありません。だからこそ今ある公立保育園は存続、充実させて地域子育てのセンターとして、また民間保育園を含めた保育の子育てネットワークのなかでリーダーシップを発揮できるようにするべきと考えます。そのためには正規保育士の増員、研修の強化も重要だということは言うまでもありません。

佐倉市が子育てしやすい町として、子育て世代の人口が増え、子どもが生き生きと暮らす町に発展することを望みます。

別表③

国の子育て支援策が具体化されないうちに民営化を進めていくことは現場をいたずらに混乱させるだけだと思います。そもそも民営化する目的はどこにあるのでしょうか。

現状において公立の果たすべき役割がなされていないとの反省ですか。

それとも財政削減、つまり子育て支援の予算を削るためですか

民営化しても財政的なメリットは大きくはありません。

子ども子育て新システムでは公立私立を問わず国の財政支援策は一般財源化の方向で検討されています。国県の補助金をあて込んで今、民営化のかじを切っても新システムによってご破算となる可能性が高いのではないのでしょうか。

佐倉市は他の自治体と比較して一般財源に占める保育園運営費の割合は決して高いわけではなく、近隣の八千代、四街道、習志野と同等もしくは低いほどなのです。子育て支援を謳う市長がなぜ保育園運営費をこれ以上削減するのか全く理解不能です。むしろ8園しかない「公立保育園」の役割を果たすために正規保育士の増員と老朽化した施設設備の改築を進めていくことが求められます。

公立保育園は障がい児や虐待等を受けた要保護児童の受け皿として機能しており現実的に採算性を重視せざるをえない私立保育園での受入数はほとんど0に近い現状です。

子ども子育て新システムにおいて「障がい児」や「被虐待児」が保育の必要性の認定事由にあげられていないことからこれ以上公立保育園を減らしていくことは、保育を必要とする家庭や児童が排除されていく危険性があります。

さらに「民営化」の具体的な内容についてですが、国からの補助金目当てに行うのであれば、「民設民営」の形をとらざるをえません。つまり今の土地建物を丸ごと民間の株式会社等にただ同然でいわゆる「払い下げ」をするということになります。貴重な税金で築かれた市民の資産を処分することになる事実について明確に説明されていません。失う資産価値の金額とあてにしている一時的な補助金額の比較を市民に正しく説明すべきです。

民営化対象の保育園ですが、「公立は中域福祉圏に最低1園残す、佐倉と馬渡は行わない」というのであれば、必然的に佐倉東、南志津、根郷になりませんか。

築30年以上の老朽園舎の建て替えを市が自前で行うのではなく、民間に任せてしまえば予算が浮くという発想が民営化の根底にあるのだとしたら、「子どもたちの最善の利益」を求める子どもの権利条約、国と自治体の子どもの育成支援を行う義務をうたう児童福祉法に背きます。

最後に健康子ども部長にお聞きしたい。今、拙速に「保育園の民間移管」を行うことは「子どもの人権」を真に尊重する立場とは相反することにならないのでしょうか。長年、佐倉市の人権推進を担ってこられたお立場と経験からそのお考えをお聞きしたい。

別表④

公立保育園の民営化について

①（案）は主に財政面での理由から、公立保育園の民営化（民間移管）を打ち出しているが、検討会の提言（21～22 ページ）には、＜委員の主な意見＞として、「民間では採算が合わず引き受けられない部分を公立が率先して引き受けないといけない」、「身分が保障されていることが、公立の良さとしてある、保身に走ったり、経営者の言いなりになったり、同僚に対して競争を煽ったりするようなギスギス感は公立にはなかった」、「公立には異動があります。経験豊かな人や、やる気のある人が異動してくることによって、園の雰囲気がまるで変わったり、行事に活気が出たりします」、「年配の職員から若い職員まで年齢層に幅があるというのは、公立の売りかと思います。障害児保育等の推進や、豊富な知識経験の活用が期待できる」、「公立には横の連携や地域とのネットワークがありますが、民間になってしまうと保てなくなってしまうのではないかと懸念があります」、「市の財政状況が厳しいことも十分承知していますが、子どもたちの育ちと子育てをどのように守っていくか、自治体の判断にかかっています」といった意見が掲載されています。いずれも、公立の長所、民間立に対する懸念を当事者の体験を踏まえて指摘された意見と思えます。

こうした意見と民営化をあくまでも推進しようとする提言や（案）の方向付けには大きなずれがあります。こうしたずれがなぜ生まれたのかについて、検討会会長、ならびに意見公募をされる市の担当部署は市民に分かりやすく説明していただきたい。

②佐倉市の保育所職員の勤続年数は公立の場合は平均約 17 年、民間の場合は平均約 4～7 年とのことですが、上の委員の意見の中にもあるように、幼い子どもと向き合う保育では現場で培う経験、それを伝授していく職員内のシステムが保育の質を維持・向上させるうえで非常に重要だと思います。平均勤続年数 4～7 年という民間保育園でこの点がはたして担保できるのか、他市他県の実態も十分調査・研究した慎重な判断が必要です。2009 年 6 月 26 日に市内 5 つの園を視察されたとのことですが、正味 2 時間余りの時間で、かつ保護者からのヒアリングもなしでは、とても十分な実態把握ができたとは思えません。

③市は国の三位一体改革に伴う財政負担を民営化の主な理由に挙げています。しかし、県内の類似規模の市の間では公・民立の割合は一様ではありません。また、人口規模が類似する野田市、成田市、習志野市、流山市、八千代市、浦安市と比較しますと（平成 21 年度、「決算カード」による）、佐倉市は住民 1 人当りの歳出額は 7 市の中で最低（229 千円）で、歳出のうちの民生費を比較しても同じく最低（65 千円）です。このようなデータに照らせば、市が挙げる財政事情には説得力がありません。

④平成 23 年 9 月 29 日に開かれた市議会本会議における議員質問の中で志津地区北部に保育園が不足している、という発言があります。しかし、平成 23 年 4 月に八社神社西に開園したユーカリが丘保育園は児童の応募がほとんどない無人に近い状況が続き、同年 11 月に閉園となりました。このような事実を検討会なり、市の担当部局はどのように把握され、判断されたのか、お聞かせ下さい。

⑤検討会の議事録を読みますと、幾人かの委員から、「民間の職員も臨時職員も公立の正職員と変わらないよい保育をしている」という発言がありました。しかし、民営化の是非や雇用形態を議論する時に問われるのは個々の職員の仕事ぶり（それは別の議論の場面では非常に重要ですが）ではなく、上の 2－①で紹介した＜委員の意見＞にもあるような職員の経験の蓄積、伝承、創意が発揮できる職場環境といった制度面、環境面の問題です。従って、個々の職員の熱意なり意欲なりだけで保育園の設置形態を判断するのが適切ではありません。

⑥八千代市で 2007 年に民間に移管した 4 つの保育園のうちの 1 つで 2 名の保育士が 2010 年 3 月に、児童に不適切な行為をしたとして解雇される事件が起こりました。しかし、解雇された本人と園側、及びその他の職員の事件に関する説明が食い違い、保護者が求めた当事者職員から直接説明を聞く機会も持たれない状況が続いています。また、同園では民間移行後、園長が 3 人交代し、職員も計 11 人が退職するという尋常でない状態になっています。民間移管後も行政、法人、保護者が密に連携して、法人の事業運営を監督すると言われるのであれば、近隣市でのこうした事例に深い関心を寄せ、民営化後の行政のあり方だけでなく、民営化の是非の検討にあたっても参考とすべき点が少なくないと思います。この件について、市の担当部局なり検討会は、背景も含め、何らかの調査をされたのでしょうか？また、この件についてどのような知見、見解を持ちか、お聞かせ下さい。

⑦以上から、（案）が掲げる公立保育園の民営化には、その根拠も含め、疑問が山積しており、とても今の時点で民営化にゴーサインを出せる状況にはありません。山積した課題をさらに深めて調査・検討

するよう、今回の意見募集も踏まえ、検討会での審議の再開、市内のブロックごとに保護者・市民から意見を聞く公聴会を検討会主催で行うよう要請します。

別表⑤

学童保育所の公営から指定管理者制度導入の基本方針案について

骨子は市財政の逼迫対応と利用者のニーズ多様化に対応するためという理由であるが、それによって、どれほどの成果が期待されるかがポイントである。私自身、名古屋市内で、長女をゼロ歳時から小学校入学時まで公立保育園を利用、小学校1年～5年まで保護者による共同学童保育所を利用して、働き続けながら子育てをした経験を踏まえて、以下、提案する。

1. 子育てについて、ミスが許されない、安心安全な放課後を過ごすための子育ての一環である学童保育について、経費削減が先にありきの発想での制度導入であってはならない。現在でも、インストラクターは、すべて非正規職員という実態の中で保育の充実のためには本来ならば、正規職員常勤を目指すのが課題なのではないか。基本方針が示す制度導入により、人件費がますます削減されることは、目に見えている。指導体制の強化、指導員・インストラクターの正規職員化、拡充こそが働く女性の定着、出産率の向上に役立つに違いない。今回公表の資料の中に公立・民間の歳入・歳出の比較があるが、人件費の中身、実態が明確ではない。この違いは、利用者にとどのように反映しているのかわからない。資料には、利用者である保護者及び学童の利用環境・要望、インストラクターの労働環境・要望などを踏まえた実態に関するデータがない。そのデータをもとにした基本方針を立てるべきで、審議会の意向や利用者の要望を真摯に受け止めないまま、行政の机上の計画ではないのか。学童保育への制度導入による市財政の経費削減より、他の無駄の削減を優先すべきである。婚活事業や企業誘致事業と称する事業における事業費・人件費を例に挙げるまでもなく、見直されるべき事業や人件費は多いはずだ。

2. 多様なニーズに応え、積極的な放課後活動に応えるために、というが、そのニーズの実態が公表のデータにはあらわれない。たんに延べ利用者数や利用時間だけではなく、長期休暇・休日などの利用回数ほか、さらに現在とかつての利用者、保護者や児童の要望などを把握すべきではないか。保育は、公園管理や事務的な管理業務とは基本的に異なり、子どもを対象とする「教育」の一環でなければならないはずで、指定管理者制度にはなじまない。

別表⑥

前置き：標題の件「こうほう佐倉」紙上掲載記事と、子育て支援推進委員会の答申とはかなり異なり その差についての説明が 同委員会に事前になかったことに異議を唱えると共に、小生意見を下記に comment させていただきます。

1. 手続き面の問題点： 上記前置き記述の通り。また本件の検討、企画には下記手続き視点が欠けているように思い筆を取った次第です。

(1)「万機公論に決すべし」： そもそも当然なされる標題の広報、審議上の問題点は肝腎の当事者たる母親達の事前の意見聴取が欠けていることです。

子育ての終わった「在り方検討委員」、「子育て支援推進委員」の意見しか聞いていないことで答申を策定し、今回の広報紙上の「案」公表に至ったことに、調査上、民主主義上問題があります。

(2)子育て問題は以下記述の通り自治体の重要課題であるにも拘わらず、その意識無く審議、検討に余裕が無く拙速であったこと。先ず時間的に余裕は無い訳けでは無いので（H27 年度実施であるので）以下理由でじっくり検討すべきところ、何故慌てて決める必要があったかが問題であり、我々推進委員会も年末年始の繁忙期に強引に答申委員会が開催され、かなり仕事に無理、支障を生じました。

2. 具体的提言(1)

先ず上記 1 (1)項の通り 各施設利用の保護者からの意見を聴取を元に戻って行くべき。（小生は、この実施には協力はやぶさかでない。）

3. 具体的提言(2)に至る迄の以下の「問題背景」を「問題立脚基盤」を始めに認識する必要があったこと。

(1)繰り返すが自治体、地域の極めて難度の高い変革期の主要課題であることとの認識の浅さが先ず問題であったこと。

①バブル以降の我国は、バブルの後遺症そして相次ぐ人口逡減に伴う経済市場縮小とこれに加え新たな東北大震災、福島原発災害による双子の国難に遭遇し、これは過去の明治維新、第二次大戦以上の凡ゆる面で大きな歴史的、質的、構造的の未だ世界に先例の無い国家的変質に遭遇し、国を郷土を如何に持つて行くかの難度の高い命題に直面し、それらの革新的対応が求められているのが現状ではないでしょうか。

②そして（佐倉市は全く無為無策に過ごして来たが）2000 年に始まる「地方分権化」の自治体制変革の方向性に於いて 根幹要素として以下の事象——人口逡減、少子高齢化、バブル崩壊余波、円高で生産業を含む企業の低開発国への進展(雇用の海外流失、減少に繋がる波)で、国内は構造的な経済低迷、衰微が激しくなっており

③地方分権化によって引き起こされた「都市間競争」上の市民居住上の都市の魅力を真剣に考える必要のあること。

即ち「地方分権化」に於ける地域の独立性進展、経営化やそしてこれによって必然的に生じる近隣都市間の「都市間競争」が始まっている中で、地域の再構築、経済振興の施策と具現化の都市間競争が激化して行きます。

例えば (i) 柏市、柏の葉地区での常磐 Express (都心通勤に便利) を組込んだ大学、大企業との提携の "Smart City" 化の都心通勤世帯を対象とした魅力ある構想

(ii) 流山の地域経営に対する「市民参画」等の魅力ある民主化施策の実現

(iii) また、千葉市の若い市長の魅力ある各種企画等で都市間競争が現実化しています。

(2)我国の直面する時代背景、現象を考慮する必要性と無視、拙速解決の愚かしさ。

これ等の背景には 基本的課題——地域人口逡減、過疎化の進展、今後 30 年後以降の「限界集落」の消滅化の現実化の恐れの方で、この都市間競争で魅力ある他都市へ、若い世代の流出（人口流失＝所謂「歩く投票」に連なる）を避け如何に地域人口縮少を最少限に留めるか、それには地場経済の活性化や都市居住の新しい魅力化、地域活性化による子育て支援等の繰り返すが都市（＝自治体）のサービスの充実、地場雇用の創出に繋がる地域にとっての新しい命題が各自治体に迫り、この解決が都市の経営上、成長の重要要素案件として浮かび上がり、このため都市（＝自治体）の魅力を高め 明日に繋がる子育て世帯の誘致（＝人口流入、歳入増加）と、そしてその前提としての次世代育成(子育て支援)、地域雇用創出が現実の必須、重要政策として求められて来ており、故にこの巨視的観点から単純な民営化によるコスト削減目的の次元の低い扱いは避けるべきだと思っています。

4. 具体的提言(2)の前に 働く女性と児童の保育委託問題の時代的要請に就いて小生の拙い考えを以下

に述べます。

(1)(先ず個人的には、小学生迄の保育委託に小生は賛成いたし兼ねますが) 家計補填理由も大きい、昨今の風潮、児童保育を外部に委託して迄の、母親達の社会進出の意識、自己研鑽、自己実現意欲の考え方の変貌でその方向性は認めざるを得ない。

また地域 Community や自治体が、社会進出の動きの欠点を補いつつ、制度的に支えなければならないと思うに至っております。

(2)また母親が高学歴になるにつれ、児童期の年齢毎の成長を助けること。特に幼児時代の心の安定、情操教育、才能の把握、長じての自立、倫理、道德観、人への思い遣りを身に付けること。また反抗期の昇華、情緒、社会性の涵養、家庭内の躰けと教育が、家庭は下手になり(と云うより何もせず)親の躰け、教育力が劣化しているのが現状で、これ等の機能復元を母親達を喚起し求めると共に 受託保育機関も唯預かるだけでなく、この欠落を親の所為にするだけで無く(金が掛かるが)、システムの埋めて行く必要があると思っています。

(3)我々は、こどもに明日の地域や日本を築き、維持、振興して貰うので、子育て支援は大事で、地域の主要課題であり、従って健康こども部も(家庭や地域 Community も)、児童の自己育ち、成長、自立を促進し援ける必要があり、先述した時代背景に鑑み、特に明日の人材づくりを業務で担っていることの重要性、責任を再確認して欲しいと思います。

小生は、故に貴部は地域にとって「要」の重要な役割を担う戦略部署と理解しています。

5. 具体的提言(2)

以上からすると、今回課題を保育運営 Costs 削減観点のみで捉え、質を問わず その低下も已むなしとする次元の低い施策に対し(誤解であることを望むが)、貴部の使命、責任には大きなものがあると思っています。

つまり地域の保育の在り方を、単純な民営化の Costs 引き下げ観点からだけでなく、繰り返すが以下を認識、考慮することを先ず喚起いたしたいと思います。

(1)都心近郊農業、歴史的遺産、印旛沼、里地等の地域資産を活かしきれていない我が市の現状では、単なるベッドタウン扱いに終始すると、その先は地域人口逓減、過疎化、地域消滅の道を辿るのがオチで、本当は維新期の佐倉のように人材育成が下記を含め求められます。

(2)そして、2000年に始まった「地方分権化」に伴う「都市間競争」や地域人口、逓減、過疎化、空家の増加を含めた人口縮小化、高齢化の都市の再構築、都市再生観点の計画化、施策化の基盤整備が求められます。

(3)先述した国際化、人口逓減、過疎化、廃村化の時代の変革期の地域の在り方としての次元の高い明日を目指した地域振興施とその活動も(今は無為無策で取組まれて無いが)、地域にとっては重要なことであり、上述(1)項の人材育成=人づくりの重要性を以下により再度強調いたします。

(a) 人口逓減、過疎化、また税収逓減化歯止めとしての戦略的な我が市への子育て世帯の誘致、流入促進施策では、これ等母親達の地域雇用確保観点から考えられる地場経済振興策の一つとしての受託保育を、保育、教育の質の問題として以下のように考える必要があると思っています。即ち

①働く母親のための保育所等の全児童預かりのシステムの実施と配置工夫が共に必要であると思うこと。

②また、母親達の雇用のための民間保育委託は、オランダ型「地域の Work-share 型」雇用の創出でないかと考えていること。

(b)子育て支援の地域振興のためからの観点からの受託保育のシステムの展開と質的充実が以下に求められると思うこと。

③明日の佐倉市を託す人づくり、人材育成化の視点を基盤とし、今後の地域活性化振興を意図すべきと思うこと。

④保育園、幼稚園、学童センター等の受託機関の単なる児童預かり、居場所提供活動だけに終始すること無く、児童のそれぞれの年齢に合わせた成長と、社会の中で生きて行く力と、知識の習得と体験、能力涵養を援け、家庭と学校を結ぶ三角形の一角としての機能を担うことが、これ等機関に求められ、3者間討議伝達資料として新たに オランダで採用されている「児童カルテ」等の導入を工夫すべきと思います。(児童が年齢に応じ求められる成長、能力を身に付けているかを3者で確認し、足らざるを補い合うため。)

⑤また、それ故に従来の福祉傾向の強い「保育」発想を、人材育成、地域を担う力を身に付けるスウェ

ーデン型の「教育」発想に変えることが肝要です。

⑥イギリスを主として、オランダ、フィンランド等での児童期の主に勉学の落ちこぼれは、将来は社会の落ちこぼれとして、生活保護者となり社会救済 Costs が増すので、児童期に留年等の勉学指導で落ちこぼれを防ぐ社会的指導方針を佐倉市でも採るべきであり、これは公教育問題だが、今回話題の児童センターも使い、細かく補習指導を徹底する必要があると思います。今後国内では歳入不足で生活保護経費増を抑制し、また今後一般化する国外の雇用化に対応すべきだと思います。

(c)地域 Community の子育て参加

核家族、社会進出型の母親達を支援する形で地域の住民が子育て支援に関わるべきと思い、地域参加の子育て支援体制確立が求められると思います。

⑦(学校を含む)登下園の世話、安全、見守り

⑧(学校を含む)施設の保安協力や簡易補修

⑨ ⑥保育園等の遊び支援、公的教育に付いて行けない児童への勉学支援等への地域の大人達の参画、遊び、ものづくりの部分では弊会の「もう一つのがっこう」運動がモデルになるでしょう。これは小学校区毎の児童の自主的遊びの場の確保と地域住民の遊び、ものづくり等の指導と、世代間交流 安全見守りを行います。

(d)地域の住宅群立地に合わせた施設配置

佐倉市は多くの我国都市の配置形態(鉄道路線駅を囲む住居集中型)と異なり欧州型居住集落分散型であり

⑩これに伴う地域密着型小規模施設の展開が大事で(希望児童、全入化も意識し)

⑪また、志津等人口居住の大きい地区も一箇所集約型で無く、地域の「空き家」活用の小規模施設の展開が望ましい。これは(c)地域住民協力型であり、またこれは、都市再生上の過疎化、空家対策でもあるし、老人を含めた地域の複合拠点化を目指すべきだと思います。

(e)以上戦略的、地域活性、明日の地域づくりに於いては、人材育成並びに地域活動の経験の無い中小、大手企業の関連会社の高齢職員退職者の受皿的施設運営の参入を避けるべきですし、人口逡減化、空洞化の不況進展の中、地域雇用創出、地場経済活性化のための、前述した地域 Work-share 型発想の地元の NPO や母親、そして地域 Community の任意団体等への業務委託を切に求めるもので、この移行期には充分な説明と、時間を掛けた実務体験や資格取得、事業化を自治体が援けるべきと思い強く強調、要請いたします。

(備考:参考迄)「佐倉草ぶえの丘」、「志津コミュニティセンター」の指定管理者委託に小生主宰の NPO が応募し落選したが、①弊会は施設貸し運用に加え ②これ等施設を地域 Community の核として、また児童育成、市民健康増進、農業振興や「地域住民参加型の地域の相互扶助活動の拠点化」を目論んだが、現行の施設管理、運営型の観点の審査に敗れたが、現受託者の時代に適応せず、地域に貢献しない単なる施設管理に留まっている印象を持ち、同じ轍ワダチを踏まないように、今回は地域市民の参加運用形態に徹することを以上から望みます。 悪文、整理されない繰返し、饒舌な拙論にお付き合い頂き有難うございました。

別表⑦

基本的に該当施設の民営移管、指定管理業者移管に反対の立場で意見を述べる。

第1に子どもの人権理念の側面から：世界人権宣言、そして国連人権規約は、各国政府が人々の生存をどのように保障、実現すべきか、ということを理念的に述べている。この中で述べられている人権には当然だが子どもの権利も含まれている。しかし、その後の世界では子どもの人権に憂慮すべきことが多数発生し、子どもを守るために「子どもの権利条約」が生まれたのは、周知の通りである。つまり世界共通の理念は、子どもに対しては親並びに社会が責任を持って健全に育成すべきものでもあるという考えである。この理念を是認するからこそ、政府に対し「義務教育」の責任が生まれる。こうした理念に基づけば、児童福祉法に記述されているように就学前児童の健全な育成は親と同時に社会が責任を持たなければならない。勿論ここで述べられている社会とは当然政府（中央及び地方）である。

今回の提言は保育園を民営化し、児童センター・学童保育を民営化（指定管理業者も形態としては同じ）するというもので、社会に責任があるという国連の理念に反するばかりか、先進諸国の共通理念にも完全に逆行する措置といえる。それゆえ、財政的理由で民営化を強行することには反対である。

第2に経済社会面の発展の側面：多くの経済データが証明しているように、1970年代から欧米先進各国で女性の社会進出が顕著になってきた。日本でも質、量の面でかなりギャップがあるが進んでいるのも事実である。この背景は、各国で多くの異なる事情があり一様ではないが、生産活動の場に多くの女性が加わることで生産性を上げてきたことはデータが証明している。その結果、今日に至るまで、先進各国はかなり長期の経済成長を享受してきた。こうした女性の社会進出は社会全体が必要としたものであり、子育てを社会が支援するシステムで支えられてきた。

現代の日本は他の先進国より少子化が問題となっている。その最大の問題は長期的には生産年齢人口の減少であり、長期的には経済成長ができなくなるという懸念である。これを防止する短期的な解決方法は、女性の社会進出を強力にバックアップすることである。この面から見ても、今回の民営化の方向は決して望ましい解決をもたらさないばかりか、大きな不安を女性たちに与え、更に経済的不平等も生むかもしれない。その結果、女性たちのキャリアの機会を奪うと同時に、彼女らの子どもの生存と発育の権利をも奪うことになる。こうした点からも、今回の民営化に反対である。

第3に民は公より「柔軟な発想と経営手法」を持っているという100%に近い誤解：資本主義経済のルールでは、所謂「民」は利潤の追求が基本的な動機である。その結果多くの便益を社会にもたらしてきたと同時に、取り返しのつかない多くの害毒をももたらして来た。その代表的なものが自然破壊、公害、薬害などである。経済学ではマイナスの外部経済と定義する。最近日本で起きた最大のマイナスの外部経済は、福島第1原発重大事故である。こうしたマイナスの外部経済は、所謂「柔軟な発想と経営手法」を持つ「民」が原因者となることが殆んどである（水俣事件のように行政が加担することもある）。

更に「民」も「公」同様、「法律遵守」をしばしば破ってきた事実が多数存在する（大王製紙事件、AIJ事件、オリンパス事件など枚挙にいとまがない）。その上、度々「贈収賄事件」をも引き起こしてきた。つまり「柔軟な発想と経営手法」を持つ「民」は、社会が期待していることと逆の結果をもたらしてきたことが度々あった。こうした歴史的事実及び他国においても同様な事件が度々起きている事実（エンロン事件、リーマンショックを見よ）を真剣に考慮すれば、簡単に「民」を信用することはできない。この点からも今回の民営化には反対である。

最後に、社会的公正の側面：子どもは親を選択できない。極端な市場原理主義者でもこの事実を否定できない。それ故、そうした人々も子どもの機会均等を重視する。具体的には何をさすのか。つまり、生まれた親の経済的社会的状況で、子どものスタートラインでの機会に不平等が生まれてはならないということである。勿論、完全な機会均等を全ての子どもに与えることは現実的に不可能であろう。でもその理想は追求されるべきであり、できるだけその条件を満たすよう努力すべきである。それが社会である「公」の役割である。他方「民」から見れば、そのような理念は否定しないまでも、主要でない条件の一つに過ぎない。日本以外の先進国で、スタートライン時の子どもの機会均等を市場原理に任せる国は殆んど存在しない。

今まで述べてきたことにより、今回の民営化の検討に反対である。更に日本の短期的長期的将来の経済的競争力を大きく損なう一歩になるということでも大反対である。

佐倉市は財政的に基礎自治体を苦しめる制度の変更を行う国や県に対し、ノーという大声を上げるべきで、市民に向かって自分でも信じていないことを実施すべきではない。

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(１) 地域における子育ての支援	施策ー１ 保育サービスの拡充	①保育園の受入体制の拡大 保育園の受入枠の拡大により、（保育園の新設、もしくは既存保育園の定数増等）、待機児童ゼロを目指します。実施にあたっては、地域の供給バランスにも配慮していきます。	◎認可保育園定数 1,800人	・佐倉保育園の移転建替え(平成24年1月開園)を実施し、馬渡保育園（平成24年7月開園予定）の建替え事業を進めた。 ・以下のとおり保育園の定員増を実施した。 北志津保育園：130名→138名 みくに保育園：45名→50名 ハローキッズ：90名→100名	・１月に佐倉保育園の新園舎が開園したことなどにより、認可保育園定数が1,552名から1,585名に増加した。	・馬渡保育園（平成24年度開園予定）の建替え事業を進める。（定員数60名から90名に拡大） ・民間保育園2園の建設（定員60名及び45名）	・毎年定員の増加を図っているが、依然として3才未満児を中心に多くの待機児童が発生していることから、今後も民間保育園の誘致や老朽化した公立保育園の建替えにより、定員数の増加を図る必要がある。	子育て支援課
			②利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実及び一時預かり事業の拡充を図るとともに、休日保育事業及び病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）を新規に実施していきます。	【延長保育事業】 20時まで6園 【休日保育事業】 60人（2か所） 【病児・病後児保育】 3人（1か所） 【一時預かり事業】 90人（8か所）	・延長保育事業については、平成24年1月に佐倉保育園を建て替えたことにより、20時まで実施の園が7園、19時まで実施の園が9園となった。 ・一時預かり・特定保育事業については公立3園、民間3園で実施。 ・病児・病後児保育については、平成24年度実施に向けて事務を進めた。	・延長保育事業については、公立・民間全園実施しており、各地区ごとに20時までの実施園があることで、保育サービスの提供ができた。	・馬渡保育園の建替えに伴い、新園舎開園後は20時までの延長保育及び、一時預かりを実施予定。病児・病後児保育については、平成24年度実施に向けて事務を進める。	子育て支援課	
			③保育士、看護師等の確保と資質の向上 保育園の受入枠の拡大や保育サービスの多様化・拡充にあわせて保育士、看護師等の確保を図ると同時ににより良い保育が実施できるように保育士、看護師等の資質の向上を図ってまいります。		保育士研修 10回218名参加 派遣研修 10回30名参加 看護職打合せ 7回	保育のニーズに合わせて保育指針に即した内容で保育の質の向上に向けて研修を実施することができた。 幹が食打合せにおいて、勉強会や保健衛生に関する共通理解を図り園全体で取り組めるようにした。	園内研修を含め各職種の研修の充実を図る。 看護職打合せの内容の充実を図る	子育て支援課	
			④給食内容の充実 子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園における給食内容の充実を図っていきます。	【食生活調査実施】公立・私立保育園在園児及び保護者対象 朝食の摂取状況 【食育の推進】 ・行事食献立 ・地場産の導入 ・クッキング保育の実施 給食時の栄養士巡回指導	・４歳児及びその保護者を対象に、食生活調査を実施し、家庭と連携した朝食の推進を行った。 ・給食時の栄養士巡回指導を常時行うとともに、公立８園でクッキング保育を13回、食の体験指導13回、食事のマナー指導を9回行った。 ・家庭への食育の啓発のため給食だよりを年８回発行、公立８園で試食会やミニ講座を25回実施した。 ・行事食や新メニュー、地場産物の導入などにより、献立の充実を図った。 ・給食食材の放射能検査を１１月から３月まで８４食品３８品目実施した。	・給食便り、試食会、食生活調査を通じて、家庭に食生活の大切さを啓発することができた。 ・自分たちで野菜を栽培したり、クッキング保育を通して、食への興味関心を高めた。 ・給食時の巡回指導や箸指導を通して、正しい食事のマナーを身につけるよう啓発をした。 ・食育を推進するための献立の工夫として、新メニューの導入、行事食の実施、地場産物の導入を行っている。 ・給食食材の選定や放射能検査を実施し、安全な給食の提供に心がけた。	・全園児とその保護者を対象とした食生活調査を実施。 ・食の興味を引き出すための、野菜の栽培、クッキング保育の実施。 ・家庭に食生活の大切さを啓発するために、給食便り、試食会の積極的な実施。 ・安全な給食を提供するため、給食食材の選定をするとともに、放射能検査を実施。 ・新給食管理システムトを導入し、給食献立発注業務の時間短縮をするとともに、食育指導時間の確保。 ・佐倉市保育園アレルギー対応の手引きを作成し、アレルギー児により安全な保育生活環境の提供。	・給食食材放射能測定業務、佐倉市保育園アレルギー対応手引きの作成、新給食管理システムのリース契約業務等、給食業務が増大し、担当職員の負担が大きい。、	子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(１) 地域における子育ての支援	施策ー１ 保育サービスの拡充	⑤障害児保育の充実 保育園における障害児受入体制の充実を図っていきます。		・障害児保育の利用者（保育園６名） ・保育における個別支援検討会議の実施 年２回 ・障害児巡回相談心理　１０回保育園施設 ・障害児保育研修会　１回 ・学校との連携会議　１施設（１回）	・個々の行動特性に合った保育の実施が出来るよう理解を深め、実践することができた。 ・保育園を希望する障害児が障害を理由に入園が困難と判断される事例はなかった。	・保育が必要で、保育園に通園できる障害児の受入れをする。 ・「保育における個別支援検討会議」、障害児保育巡回指導による障害児保育の充実を図る。	・保育園及び学童保育でも障害特性を持つ児童が増加している。 ・ハード面（クールダウンする部屋等）及びソフト面（スタッフの配置）でも拡充していくことが必要であると思われる。 学童については、学校との連携が必要である。	子育て支援課
			⑥家庭保育制度の充実 家庭保育制度の充実を図っていきます。	家庭保育員及び利用者の増加	市のホームページや広報を活用し周知を図った。 説明会を２回実施。	家庭保育員登録者４名 家庭保育利用者　３名 ホームページや広報でPRを図り説明会を実施したが、利用増加は望めなかった。	家庭保育員施設管理費の増と利用者助成金の変更、連携保育園の実施等による利用者の増加図る。 説明会の実施や広報、ポスター等で制度の周知を図る。	育休制度の普及等により利用者は少ない。預かり年齢を含め制度の見直しが必要。	子育て支援課
			⑦認可外保育施設への支援 認可外保育施設への支援について検討します。		・認可外保育施設指導監督基準に適合している市内の認可外保育施設２園に対し、健康診断等、保険加入、備品購入等に関する経費への補助を実施。	待機児童３０人が利用			子育て支援課
			⑧認定こども園の整備 認定こども園の整備について検討します。		・内閣府に設置された「子ども子育て新システム検討会議」の内容等を随時収集に努めた。	・（仮称）子供園等幼保一元化について、国の動向を注視してきた。	・国の動向を注視しながら、検討していく。		学務課 子育て支援課
		施策ー２ 放課後児童健全育成事業	①学童保育の充実 学童保育のサービス内容を再検討し、児童の健全な成長のためにより良いと思われる改善を図っていきます。		・保育の充実を図るため、児童インストラクター研修を年２回実施した。 （①保護者への支援の在り方　②配慮を要する児童について） ・支援の必要な児童について、臨床心理士による心理巡回相談を実施した。 ・保護者の就労形態の多様化に対応するため、７月２１日から、学校の長期休業中及び土曜日の朝のの開所時間を朝７時からとた。	・児童インストラクターの質の向上につながった。 ・個々の行動特性に合った保育の実施が出来るよう理解を深め、実践することができた。 ・保育サービスの拡大につながった。夏期休業中の朝７時～８時の登所児童数：延べ３,９０９人（３６日）	・学童保育の充実を図るため、児童インストラクターにより実践的、効果的な研修を実施する。 ・支援の必要な児童について、臨床心理士による心理巡回相談を計画的に実施する。		子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(１) 地域における子育ての支援	施策一 ２ 放課後児童健全育成事業	②学童保育所（児童クラブ）の整備 学童保育所（児童クラブ）の未整備学区の解消、及び入所児童の過密の解消を図るとともに、すべての学童保育所（児童クラブ）において、小学校６年生までの受入れを目指します。	◎【放課後健全育成事業】 ・学童保育所未整備小学校区(１学区)の解消 ・過密学童保育所の解消 ・全施設６年生までの受入れ	・過密学童保育所の解消のため、教育委員会と小学校の余裕教室の状況確認を行った。 ・和田公民館内に１年生から６年生までを受け入れ対象とし、定員１５人の和田学童保育所を整備した。	・王子台小学校内の余裕教室を活用した学童保育所整備が可能であることが確認できた。 ・和田公民館内に学童保育所を整備したことで、すべての小学校区に学童保育所が整備された。	・王子台小学校の余裕教室１教室を活用し、受け入れ対象を１・２年生とし、定員30人の王子台学童保育所を整備する。10月1日開設予定。このことから、臼井老幼の館学童保育所の過密状態が解消され、受け入れ対象が３年生までから４年生までに拡大される。		子育て支援課
			①社会全体で子育てをしていく意識の啓発 子育ての社会化の必要性等について、こうほう佐倉、市ホームページ、CATV等を通じて意識啓発を推進します		・子育て支援課ホームページに次世代育成支援行動計画を掲載し、意識啓発を図った。	ホームページを活用し、次世代育成支援行動計画を市民へ周知することができた。	・引き続き、市のホームページに次世代育成支援行動計画を掲載し、意識啓発を図る。		子育て支援課
		施策一 ３ 地域の子育て協力体制づくり	②NPO、ボランティア等の育成・支援 ボランティア養成講座の開催、活動の場所の支援等により、NPO、ボランティア等の育成を図っていきます。また、情報提供、市民への積極的なPR等により継続的な活動を支援します。	・市民公益活動団体のつどい 全体会2回、分野別2回) ・市民公益活動団体ポスター展実施 ・市民向け講座1回 ・団体レベルアップセミナー 3回 ・市民公益活動相談会2回 ・さくら市民公益活動情報サイト運営 ・サポートセンター便り発行年 4回 ・市民リーダー育成講座 1回	・市民公益活動団体のつどい（全体会2回、分野別3回） ・市民公益活動団体ポスター展実施 ・市民向け講座1回 ・団体レベルアップセミナー 3回 ・市民公益活動相談会2回 ・さくら市民公益活動情報サイト運営 ・サポートセンター便り発行年 4回 ・市民リーダー育成講座 1回	・市民公益活動団体ポスター展など各事業の実施により市民に対し、NPO等についての啓発が図れた。 ・市民公益活動団体のつどいでは全体会、及び分野別のつどいを実施し、団体同士の情報交換の場所を提供した。 ・サポートセンターだよりや情報サイトにより、市民への情報提供及び団体に対して助成金情報などを提供し、継続的な活動を支援した。 ・団体向けのレベルアップセミナーを開催し、団体の側面支援に努めた。	・保育園・児童センター・老幼の館において、ボランティアの活動の場の提供・場所の提供等の支援をする。 ・情報提供及び子育て情報誌による積極的なPRを継続的に支援する。 ・平成24年度から26年度までを指定期間とした、市民公益活動サポートセンターの指定管理者制度導入を行っており、業務基準書に基づいた事業を実施いただいている。今後も市との定期的な会議の実施等により情報交換・意見交換を行うことで、市民公益活動が盛んになるよう効果的な事業の実施につとめる。		子育て支援課 自治人権推進課
			③ファミリーサポートセンター事業の促進 ファミリーサポートセンター事業の市民への周知を図るなどにより活動を促進します。	◎ 1 か所で実施	・平成22年4月より事業を開始し、PRチラシの作成配布や、入会説明会を年間12回開催し、会員の拡充を行った。 ・会員数、活動件数ともに、順調に伸びている。	・平成24年3月末で369名と会員数を増やしている。 ・提供会員 82名 ・依頼会員 242名 ・両方会員 45名 ・活動件数は年間で1677件。 主な活動内容は下記のとおり。 ・保育施設までの送迎 912件 ・保育施設登園前、登園後の預かり 352 件 ・保護者の病気や急用等による預かり 293件	・佐倉市HP、広報、専用チラシ、ファミリーサポートセンター広報紙等により、市民へ積極的に周知を図り活動の促進を図る。	・今までに、大きな事故は無いが、会員数・活動件数ともに急増していることから、事故防止の啓発徹底を図る。 ・依頼会員の伸びに比べ、提供会員の増加は芳しくないため、募集の工夫等、提供会員の拡充に努める。	子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(１) 地域における子育ての支援	施策ー４ 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり	①相談体制の充実 保護者の育児不安に対応する相談体制の充実を図ります。	・子育てに自信がない保護者の減少 ・育児について相談相手のいない保護者の減少 ・近所の育児について話し合える保護者の増加	・各保育園において園開放での相談、電話相談を実施した。また、子育て支援センター来所者の相談・電話相談を実施した ・佐倉市HP、広報、子育て情報誌等により、継続的に相談窓口の周知を図った。 ・母子を対象とした相談の場で、母親が育児に自信が持てるような保健指導に心がけた。 ・健康管理センターにて若年母子の集い（ハッピーママスタイル）を実施 ・出前健康教育において、希望者に個別相談を実施 ・上記以外にも随時面接・電話相談を実施 ・家庭児童相談延べ対応件数 14,878件	・園開放や子育て支援センター等で気軽に相談できることが定着した。小さなことでも気軽に相談できることで育児不安の軽減につながった。 ・ハッピーママスタイルに延べ49組の参加が得られ（9月から7回実施）若年母子の孤立化防止の一助となっている。 ・出前健康教育を39回、1026人に実施し、希望者には個別相談を行い、育児に対する疑問や不安軽減を図ることができた。	・佐倉市HP、広報、子育て情報誌等による、相談窓口の周知を継続。 ・母子を対象とした相談の場で、母親が育児に自信が持てるような保健指導に引き続き心がけていく。 ・若年母子の集いに続き、西部保健センターにおいて、多胎児の集いを実施する。 ・出前健康教育においての、希望者に対する個別相談を継続する。 ・随時の面接・電話相談を継続する。	・インターネット上の正確ではない情報によって不安になる母が散見され、育児に自信が持てていないことの表れとを感じる。	子育て支援課 健康増進課 「健康さくら21」 児童青少年課
			②子育て総合情報冊子の作成 各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。 また、ホームページ等にも情報を掲載します。		・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」を、更に活用しやすい子育て総合情報冊子としての内容の充実を図った。また、市HPでも情報を掲載した。	・子育て情報誌により、様々な子育てに関する情報提供ができ、子育ての支援につながった。	・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」を、活用しやすい子育て総合情報冊子として内容の充実を図る。		子育て支援課
			③ホームページの活用 ホームページを活用して子育て中の親が、不安や孤立感等を解消できるようにします。		・公立保育園・児童センター・老幼の館において実施される事業、子どもの救急、給食レシピ等を掲載し情報提供に努めた。	・HPを見て、園庭解放・各施設の行事等に参加したり、健康・育児・食の情報を得たりすることができ、子育て不安の軽減につながった。	・各施設、健康、育児、食等情報内容の充実を図り、情報提供をする。		子育て支援課
			④地域子育て支援拠点事業の実施 子育て支援センター及び各保育園での地域子育て支援センターを充実し、子育て中の保護者の相談や気軽に集うことができる場を提供します。	◎17か所で実施 6ち、ひろば型6か所 センター型11か所)	来所者や電話での育児相談や、ミニ講座での子育てアドバイスなどを実施したり、安心して遊べる場所としての環境作りに努めた。 保育園の行事に参加したり園児と触れ合う機会を多く作っていった。	子育てに関する情報を発信したり、一人一人に見合った火川氏を持ったり、来園者同士のつながりを作ることで子育て時期の孤立感の軽減につながった。	地域子育て支援拠点事業の実施園を増やしていく。 馬渡保育園の建て替えに伴い拠点事業として子育て支援事業を実施する 担当者打合せを行い、情報交換をし実施内容の充実を図る。		子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(１) 地域における子育ての支援	施策ー４ 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり	⑥民生委員・児童委員、主任児童委員との連携の強化 民生委員・児童委員、主任児童委員とより一層の連携を図り、子育て支援を推進します。		・要保護児童を対象にした、実務者会議（年2回）において、地域で気になる子どもや親の情報を得た。 ・DV対応研修を実施し、DVに対する理解と子どもに対する影響について理解を深めた。	・地域の民生委員・児童委員、主任児童委員を通じて地域の情報を早期に察知することが出来た。 ・継続的な日常の支援について、民生委員・児童委員と連携して行うことが出来た。	・地域の民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を強化し、地域の情報が入りやすい関係を築く。		社会福祉課 子育て支援課 児童青少年課
			⑦地域における子育て支援の拠点としての児童センター・老幼の館の機能拡充 地域における子育て支援の拠点として児童センター・老幼の館の機能を整備・充実していきます。新たな建設・増築等に際しては、ユニバーサルデザインに配慮し、幼児や障害者が利用しやすいよう整備していきます。		・各児童センター・老幼の館において、乳幼児と保護者を対象に子どもの年齢に応じた事業を実施した。児童を対象に遊びと生活の援助を行った。	・乳幼児と保護者に集いの場を提供し、児童を対象に遊びと生活の場を提供し、地域の子育て支援の拠点として充実を図った。	・児童センター・老幼の館については引き続き、乳幼児を対象とした事業を実施や、集いの場、情報提供の場として地域の子育て支援の拠点として充実を図っていく。		子育て支援課
		施策ー５ 幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成	①幼稚園就園奨励事業等の実施 市内の私立幼稚園に対して、振興事業補助金を交付することにより、幼稚園の振興を図ります。また、幼稚園就園奨励事業を実施することで、市内在住の園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。		【２３年度実績】 対象者数 2,017名 補助金額 198,748,200円	私立幼稚園へ就園している世帯のうち、経済的理由により就園が困難な世帯の負担軽減になっている。	引き続き、私立幼稚園振興補助事業および私立幼稚園就園奨励補助事業を進める。		学務課
			②児童手当、医療費等の助成 児童手当、医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		・中学校3年生までの子どもを養育している保護者に対し、子ども手当を支給した。 ○支給額 9月分まで児童一人につき月額1万3千円。 10月分から 3歳未満：月額1万5千円。 3歳以上小学校修了前：第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5千円。 中学生：1万円。 ・通院については小学校3年生まで、入院については、小学校6年生まで医療費等の一部を助成した。	・子ども手当の支給、医療費等の助成をすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育ての支援を充実させた。	・子ども手当は児童手当に変更になり、支給額は10月分からと変わらないが、6月分から保護者の所得制限が設けられる。所得制限額以上の保護者には、児童一人につき、5千円が支給される。 ・医療費助成は、引き続き実施する。	・子ども医療費助成制度は、県の補助事業として実施しているが、12月から県の補助対象者が入院については、小学校3年生から中学校3年生までに拡大される。	児童青少年課

次世代育成支援施策

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(２)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策－１ 妊婦に対する相談・支援の充実	①妊婦訪問の実施 不安のある妊婦や健康上、指導の必要性のある妊婦などに対し、訪問による指導を実施し安心して出産ができるよう支援します。	・必要な人に、必要な時期に随時実施 ・妊娠11週以下での妊娠届出率の増加（97%以上）	・ハイリスク者及び希望者に対し、タイムリーに妊婦訪問を実施し、安心して出産を迎えられるよう支援する。 ・早期の妊娠届出の実現を目指すことで、妊娠初期の段階から定期的な健診を受け、安全なお産を迎えられるよう支援する。	11週以下での妊娠届出率 87.6%	・ハイリスク者及び希望者に対し、早期支援を行うために、妊娠届出書の回収を月に2回行う（H23年度までは月に1回）。 ・市内5産婦人科と市外3産婦人科にポスターを掲示依頼し、早期に保健センターで妊娠届出を行うよう啓発。		健康増進課 「健康さくら21」
			②マタニティクラスの充実 マタニティクラスにおいて、喫煙・飲酒・運動等妊娠中の健康管理に関する講義を開催します。	・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の増加（93%以上） ・妊娠中の飲酒率の減少 ・妊娠中の喫煙率の減少 ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の減少 ・育児に参加する父親の増加（87%以上） ・夫の育児協力が満足している人の増加	マタニティクラスの実施。日程・内容について検討し、参加しやすい教室を企画する。	マタニティクラス受講率 63.6% (医療機関を含む) ・飲酒率 1.3% ・喫煙率 0.8% ・夫の参加率 83.1% ・就労中の妊婦 48% ※参加者及び妊婦の42%が志津地区の住民	■就労中の妊婦及び若い世代が多く在住する志津地区の妊婦が参加しやすい体制にするため、今年度より以下の2点を変更。 ・西部保健センターと健康管理センターの交互開催で実施。（南部保健センターでは実施しない） ・2回のコース開催から、単発開催とする 喫煙飲酒の害は、クラスの中で継続して啓発。		健康増進課 「健康さくら21」
			③母子健康手帳の交付 母子健康手帳の交付により、母子の健康状態の記録及び活用を促進します。	・妊娠11週以下での妊娠届出率の増加	・マタニティクラスや、妊婦訪問等で母子健康手帳の活用を促していく。 ・早期の妊娠届出の実現を目指すことで、妊娠初期の段階から定期的な健診を受け、安全なお産を迎えられるよう支援する。	11週以下での届出率 87.6% 保健センターでの届出率24%	・市内5産婦人科と市外3産婦人科にポスターを掲示依頼し、早期に保健センターで妊娠届出を行うよう啓発。		健康増進課 「健康さくら21」
		施策－２ 母子保健相談・健診・指導の充実	①乳幼児健康診査の充実 乳幼児健診の充実を図ります。	・1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の増加 ・1歳6か月児健康診査受診率（100%） ・3歳児健康診査受診率（100%）	幼児健康診査における医師診察の全員診察の実施。 ●1歳6か月児健康診査の個別医師診察の実施。 ●3歳児健康診査の全員診察の実施。	●1歳6か月児健康診査（人） 1,218／1,331（受診率91.5%） 集団30回／年、個別18市内医療機関●3歳児健康診査（人） 1,135／1,414（受診率80.3%） 集団30回／年、個別18市内医療機関●遠視・乱視・弱視等眼科疾患の疑いのある幼児や、尿蛋白、尿潜血等腎疾患の疑いのある幼児を、早期に医療機関へ繋げることができた。また専門職による面接相談では、親自身の精神疾患への支援、親の子供との関係づくりへの支援といった親をサポートする場としても有効であった。	①未受診者への受診勧奨を強化し、受診率の向上に努める。 ②対象者の全数把握をするため、引き続きアンケートで把握に努める。		健康増進課 「健康さくら21」

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(２)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策一２ 母子保健相談・健診・指導の充実	②乳幼児相談・指導の充実 乳幼児相談及び指導の充実を図ります。	育児についての相談相手のいない保護者の減少	保護者が不安になりやすい、子どもの成長・発達の節目において、4か月乳児相談、8か月もぐもぐ教室、幼児歯科健診、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査などで保健師、栄養士、言語聴覚士、歯科衛生士等の専門職による個別相談を実施する。	4か月乳児相談、8か月もぐもぐ教室、各健診等で保健師、栄養士、言語聴覚士、歯科衛生士等の専門職による個別相談を実施し、保護者からの相談に対応した。	引き続き母子保健事業での個別相談を充実させ、必要な支援につないでいく。	情報化社会の中で正確な情報を選択できるよう、個別相談の充実が求められる。	健康増進課 「健康さくら２１」
			③訪問指導の充実 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問等の家庭訪問による保健指導を充実させます。	新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の増加	こんにちは赤ちゃん訪問訪問協力員を養成し、全数把握に努める。	1212人の対象者に対し、1058件の訪問を実施（訪問率：87.2%）昨年度より1.4倍↑増加。 また、訪問に至らなかったケースについても電話等で状況把握をすすめている。	引き続き訪問を受けた人の増加に努める。また、訪問に至らなかったケースについても育児・生活状況の把握に努め必要な支援につないでいく。	長期里帰り、原発避難等により、訪問期限内に自宅に戻らないケースが増えており訪問につながらない。	健康増進課 「健康さくら２１」
			④母子保健に関する情報提供 こうほう佐倉、市ホームページ、CATVを活用し、母子保健に関する情報提供を拡充させます。	広報誌、ケーブルTV296、HP等による情報配信の充実	ケーブルTVで放映された母子保健事業に関する番組を録画し、乳児相談等の事業受付にて上映するなど、待ち時間を活用しての啓発方法を工夫する。	乳児相談の待ち時間を利用し、CATVの母子保健事業特集を再生した。 また、広報にて母子保健特集号を作成し周知を図った。 市ホームページにて必要な情報をわかりやすく発信できるよう見直しを行った。	ホームページを活用し、タイムリーに情報発信できるよう定期的に内容の見直しを行う。 マタニティマークの啓発についても、市内医療機関・公共機関のみならず広く周知できるよう検討したい。	マタニティマークの啓発については、妊婦だけでなく広く周知し、妊婦が必要な配慮を受けられる環境づくりに努める必要がある。	健康増進課 「健康さくら２１」
			⑤予防接種事業の周知 予防接種に関する正しい知識の普及と予防接種の勧奨を行います。	予防接種接種率の向上	通年行っている出生者、転入者等への案内に加えて、新たに始まった子宮頸がん等ワクチンの公費負担制度、日本脳炎の制度改正について、こうほう佐倉や、市ホームページにて情報提供すると共に、個別通知を対象者へ行った。	麻しん風しんの2期3期4期については、はがきでの勧奨に加えて2月～3月にかけて電話勧奨も行った。これから受けようとしている方もいたが、忘れている方もいた。MR2期については、12月末40%→3月末88.5%と接種率の向上につながっている。	日本脳炎の一部改正に伴う接種勧奨の継続や、不活化ポリオに関する通知も予定されているため、継続してわかりやすい情報提供に努めていく。	健康増進課	
		施策一３ 安心できる医療の整備・充実	①小児初期急病診療所、第２次救急医療体制の充実及び周知 医師会・医療機関と連携を図り、小児初期急病診療所や小児第２次救急医療体制の充実を図ります。	広報誌、HP及びパンフレット等により情報配信の充実を図る。	毎夜間の午後7時から翌朝6時までと、日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は午前9時から午後5時までを、診療時間として診療を行った。スタッフは医師、薬剤師、看護師、医療事務を配置しており、診療業務は、社団法人印旛市郡医師会と診療業務委託契約を締結し、印旛郡市内の小児科開業医や小児科病棟勤務医等を中心に毎日輪番制で従事した。検査及び入院の必要な重篤な患者については小児二次救急医療病院群輪番制方式により紹介及び搬送を行い、医療連携を図った。 また、印旛郡内市町村とは管理及び運営に係る経費の負担に関する協定を締結しており、広域での協力体制を敷いた。 【利用状況】平成23年度 13,873名	来所者の居住地別割合では佐倉市民が約4割と最多数であるが、医師会、救急隊等の協力もあり印旛郡市内及び近隣市町村の広域にわたる居住者の来所がある。印旛地域唯一の毎夜間の小児初期急病診療に特化した施設であり、小児二次救急医療病院との連携により初期診療、二次診療の機能分化を確立した。 【二次搬送・紹介状況】平成23年度 355名(2.56%)	印旛市郡医師会と協力して小児科開業医や病院勤務医等の輪番制を維持し、毎夜間の午後7時から翌朝6時まで、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）については、午前9時から午後5時までを診療時間として診療を行っている。入院の必要な重篤な患者については、小児二次救急医療病院群輪番制方式により紹介及び搬送を行い医療連携を図っていく。また、印旛郡内市町とは管理及び運営に係る経費の負担に関する協定を締結しており、広域での協力体制を敷いていく。	健康増進課	

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(２)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策ー３ 安心できる医療の整備・充実	②医療情報提供の充実 保健・医療等の情報を含めた子育て総合情報冊子の作成により、医療機関についての情報提供を進めます。	子育てナビ、HP及び健康カレンダー等により情報配信の充実を図る。	４月１日の広報誌により、乳幼児の健診等のスケジュール及び各種予防接種協力医療機関や市内医療機関一覧を掲載した健康カレンダーを各家庭に配布。また、出張所等市の出先機関等や各種事業を実施の際に健康カレンダーを配布。	医療の情報を掲載した事で子育ての便利帳として利用者から好評を得た。	・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」に保健・医療等の情報を掲載する。 ・子育てナビへ、医療情報を提供。その他、佐倉市ホームページ、健康カレンダー等を活用し、医療機関情報の提供を進めていく。		子育て支援課 健康増進課 「健康さくら２１」
		施策ー４ 食育の充実	①食育の推進 食に関する調査の実施と調査結果に基づく指導の継続実施、保護者との連携等により、子どもが適切な食習慣を身につけられるようにします。	・食生活調査を公立８園・民間１０園の園児・保護者を対象に実施します。 ・クッキング保育や食事のマナー指導等の食育を推進する。 ・食に関する調査の実施をします。小学校５年生、中学校２年生を対象に年１回) ・食に関する指導の実施(小・中３４校) ・地場産物を多く使用した学校給食の実施(小・中３４校)	・４歳児およびその保護者を対象に、朝食の摂取状況と、起床時間・就寝時間・排便の有無等、生活のリズムとの関係を調査した。給食日より等で、その結果を家庭へ知らせ朝食の大切さについて指導した。 ・給食時の栄養士の巡回指導を常時行うとともに、公立保育園８園で、クッキング保育を１３回、食の体験指導を１３回、食のマナー指導を９回行った。また、給食試食会やミニ講座を公立８園で２５回行った。 ・食に関する調査を実施し、その結果を給食便りや学校便りで家庭へ知らせるとともに、朝食の大切さについて等の指導を実施した。 ・年間を通して約５０品目の地場産物を給食に取り入れた。 ・生産者の顔写真を載せた給食便りを作成し、掲示した。 ・食に関する指導を実施した。 ・津田仙メニュー給食を実施した。 佐倉城開城４００年記念特別給食を実施した。	・食生活調査や、給食時の巡回どうを通して、園児や家庭の状況を把握するとともに、クッキング保育や箸指導、給食便りの発行、試食会を通じて、家庭の食習慣の見直し、啓発を図った。 ・朝食を食べない子どもたちの割合が減少傾向にある。 ・子どもたちが生産者の方々へお礼の手紙を書くなど、感謝の気持ちを持って給食を食べている。	・全園児の保護者を対象に食生活調査を実施する。 ・クッキング保育や食事のマナー指導、給食だよりの発行、試食会の実施等に積極的に取り組み、食育を推進する。 ・年１回食に関する調査を行い、その結果を基に子どもたち、教職員、保護者への周知をするとともに、全体及び個別指導を行う。 ・各小・中学校で子どもたちの実態に合った食に関する指導を実施する。 ・地場産物を多く使用した佐倉市の特色ある指導を実施する。 ・佐倉城開城４００年記念特別給食を佐倉市教育の日に実施する。 ・「津田仙メニュー」給食を継続し、食文化について学ぶ。 ・肥満傾向、食物アレルギーの個別指導の充実を図る。	・園の畑でとれた農作物を食育に使用する場合、できるだけ農作物の放射能測定を事前に行い、安全を確認して使用するように心がける。	子育て支援課 指導課
			②食に関する地区講習会の推進 食生活改善推進員との連携により、適切な食習慣等についての周知啓発を図ります。	・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者をなくす。(幼児の保護者なくす) ・おやつ目的を理解している幼児の保護者の増加。(75%以上)	・食生活改善推進員との連携による地区講習会を開催し、子どもや保護者が料理や食に関心を深め、栄養のことを考えて食べることの大切さについて周知啓発を図った。 ・地域の乳幼児を持つ保護者におやつや朝食摂取に関する知識の普及に努めた。また、「かんたん・おいしい朝食レシピ集」を作成・配布し、栄養や食事について保護者の知識の向上を図った。	・食生活改善推進員食育関係の地区講習会の開催回数や参加者数が増加した。 ・「かんたん・おいしい朝食レシピ集」は好評配布中。	・引き続き、食生活改善推進員との連携による地区講習会を開催し、子どもや保護者が料理や食に関心を深め、栄養のことを考えて食べることの大切さについて周知啓発に努める。 ・地域の乳幼児を持つ保護者におやつや朝食摂取に関する知識の普及に努める。		健康増進課 「健康さくら21」
			③地産地消の推進 安心安全で、生産者の顔がみえる食材を提供するための啓発に努めます。	生産者で組織する農産物直売所（７ヶ所）をホームページ及び広報で紹介し、地産地消の推進を図る。	生産者で組織する農産物直売所（７ヶ所）をホームページ及び広報で紹介し、地産地消の推進を図った。	地産地消の推進が図られた。	生産者で組織する農産物直売所（７ヶ所）をホームページ及び広報で紹介し、地産地消の推進を図る。		農政課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(２)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策－５ 子どもの健康・体力づくり	①子どもの健康・体力づくりに関する情報の提供 幼児を持つ保護者に対する、身体を使った遊びや戸外で安心して学び遊べる場所、スポーツサークル等についての情報を提供します。	子どもと保護者がともにスポーツを楽しめる機会を年間２回以上提供する。 スポーツリーダーバンクよりスポーツ指導者の派遣を年間２団体以上に行う。	・保育園における園庭解放の実施。 ・児童センター・老幼の館における幼児向け体力増進のための教室の開催。 ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「ソフトドッジボール交流大会」を6/25に市民体育館で実施した。対象は小学4～6年生。（参加 40チーム 341名） ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「たこあげ大会」を1/15に岩名運動公園陸上競技場で実施した。（参加 183名） ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「綱引き大会」を3/10に市民体育館で実施した。対象は小学4～中学3年生。（参加 小学生8チーム 中学生3チーム 118名） ・ニュースポーツまつり、スポーツフェスティバルの開催。 「生涯学習情報誌」や「さくらあそび場百科じてん」等の各種情報誌の発行、及びホームページへの掲載を通じて、各種イベント情報の提供を行った。	・ソフトドッジボール交流大会、綱引き大会、たこあげ大会を開催し、子どもたちが体を動かす機会を提供した。 ・スポーツを通して、多くの人達とふれあうことができた。 一般向け、児童向けの２種の情報誌を、それぞれ４半期毎4月を除く）、計6回発行した。公共施設での配布及びホームページでの閲覧を通じて、情報提供ができたものと考えられる。	・身体を使った遊び等の情報提供、及び安心して戸外遊びのできる場の提供をする。 ・各関係団体を通じ、幼児や小学生に対する自然体験活動、スポーツ大会等の情報を子どもたちへ提供する。 ・青少年育成団体と連携し、ソフトドッジボール交流大会等を開催する。 ニュースポーツまつりやスポーツフェスティバル等子どもと保護者、地域の方とともにスポーツを楽しめる機会を提供する。 ・生涯学習情報誌（遊び場百科じてん、我ら学び隊）の発行。	最終的に調べるかどうかは、利用者次第となる。 調べる意欲がまったく無い利用者に対しては有効な情報提供手段がない。	子育て支援課 児童青少年課 生涯スポーツ課 社会教育課
			②学校開放等の実施 学校開放等により、子どもが身体を動かす機会を拡充します。		すべての小中学校（34校）の学校開放実施	すべての小中学校（34校）の体育館、及びすべての小学校（23校）の校庭を開放し、市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場として、健康増進、情操の涵養及び教育の向上が図れた。 ・23年度 利用件数20,212件 利用人数658,650人	小中学校における学校施設開放の実施	利用団体が年々増加しており、地域によっては、新規団体の参入の難しさや既存団体の利用の制限等、利用規定の見直しが検討課題となってくる。	社会教育課
		施策－６ 思春期保健対策の充実	①次代の親づくり 育児に対する関心・知識等を高めるために、中学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。また、各学校が必要に応じて、健康増進課、保健所等の協力を得て、子育てに関する教育の推進を図ります。その他、「心の健康教育」の一環としての、思春期からの父性教育の実施を図ります。		・佐倉市養護教諭研修会において、性教育に関する研修会を設けた。 ・中学校、高校において、家庭科、総合学習の時間を中心に、子育てに関する教育の推進を図った(子育て理解講座) （佐倉東高校、佐倉中学校、西志津中学校、臼井南中学校、井野中学校、志津中学校にて実施） ・ジュニアリーダー初級認定講習会を実施し、子ども世代のリーダーを育成した。（受講生数29名） ・子どもたちの学校・学年間を超えた体験活動や、異年齢交流を通じて、小さな子どもを思いやる心を培う。 ・小・中・高校が、命の大切さや子育てに関する事業を行う際に、妊婦ジャケットや沐浴人形の貸出しを行う。	・佐倉市養護教諭研修会において、性に関する指導及び相談体制の充実を図るため、昨年度に引き続き、印旛保健所と情報交換の機会を設けた。 ・集団活動の意義や、野外活動体験、創作活動などを中心に、宿泊を含めた講座を9回実施し、地域活動に参加できる子どもたちの育成を行った。 ・思春期保健における課題や問題点について情報を共有することができた。 ・小中学校の養護教諭に対して、学校での思春期保健に関する取り組みについてアンケート調査を実施することができた。その結果を踏まえ、次年度に向けて思春期保健の取り組みが具体的に整理することができた。	・養護教諭研修会において、性に関する指導及び相談、連携体制を図るために必要な知識や情報を習得する。 ・中学校における子育て理解講座を実施する。 ・子どもたちの学校・学年間を超えた体験活動や、異年齢交流を通じて小さな子どもを思いやる心を養う。 ・健康増進課と連携をとり、より専門性を高めた指導を目指す。 ・中・高校が、命の大切さや子育てに関する事業を行う際に、妊婦ジャケットや沐浴人形の貸出しを行う。	学校のカリキュラムとの調整が必要であり、担当教諭の関心のある学校での実施により、実施校を増やす状況。	指導課 社会教育課 児童青少年課 健康増進課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(2)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策一6 思春期保健対策の充実	②喫煙、飲酒、薬物等に関する意識啓発 思春期における喫煙・飲酒・薬物等の害についての教育の継続的な実施とチラシ、ポスター等による意識啓発を実施します。	薬物乱用防止教室」を開催する。 小学校21校、中学校8校)	・薬物乱用防止に関するリーフレット、未成年飲酒防止啓発ポスター等による意識啓発をした。 ・薬物乱用防止標語の募集による啓発をした。 ・薬物乱用防止教室に関する保護者啓発読本を配布及び薬物乱用防止標語を募集する。 ・薬物等に関する専門的知識を有する外部講師による「薬物乱用防止教室」の開催を推進する。 ・広報さくらでの啓発を継続実施する。 ・市における各種イベントにおいて啓発活動を実施する。	・警察職員や薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師による「薬物乱用防止教室」を小学校20校、中学校7校で開催し、小学生1356名、中学生1493名が薬物乱用について学習した。 ・2月1日号広報さくらで、健康さくら21シリーズ「薬物乱用」に関する周知啓発を実施した	・薬物乱用防止教室に関する保護者啓発読本を配布するとともに、薬物乱用防止標語を募集する。 ・薬物等に関する専門的知識を有する外部講師による「薬物乱用防止教室」開催を推進する。 ・広報さくらでの啓発を継続実施する。		指導課 健康増進課
			③学校における性の教育・相談体制の充実 各学校において性教育を充実させます。同時に、スクールカウンセラー、養護教諭を中心とした相談体制の充実を図ります。 また、教育現場と保健行政それぞれが抱えている課題を共有できる体制の整備を図ります。その他、学校と家庭の連携強化にも努めます。	性教育に関する研修会を年1回以上開催する。	・佐倉市養護教諭研修会において。性教育、教育相談に関する研修を行った。	・子宮頸ガン予防ワクチンの公費負担に伴い、健康増進課との一層の連携に努めた。	・性に関する相談についても広く取り上げられることができるよう相談活動の充実を図る。 ・健康増進課と連携をとり、学校の実態を把握した上で指導に当たる。		指導課

次世代育成支援施策

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策－１ 多様な体験活動と地域活動の充実	①芸術・文化体験の機会の拡大 質の高い音楽・演劇・美術等を鑑賞するとともに、子ども自らがそれらの芸術を楽しんで実践できる機会を設けます。その時に、既存の美術館・音楽ホールや地域における人材の有効活用を図ります。	【音楽ホール】 学校巡回音楽鑑賞 年 3回(1回につき500人前後) 親子でクラシック 23年度 【美術館】 企画展 年 2回	【音楽ホール】 ・親子でクラシック 6月25日(土) 14時00分開演(602名) 16時00分開演(468名) ・学校巡回音楽鑑賞会 「ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉」 6月29日(水) 10時30分開演(697名) 臼井西中学校全校生徒 上志津中学校全校生徒 14時00分開演(550名) 臼井南中学校全校生徒 染井野小学校5・6年生 「日本音楽集団」 11月30日(水) 14時開演(551名) 印南小学校5・6年生 南志津小学校5・6年生 井野小学校5・6年生 【美術館】 ●平田郷陽の人形展 7月16日～8月28日 ●南桂子展 10月22日～11月27日 上記企画展において、市内小中学生を対象に何度でも入場できる無料パスポート(保護者1名が1回無料となる親子券付)を配布した。 ●アート・プロジェクト「ブロックでオランダの風景を作ろう」平成24年2月～3月 ●学校教育支援プログラム《年間通じて》小中学校と連携して以下の事業を行った。 ①鑑賞教室 ②施設見学 ③出前授業 ④職場体験 その他、芝千秋の作品「リョカ(鉛筆風景画)」の教材活用や、小中学校美術担当教諭の研修会等も実施した。	【音楽ホール】 「親子でクラシック」 当初1公演を予定していたが、好評につき1公演を追加。初めてコンサートを体験する子供たちも多く、保護者からはめったにない機会なので、また開催して欲しいとの要望が多数寄せられた。 「ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉」 アンサンブルによる楽器紹介や、指揮者体験の代表生徒がオーケストラ団員を前にして、堂々と指揮を奏する姿は素晴らしく、とても良い経験ができた。 「日本音楽集団」 楽器体験で、各校・各学年2名の体験者全員に和楽器を手にとらせ、出演者の方が工夫を凝らし、音の出し方等の指導を受け、児童たちにとって良い経験ができた。 【美術館】 ●パスポート利用者数 ・平田郷陽の人形展 337人(うち親子券利用 179人) ・南桂子展 140人(うち親子券利用 95人) 学校を通じて配布する無料パスポートに親子券を付けることにより、家族で気軽に鑑賞会を鑑賞するきっかけとなった。 ●アート・プロジェクト「ブロックでオランダの風景を作ろう」 参加者数 10組(1組4名) ●学校教育支援プログラム 平成23年度 参加校 生徒数 ①鑑賞教室 4 280 ②施設見学 2 124 ③出前教室 1 22 ④職場体験 8 49	【音楽ホール】 ・親子でコンサート 24年度 6月9日(水) 13時00分 ・学校巡回音楽鑑賞会 「ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉」 6月13日(水) 10時30分開演 南部中学校・上志津小学校 14時00分開演 佐倉東中学校・志津小学校 「日本音楽集団」 11月7日(水) 14時00分開演 西志津小学校・寺崎小学校 【美術館】 ●荒谷直之介展 平成24年8月4日(土)～9月23日(日) ●ルパン三世展 平成25年2月2日(土)～3月24日(日) ・上記企画展に合わせ、市内小中学生を対象に無料パスポートを配布予定。 ・関連事業として、大人も子どもも参加できるワークショップを開催予定。 ●アートプロジェクト「ブロックで城下町を作ろう」 ●学校教育支援プログラム 《年間を通じて》平成24年度も引き続き実施。小中学校と連携して次の事業を行う。①鑑賞教室②施設見学③出前授業④職場体験、等々。	【美術館】 学校教育支援プログラムにより、鑑賞教室や見学会等が増えているため、美術館側の受け入れ体制に、少し無理が出てきている。 この様な状態から、学校側のさらなる支援と協力をお願いしたい。	文化課 音楽ホール 美術館

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(３) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一 1 多様な体験活動と地域活動の充実	②スポーツ、自然体験等の活動の活発化 本市に存在する貴重な緑等を活用した各種の自然体験活動や各種スポーツ活動を充実させます。これらの活動を通して子どもの生きる力や健康の増進等も図っていきます。	子どもが気軽にスポーツを体験できるイベントや教室を、年間3回以上開催する。	・青少年相談員連絡協議会と連携し、「ソフトドッジボール交流大会」を6/25に市民体育館で実施した。対象は小学4～6年生。（参加 40チーム 341名） ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「たこあげ大会」を1/15に岩名運動公園陸上競技場で実施した。（参加 183名） ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「綱引き大会」を3/10に市民体育館で実施した。対象は小学4～中学3年生。（参加 小学生8チーム 中学生3チーム 118名） ・ニュースポーツまつり参加者233名のうち14才までが140名。 ・スポーツフェスティバル参加者835名のうち10才までが252名。	・ソフトドッジボール交流大会、綱引き大会では、ゲームを通して他校の子どもたち同士の交流が図れた。 ・たこあげ大会では、たこあげを通して親子の交流や世代間交流が図れた。 ・スポーツを通じて家族やたくさんの人とのコミュニケーションの向上をはかることができた。	・青少年育成団体と連携し、軽スポーツ活動を展開し、青少年の健全育成に努める。 ・・ニュースポーツまつり、スポーツフェスティバル等のイベント、トップアスリート教室等の開催。	なし	児童青少年課
			③文化財を活用した歴史体験事業の充実 本市に存在する文化財や博物館等を活用して、様々な歴史体験事業の拡充を図ります。	甲冑試着会1回/年 見学会3回/年 特別公開4回/年	甲冑試着会2回 5/5 こどもの日 11/26時代まつり 市民文化資産見学会 10/16 史跡見学会 12/3 歴史的建造物見学会 12/10 特別公開3回（旧堀田邸・武家屋敷） 4/29、11/23、2/11	各種の催し物を実施することにより、文化財を訪れる機会が少ない方々にアピールすることができた。特に、甲冑の試着会においては、青少年が積極的に参加する機会となった。将来の佐倉を担う青少年に、郷土の歴史に触れ、理解を深める契機となったものと考えている。	甲冑試着会2回（5/5 こどもの日、時代まつり） 旧堀田邸観月の夕べ 各種文化財見学会3回 特別公開3回（旧堀田邸・武家屋敷） 4/29、11/23、2/11 予定	習い事や部活等で時間的に制約される子どもが多く、催し物の設定に悩むところがある。	文化課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備	施策ー1 多様な体験活動と地域活動の充実	④児童センター、公民館、図書館等での活動の活発化 子どもたちに身近な児童センター、公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できる様々な活動を開催します。		- 子育て支援事業の実施 - 児童健全育成事業の実施 - 家庭教育事業の実施 - 各種体験講座の実施 - 佐倉っ子塾の実施 - 子どもの居場所づくり - 教育活動団体の育成支援等、子どもたちを見守り育てる事業を実施した。	【児童センター】 ・乳幼児親子を対象に子育て支援事業を実施し、乳幼児親子の交流の場、相談の場となった。 ・小学生を対象に児童健全育成事業を実施し、遊びを通して児童の発達を支援した。 合計 137,083人 【公民館】 乳幼児、2・3歳児と保護者を対象にした家庭教育講座から始まり、主に小学生を対象とする各種の体験講座、佐倉っ子塾などを実施し、子どもの体験活動の場の充実を図った。佐倉っ子塾参加人数 合計：828人 また、地区子ども会等、教育活動団体の育成支援を通じ、地域住民が子どもたちを見守り育てる環境の充実を図った。 【図書館】 児童書の収蔵、貸出、おすすめブックリストの配布、幼稚園・小中学校への団体貸出などを通じて、子どもが本に接する機会の充実に努めた。また、おはなし会、おはなしきゃらばん、読み聞かせ講座、科学実験講座など、特に幼児・児童を中心に物語に触れる機会を提供した。 おはなしきゃらばん：1612人 科学実験講座：40人 おはなし会：3339人 参加人数合計：4991人	- 子育て支援事業の実施 - 児童健全育成事業の実施 - 公民館においては、青少年を対象にした事業の実施。 - 図書館においては、児童書の購入、おはなし会等の実施。	情報過多の時代の中で、子どもの関心も多岐に渡っている。また、習い事等で忙しい子どもも多いため、参加者が固定化することが懸念される。	子育て支援課 社会教育課 公民館 図書館
			⑤児童交流事業の活発化 子どもたちの国際感覚を養うため、外国との交流事業の充実を進めます。	引き続き佐倉日蘭協会の佐倉オランダ児童交流事業の支援していくことで、市内児童が他国の児童との交流を行うことを推進していく。それにより、佐倉市内児童が、異文化への興味や理解を深めていくことを図る。	平成23年度佐倉・オランダ児童交流事業として、平成23年11月5日～14日、市内小学生12名をオランダのアンネフランク小学校へ派遣した。学校生活とホームステイを体験しながら、さまざまな違いとそれを乗り越えての交流を深めた。	佐倉とオランダの生活習慣や文化を体験として学び合うことにより、異文化を受け入れる国際感覚を養うことができる。	平成２４年度佐倉・オランダ児童交流事業として、オランダ・アンネ・フランク小学校から小学生12名を招聘予定		文化課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一 1 多様な体験活動と地域活動の充実	⑥子ども会活動の活発化 子ども会活動の活発化により、地域の異なる世代の人々との交流や結びつきを強めていきます。		・子ども会中央交流フェスティバルを市民体育館にて実施した。平成23年度は子ども会の交流事業として、各地区子連や協力団体によるゲームブースを展開した。（参加者219名） ・子ども会活動が活発になるように、子ども会をサポートする育成者向けの講習会を実施した。（ゲーム講習会 参加者17名　クリスマス講習会　参加者27名）	・子ども会中央交流フェスティバルでは、市内の子ども会が一堂に会し、ゲームブース等での体験を通じて子どもたちの地域を越えた交流を図ることができた。 ・育成者向け講習会の実施によって、日ごろの子ども会活動に役立つ学習内容を提供することができた。	子ども会育成者講習会を実施し、子ども会活動の活発化を図る。また、子ども会中央交流フェスティバルを実施することにより、子どもたちの体験活動、異年齢交流の場をつくる。		児童青少年課
			⑦子どもの社会参加の促進 子どもたちのまちづくりへの参加を進めます。				未定		企画政策課
		施策一 2 世代間交流の推進	①高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出 保育園等において、高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出を図ります。		地域の高齢者、高齢者クラブ、市民カレッジ等の交流。 地域デイサービスセンターとの交流 異年齢交流事業	核家族化が進み、高齢者と触れ合う機会が減っている子どもたちにとって、遊びを通して一緒に活動したり、話をしたりする機会は、様々な学びがあり「育ち」にも良い影響がある。	地域の高齢者や高齢者クラブ、市民カレッジ、デイサービスセンター等との交流を積極的に図る		子育て支援課
			②ふれあい体験等の推進 中学生や高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を進めます。	市内11中学校での保育園・幼稚園でのふれあい体験の実施します。	・保育園において、中高生の職場体験やボランティア等の受け入れを行った。 ・中学校、高校において、家庭科、総合学習の時間を中心に、子育てに関する教育の推進を図った(子育て理解講座)（佐倉東高校、佐倉中学校、西志津中学校、臼井南中学校、井野中学校、志津中学校にて実施） ・市内中学校のキャリア教育の一環として、保育園・幼稚園への体験活動を実施した。	・中学校だけでなく小学校においてもふれあい体験を実施し、幼稚園児との交流を図れた。 ・早期における子育てに関する知識の獲得。	・中学生の職場体験やボランティア活動を推進する。 ・中学校における子育て理解講座の実施 ・キャリア教育の中で、中学生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を推進する。	学校のカリキュラムとの調整が必要であり、担当教諭の関心のある学校での実施により、実施校を増やす状況。	子育て支援課 社会教育課 指導課
		施策一 3 ゆとりある教育の推進	①就学前教育の充実 集団保育の中での学習や遊び体験が十分行えるよう保育園の保育内容の充実を図ります。幼稚園では、預かり保育の実施を検討します。また、幼保一元化を踏まえたカリキュラムを研究します。	幼保一元化の先進自治体の実施例についての資料収集を行います。	保育内容研修の実施 ・年齢別保育研修　3回 ・公開保育　2回 佐倉保育園と佐倉幼稚園の交流2回 園内研修の実施 ・幼稚園の教育課程の研究を行った。	・集団保育の中で遊びを通して、幼児教育の実践を行った。研修を通して保育内容の充実を図った。 ・市内幼稚園への訪問指導や報告書により、研究の状況を確認した。	・研修参加等により、保育内容の充実を図る。 ・園内研修の工夫により保育内容を充実させていく。 ・幼保一元化のカリキュラムを研究する。		子育て支援課 指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(３) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策ー３ ゆとりある教育の推進	②保育園・幼稚園と小学校の連携 保育園・幼稚園と小学校との交流を図り、連携を強化します。	保育園・幼稚園と小学校との交流を図ります。	・保育所児童保育要録実施（小学校へ配布） 佐倉保育園・佐倉幼稚園との交流 ・保育園・幼稚園が近隣の小学校へ参観に行ったり、小学生が職場体験に行ったりして交流活動を行っている。	・保育園から小学校への円滑な移行を図るため、保育所児童保育要録を作成し配布した。 ・保育園・幼稚園と小学校との交流が図れた。	・円滑な小学校への移行を図るため今後も「保育所児童保育要録」を作成する。 ・保育園・幼稚園と小学校との交流を推進する。		子育て支援課 指導課
			③障害児教育の充実 障害のある子どものための教育機会をさらに充実させます。	特別支援教育支援員４０名に増員し学校に配置をめざします。	・３６名の特別支援教育支援員の確保ができた。	・子どもの障害の重複化や多様化に伴い、適切な指導及び必要な支援の充実が図れた。	・一人一人の教育的ニーズに合わせた教育を推進するため、特別支援教育支援員の増員を目指す。		指導課
			④外部人材の活用 地域に開かれた学校を目指し、各分野の経験やノウハウを持った方を講師として招くなど外部人材の活用を図ります。	社会人活用事業を実施します。	・市内小・中学校で、延べ６７４名の社会人の活用を図った。	・社会人の専門的な知識や技能を活用することにより、授業内容や体験活動等の充実を図ることができた。	・地域に開かれた学校や学力向上、体験活動の充実等を目指し、各分野の経験や技術を持った方を講師として招くなど、外部人材の活用を図る。		指導課
			⑤相談・指導体制の充実 施設と地域が子どもの成長を見守っていけるよう、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、不登校やいじめ等のさまざまな問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図ります。	ヤングプラザ、適応指導教室、教育センターにおいて電話での相談を受け付けます。	・平成２３年度相談件数 公立保育園 相談数延３５１件 子育て支援センター相談数延４０５５件 ・学校教育相談員がヤングプラザ、適応指導教室、教育センターで学校教育相談を行った。	・保育園・子育て支援センター共に来所しての相談が多い。相談内容は健康に関することや栄養に関することが多く、その他情緒面や就園に関する相談も多い。保護者が身近に相談できる場として定着している。 ・不登校やいじめ等の様々な相談に対応し、生徒指導上の課題解決、未然防止に努めることができた。	・子どもの成長を見守っていけるよう、不登校やいじめ等の様々な問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図る。 ・各機関の連携を一層密にする。		子育て支援課 児童青少年課 指導課
			⑥施設・設備の整備 安全でゆとりある教育が実施できるように、ユニバーサルデザインに配慮し、保育園、幼稚園、学校等の施設の整備・充実を図ります。		白井小学校校舎耐震補強及び増築事業に伴うスロープ設置工事及びトイレ改修工事	・職員用玄関にスロープ、手すりの設置。 ・トイレ改修により手すり設置、便器交換（和→洋）	トイレ改修工事（佐倉小体育館、印南小体育館、和田小体育館）	既設の施設にバリアフリーの整備をする際に、構造的な問題でできない箇所もある。	子育て支援課 教育総務課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策ー４ 中高生が子育ての意義や大切さを理解する機会の拡充	①中学生等と子どもとのふれあいの機会の創出 中学生や高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を進めます。	福祉教育等で小学生・中学生と幼児との交流を図ります。	・保育園において、中高生の職場体験やボランティア等の受け入れを行った。 中学校、高校において、家庭科、総合学習の時間を中心に、子育てに関する教育の推進を図った（佐倉東高校、佐倉中学校、西志津中学校、臼井南中学校、井野中学校、志津中学校） ・キャリア教育、福祉教育等で小学生・中学生と幼児との交流活動を行った。	・早期における子育てに関する知識の獲得 ・小学生・中学生と幼児との交流が図れた。	・中学生、高校生の職場体験やボランティアの受入れを積極的にする。 ・中学校における子育て理解講座の実施 ・キャリア教育、福祉教育等で小・中学生と幼児との交流を図る。	学校のカリキュラムとの調整が必要であり、担当教諭の関心のある学校での実施により、実施校を増やす状況。	子育て支援課 社会教育課 指導課
		施策ー５ 家庭教育力の向上	①家庭教育力の向上 子どもの発達段階に応じ、家庭教育の意義と役割を保護者自身が学習する機会を設けるとともに、家庭教育手帳のデータを提供します。また、民間の人材や社会資源を活用した家庭教育事業を進めます。		・家庭教育学級 → 36学級開設 ・家庭教育手帳については、冊子提供が無くなったため、小中学校にデータ提供を行った。 ・家庭教育講演会の実施	・保護者自らが学習する場としての、家庭教育学級を開設した。また、家庭教育に関する情報提供、社会資源を活用した家庭教育講座の実施を通じて、家庭の教育力の向上を図った。	・家庭教育学級委託事業の継続 公民館における家庭教育事業の実施	悉皆型の学習機会設定（就学時健康診断の機会利用、家庭教育学級等）をしているものの、家庭教育に関する支援の必要な層は、総じて参加意向が低いため、必要な層に支援の手が届かないという矛盾が生じている。	社会教育課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんな子育てよう佐倉っ子	(４)子育てを支援する生活環境の整備	施策ー１ 子どもと外出しやすい環境の整備	①道路の安全性と快適性の向上 都市計画道路、既存幹線道路、通学路の歩道整備を進めるとともに、交通安全施設の設置を進め、利便性・安全性等、道路交通環境の向上を図ります。	市内全域から提出される要望等の対応	・信号機、横断歩道、各種交通規制の要望を佐倉警察署を通じて千葉県交安委員会へ提出した。（７３件） 施設設置 カーブミラー　21基 街路灯　　　　2基 ガードレール　115m 路面標示　　5, 892m	千葉県公安委員会による対応 ・信号機の新設　　　4件 ・横断歩道の新設　　6件 ・一時停止規制の新設　3件 ・車両通行帯の新設　11件 市による新設 ・カーブミラー　　　21基 (1, 227基) ・街路灯　　　　　　2基 (3, 142基) ・ガードレール　　　115m (46, 071m) ・路面標示　　　　　5, 892m	・市民から要望があった交通規制や信号機の設置等について、市から警察署を通じて千葉県交安委員会に要望する。	交通規制や信号機の設置等の要望については、千葉県交安委員会の判断になるが、その進捗状況が把握できず、時間も非常にかかる。	道路建設課 道路維持課
			②利用しやすい公共施設等の整備 公共施設、公共交通機関におけるエレベーター、授乳室、ベビーコーナー等の設置により、子育て世帯が安心して社会参加できるまちづくりを進めます。その他、施設整備にあっては、ユニバーサルデザインに配慮し、子どもに目が行き届く配置等の工夫をします。		■臼井小学校体育館改築工事（平成23年7月に竣工） ・１階男女便所にベビーチェアを設置（各１か所） ・１階多目的便所に多目的ベットを設置 ■馬渡保育園新築工事（平成24年4月竣工） ・１階多目的便所にベビーシート・ベビーチェアを設置	子育て世帯の利用者に配慮した施設が整備できた。	なし	既存施設の整備が進まない	企画政策課 社会福祉課 資産管理経営室
		施策ー２ 子どもが安心して遊べる環境の整備	①公園・広場・緑地の整備等 子どもたちが、近所で気軽に外遊び等ができるように、身近な公園、広場、緑地の整備・再整備を進めます。また、佐倉草ぶえの丘についても、子どもの健全育成を図るためさらなる充実を図めます。	健康遊具については、年に1～2公園の整備	子どもたちが安全で、安心して公園を利用できるよう、定期的な除草、清掃を行うとともに、遊具の点検・補修、水飲み場の補修などを行い、適切な維持管理に努めた。また、放射能が国の基準値（0.223マイクロベクレル/時）を上回る公園については除染工事を実施した。また、街区公園については、自分たちの公園は自分たちで管理するという意識を醸成し、地元で除草や清掃をしていただける、清掃協力団体への登録を呼びかけている。	適切な維持管理を行ったことにより、安全で、安心した公園利用が図られた。また、除染工事を行ったことで、住民の不安の解消が図られた。	子どもたちが、近所で気軽に外遊び等ができるように、身近な公園、広場、緑地の整備・再整備を進める。		都市計画課 公園緑地課 農政課
			②公園・緑地の維持管理体制の充実 安全で快適に利用できるよう公園・緑地の維持管理体制の充実を図ります。街区公園は、より多くの住民参加による維持管理体制の啓発とその定着を図ります。	・街区公園 254公園 ・清掃協力 39団体 ・85公園	安全で快適に利用できるよう公園・緑地の維持管理体制の充実を図ります。街区公園は、より多くの住民参加による維持管理体制の啓発とその定着を図る。	公園清掃協力団体による清掃、除草の管理について啓発しています。清掃協力団体への登録は昨年と同様39団体にとどまっている。	引き続き、適切な維持管理を進めるとともに、除染工事を進め、安全で安心した公園利用が図られるように努める。清掃協力団体の登録数の増加を図っていく。	清掃協力団体の数はほぼ一定しており、今後、団体数が増加するように、市民への啓発運動を推進していく必要がある。	公園緑地課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんな で育てよう佐倉っ子	④子育てを支援する生活環境の整備	施策一２ 子どもが安心して遊べる環境の整備	③学校施設を使った遊び場の拡充 体育館や校庭等、学校施設の開放を進めるとともに、余裕教室の活用を図ります。	学校開放実施 小学校２３校、中学校１１校)	・各小・中学校で体育館や校庭を学校教育に支障のない範囲で開放している。 ・白銀小学校の学校運営委員会の学校開放部会で話し合い学校の開放を行っている。 ・ミーティングルーム・地域学習室等の開放を行った。	・学校開放説明会等を開催し、規則に従って開放が実施されている。 ・学校運営委員会、学校開放部会の話し合いの基、円滑に活用されている。 開放実績校 10校 利用団体 36団体 全使用回数 510回 延べ利用者数 11177名	・各小・中学校で体育館や校庭を学校教育に支障のない範囲で地域住民や団体等に開放する。	学習、その他の活動としての教室利用については、あまり増加が図れておらず、また、セキュリティ面の対応も検討課題である。	指導課 社会教育課
			④遊びの指導者の発掘・育成 子どもたちが、安全に外遊びができるように支援する遊びの指導者等の発掘・育成を進めます。		・遊びの指導者の育成について検討するとともに、関係団体との意見交換会や研修に参加した。	・外遊びの重要性について理解を深め、関係団体と情報共有ができた。	・研修等に参加しさらに理解を深めるとともに、遊びの指導者の育成について検討する。		子育て支援課
			⑤自然環境の保全 本市の豊かな自然環境を体験して、子どもたちが成長していけるように、必要な自然環境の維持保全を図ります。	現在管理している市内保全管理地 5か所以上	自然保全管理地内を、市民協働で管理を行った。また、市内小学生を対象に、自然体験学習を開催した。	市民協働での維持管理が定着し良好な管理が行われた。また、里山の生き物や、水辺の生き物等との、ふれあいう機会を設けられた。（平成２３度末現在、保全管理地 7 か所）	維持、保全管理している保護地（ビオトープ）を増やす。現在保全管理している 5 か所以上。	管理地が広域なため、一部分での管理のみ、市民協働で行っている。今後、管理部分を増やす手法が課題。	環境保全課
			⑥子育て総合情報冊子の作成 各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。また、ホームページにも情報を掲載します。		・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」の内容の充実を図った。また、市のホームページでも情報を掲載した。	・子育て情報誌により、さまざまな子育てに関する情報提供ができ、子育ての支援につながった。	・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」をさらに活用しやすいよう内容の充実を図る。		子育て支援課
		施策一３ ゆとりある住環境の整備	①市営住宅の整備 子どもの成長過程にふさわしい市営住宅と遊び場等の住環境の整備を推進します。						建築指導課

次世代育成支援施策

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(５) 職業生活と家庭生活との両立の推進	施策ー１ 家庭や職場等での男女平等参画意識の醸成	①家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成 家庭、地域、職場等において、男女平等参画意識の浸透が図れるよう努めます。講座、講演会等の開催やリーフレットの作成、また、男女平等参画推進センターにおいて、情報や学習機会の提供に努めます。		・6月、「ミウズ☆フェスティバル」において、推進センターの登録団体との協働で、男女平等参画に関するテーマ展示や折紙講習会、絵本の読み聞かせを実施。5日間開催し、来場者879人（延べ人数）。 ・11月、「さくらフェスタ」において、男女平等参画に関する講演会、セミナー、映画上映会、太巻きずしづくり講習会、テーマ展示を実施。参加者322人。 ・子育て中の父親が参加する「育メン講座」や熟年男性が参加する「土曜塾」などのセミナーを年に5回を実施。 ・月ごとに内容を更新する館内のテーマ掲示において、広く男女平等参画推進について取り上げた。	・講演会やセミナー等を実施することで、男女平等参画意識の醸成を図った。 ・太巻きずしづくり講習会には、小学生が参加し、調理の楽しさを学ぶとともに、男女がともに家事を担っていくことの大切さを学んだ。 ・「育メン講座」を実施することで、父親が育児、家事について考えるきっかけになり、男女でともに育児、家事を担っていくことの大切さを学んだ。	・男女平等参画推進センターにおいて、掲示板を利用し情報提供（年間通して随時） ・「育メン講座」の開催により、男女で共に育児を担っていくことの大切さについて学ぶ機会を提供する。	・参加者の世代に偏りがある（60代以上が多い）ため、幅広い世代の方が参加できるイベントを企画する必要がある。	自治人権推進課 子育て支援課
			②マタニティクラスにおける父親の意識啓発 マタニティクラスにおいて、父親の育児への積極的な参加など、夫婦共同による、子育ての意識普及に努めます。	・育児に参加する父親の増加 87%以上） ・夫の育児協力に満足している人の増加	・マタニティクラスに参加する父親に、妊産婦の体の変化や、育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦共同の必要性の認識を促す。	・マタニティ及びパパママクラスにて夫の参加率 83.1% 夫が得られていると感じる妊婦88.3%	・パパママクラスに参加する父親に、妊産婦の体の変化や、育児協力の大切さを伝えるとともに、沐浴実習や妊婦体験を促し、夫婦共同の必要性の認識を促す。 ・パパママクラスの参加率90%、及び、夫の育児協力に満足している人90%を目指す。		健康増進課 「健康さくら21」
		施策ー２ 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実	①仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 市内の企業・事業者に、子育て支援体制充実の必要性について啓発を図ります。また、育児休業制度等の周知やパートタイム労働者等への関係法規等の学習会を開催します。		・市内の企業・事業者への啓発は実施しなかった。 ・「女性の再就職」をテーマに推進センターで掲示を実施。 ・パンフレット類の窓口配布及び案内、ホームページでの周知を行った。 【内容】 ・育児休業制度 ・パートタイム労働者等の関係法規 ・事業所内保育所設置、運営等助成	・「女性の再就職」をテーマに掲示することで、仕事と子育ての両立について考えるきっかけになった。 ・制度等の周知が図れた。	・市内の企業・事業者の仕事と子育ての両立についてのパンフレット等を配付し、啓発を図る。 ・HPに育児休業制度等の情報を掲載する。 ・パンフレット類の窓口配布及び案内、ホームページでの周知を行う。	・市内の企業・事業者への啓発ができていないので、情報発信などを通してアプローチする必要がある。	自治人権推進課 子育て支援課 産業振興課
			②再就職の支援 出産・育児等によりいったん仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、地域職業相談室等を活用し、女性の再就職を支援します。		・地域職業相談室実績 新規求職申込件数 1,400件 紹介件数 6,199件 就職件数 754件 ・子育てお母さんの再就職支援セミナー開催（参加者7名）	・地域職業相談室では、女性の再就職に限定したものではないが、職業紹介を通じて多くの利用者を就職に結びつけることができた。（利用者の約4割弱が女性） ・セミナーは、参加者のキャリアアプラン作成等の一助となった。	「地域職業相談室」において、求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行い、就職の支援を行う。		産業振興課

次世代育成支援施策

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(６) 子どもの安全の確保	施策一 1 犯罪防止策の推進	①地域での見守り体制の構築 地域の人々が、登下校中や遊んでいる子どもの安全に注意を払えるよう、啓発等を図っていきます。	・交通安全移動教室の実施 市内全小学校23校)	・自治会等や自主防犯活動団体に対し、防犯資器材（腕章・ｽﾀｯﾌﾟ・誘導灯・拍子木）の貸出しを実施。23年度貸出し件数21。 ・市内の防犯指導員を対象に、6月18日に防犯研修会を実施。参加者232名。 ・京成ユーカリが丘駅、ＪＲ佐倉駅において、12月に防犯キャンペーンを実施。 ・市広報番組を使った防犯啓発を実施。 ・交通安全移動教室を市内幼稚園３園、小学校２３校、中学校５校で実施した。 ・保護者6,584名、ボランティア2,533名、その他248名の合計9,365名がスクールガード活動に参加。 ・８月に、スクールガードフォーラムを実施。保護者、地域のボランティアの方、防犯団体の方、学校職員が参加し、災害時のスクールガード活動について意見交換を行った。	・防犯資器材の貸し出しなど、地域における自主的な防犯活動を支援することにより、犯罪の抑止が図られている。 ・防犯研修会を実施することにより、警察などの専門的なアドバイス等を聞く機会を提供でき、指導員の防犯知識の向上が図られている。 ・防犯キャンペーンや広報媒体を使った啓発により、多くの市民の防犯意識の高揚が図られている。 ・子どもたちの登下校における歩行や横断歩道の渡り方、自転車の乗り方等を啓発することができた。 ・活動に参加した人数は、前年度に比べ351人が増加するなど、活動のすそ野が広がっている。 ・スクールガードフォーラムでは、地区別の情報交換会を行い、よりよい活動に向けて、充実した情報交換が実施された。	・引続き防犯研修会を実施し、地域における防犯活動を推進する。また、防犯キャンペーン等により、防犯意識の高揚を図る。さらに、佐倉警察署等、関係機関と連携しながら、防犯活動団体との意見交換・情報共有を図る。 ・登下校時における歩行の仕方や横断歩道の渡り方、自転車の乗り方の啓発を行う。 ・登下校時の児童生徒の見守り活動は、アイアイプロジェクトとして、スクールガードボランティアを中心に今後も推進・啓発を図る。 ・保護者、ボランティア、地域防犯団体が連携を図り、より効率的な活動を行っていく。 ・８月３日に中央公民館で、第7回スクールガードフォーラムを実施する。 ・市内幼小中学校３１校（園）で交通安全移動教室を実施する。	・活動参加者の拡大（ボランティアの方） ・活動を継続していくための方策	自治人権推進課 防災防犯課 指導課 学務課
			②犯罪への対処方法の教育 犯罪等に対する基本的な対処方法を子どもに伝え、犯罪に対する知識及び意識の向上を図ります。	・インターネットや携帯電話の望ましい使用方法の啓発を図る。 ・薬物乱用防止教室の実施 年1回)	・市内小・中学校でインターネットや携帯電話の望ましい使用方法の啓発を行った。 ・市内小・中学校で薬物乱用防止教室を行った。	・犯罪等に巻き込まれないようにする方法を子どもたちに伝え、犯罪に対する知識及び意識の向上を図ることができた。	・市内小・中学校でインターネットや携帯電話の望ましい使用方法の啓発を行う。 ・市内小・中学校で薬物乱用防止教室を行い、知識及び意識の向上を図る。		指導課
		施策一 2 いじめ対策の充実	①関係者の連携の強化 地域全体で協力して子どもの成長を見守っていきけるよう、学校・家庭・地域との連携を強めるとともに、いじめや不登校等の問題に対応するため、相談・指導体制を整備・充実します。	・市内全小中学校「生徒指導担当者会議」の開催 年1回以上) ・地区連絡会議等の開催 年 1回以上)	・市内全小・中学校「生徒指導担当者会議」を年５回開催した。	・地域全体で協力して子どもたちの成長を見守っていきけるよう、学校・家庭・地域との連携を強めるとともに、いじめや不登校等の問題に対応するため、相談・指導体制を整備・充実することができた。	・学校の職員、地域全体で協力して子どもたちの成長を見守っていきけるよう、各学校間・家庭・地域との連携を強め、相談・指導体制の整備・充実を目指す。		指導課
			②学校教育相談員等による相談の実施 学校教育相談員等による来所相談や電話相談への対応を実施します。	・相談体制の工夫 充実を図る。	学校教育相談員10名、心の教育相談員4名、県教育委員会から派遣されているスクールカウンセラー11名での来所相談・電話相談を行った。	相談体制の工夫・充実を行った。	・相談の広報活動を積極的に行い、広く活用を図る。		指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成2 3年度実施状況	成果・効果等	平成2 4年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(6) 子どもの安全の確保	施策ー3 交通安全教育の推進	①交通安全教育の実施 子どもが道路等でできるだけ交通安全に注意を払って行動できるように、警察等の協力のもと保育園・幼稚園、小・中学校、幼稚園で交通安全教育を実施します。	・交通安全移動教室の実施 幼稚園・小学校・中学校)	交通安全移動教室の実施 ・幼稚園 3回 ・小学校 2 3回 ・中学校 5回	道路の安全な渡り方と正しい自転車の乗り方の指導を行ったことにより、児童に交通安全意識の向上が見られた。	・保育の場において、年齢に応じた交通安全指導を行う ・交通安全移動教室を実施し、安全な歩行の仕方や横断歩道の渡り方、自転車の乗り方について指導を行う。 ・登下校時にアイアイプロジェクトのスクールガードボランティアや保護者を中心に今後も子どもたちの交通安全等を指導する。		交通防災課 道路維持課 子育て支援課 指導課
			②親に対する啓発・情報提供 子どもを交通事故から守るための情報提供や啓発を様々な機会を通じて実施します。また、チャイルドシート着用等乳幼児の安全のための情報も提供していきます。		・街頭啓発活動 毎月1回 ・広報誌掲載 年4回 ・チャイルドシート購入助成金 304件 ・生徒指導便り、学校便り等を通し、保護者に子どもたちを交通事故から守るため、協力を依頼した。 ・メール配信等により、安全関係の情報配信し、注意を呼びかけた。	毎月実施した街頭啓発活動や、年4回の交通安全運動期間中に実施した各種啓発など、継続的に活動したことにより、交通安全を意識する市民の増加に効果的であった。 ・子どもたちを交通事故から守るための情報提供や啓発ができた。	・生徒指導便り、学校便り等を通して、保護者に子どもを交通事故から守るため協力を依頼する。 ・メール配信を活用し、安全関係の情報をタイムリーに発信し、効果を上げていく。 ・街頭啓発活動、広報による情報提供等を行う。		交通防災課 道路維持課 指導課

次世代育成支援施策

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応など取組の推進	施策ー1 児童虐待の防止	①児童虐待防止対策の充実 関係機関によるネットワークの活動を強化し、児童虐待の予防・発見・フォローアップ体制づくりを行います。	母子保健事業（乳児期）の未利用者の把握	・佐倉市児童虐待ネットワークにより、代表者会議、実務者会議やケース検討会議を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 129回 ・緊急受理会議 262回 ・内部ケース検討会議 244回 ・個別ケース会議 12回 ・乳児期における母子保健事業未利用者について、関係課との連携のもと、虐待の危険性の有無について早期把握を行う。	・虐待の世代間連鎖、家庭内の複雑な問題に対応するために代表者会議において各機関の連携強化が図れた。 ・児童虐待防止ネットワーク実務者会議を各機関毎に年2回実施し、学校、保育園、学童保育所、母子保健担当課との連携を図り、虐待の早期発見対応がスムーズに出来た。 生後6か月までの間に保健事業の利用がなかった乳児をリスト化し、児童青少年課、子育て支援課が有している情報を突合することで、89人中63人70.7%の状況を確認することができた。（H24年4月末現在）	・児童虐待、家庭内における暴力、高齢者虐待、障害者虐待対応に関する代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、関係機関が連携して虐待防止対策を充実させる。 ・母子保健担当課、子育て支援課との連携を図り、ハイリスク家庭の早期発見早期対応を図る。 ・乳児期における母子保健事業未利用者の状況把握を継続し、把握困難事例については、児童青少年課等の関係機関に情報を提供していく。	生活実態のないケースもあり、把握が困難なケースがある	自治人権推進課 児童青少年課 健康増進課 「健康さくら21」指導課
			②養育支援の充実 乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門的知識や経験を有する者が訪問し、養育に関する相談及び指導を行い、養育支援の充実に努めます。	養育支援訪問対象家庭への訪問	・こんにちは赤ちゃん訪問等で把握した養育支援の必要な家庭に訪問し、相談支援を行った。 要支援家庭 85家庭 延べ訪問回数 445回 ・健康増進課で実施している生後4か月までの「乳児全戸家庭訪問事業」（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等の実施により、養育支援が必要な家庭に対し、保健師、保育士等が訪問し、養育に関する相談、指導、支援を実施。 ・児童青少年課との連携のもとに、支援を要する家庭への訪問を実施する。 また、支援を要すると判断した全ての事案に対して担当者会議を開催し、複数の視点で検討することにより、支援の標準化を図る。	・健康増進課で把握している母子保健事業未利用者の状況把握を、児童青少年課、子育て支援課が協力して行った。 3課が連携することによって、虐待ハイリスク家庭を早期に把握し、支援することが出来た。 健康増進課において虐待及び、その危険性があると判断した158件に対し、家庭訪問延べ390回、個別相談延べ106回、電話相談延べ325回、その他の支援325回を実施した。 また、地区担当者、母子保健リーダー、班長の3者でケースの処遇及び、通告の必要性等を検討し支援にあたるように努めた。	・生後4か月までの「乳児全戸家庭訪問事業」（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等の実施により、育児状況を把握し、養育支援が必要な家庭には、専門職による相談、指導、支援を引き続き実施していく。 ・複数の視点で支援の方向性を検討し、支援の標準化を図っていく。 ・保健師、保育士等による養育相談に加え、市が委託した育児支援ヘルパーによる家事、育児支援を実施する。		児童青少年課 健康増進課 「健康さくら21」
			③市民への啓発 こうほう佐倉、市ホームページ、CATV、ポスター等に加え、講演会等を開催し、虐待防止についての啓発や相談先・連絡先の周知に努めます。	虐待防止についての啓発や相談・連絡先の周知	・ホームページ、広報、ポスター、リーフレットにより、家庭児童相談室、児童虐待の通告先について周知を図った。 ・11月の児童虐待防止強化月間に合わせて、虐待防止のリーフレットを作成し、地域新聞に折り込み周知を図った。	・学校、市役所出先機関、医療機関等に、ポスター、リーフレットを配布するとともに、関係機関職員に児童虐待防止に関する基礎的研修を行い、相談、・通告先の周知が図れた。	・ホームページ、広報、ポスター、リーフレットにより、家庭児童相談室、児童虐待の通告先について周知を図る。 ・11月の児童虐待防止強化月間に合わせて、虐待防止のリーフレットを作成し、住民回覧する。	なし	自治人権推進課 児童青少年課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策ー1 児童虐待の防止	④民生委員・児童委員等への研修の充実 民生委員・児童委員、主任児童委員に虐待予防やその早期発見を踏まえた研修を設け、さらなる知識の修得を図ります。	児童虐待防止研修の実施	・民生・児童委員。主任児童委員を対象に研修会を実施した。 テーマ「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？」～被害者・子どもに与える影響と被害者支援について～ 参加者 86名	・見えにくいDV被害と子どもへの影響について学び、問題の発見と初期対応について学ぶことが出来た。	児童虐待防止活動において、地域の見守りと支援が不可欠であり、関係機関と連携し切れ目のないネットワークを形成することが重要である。児童虐待防止研修を引き続き実施し、虐待防止活動に関する知識と理解を深める。		社会福祉課 児童青少年課
			⑤家庭児童相談室の体制強化 児童青少年課内の家庭児童相談室の充実を図り相談体制を強化します。	家庭児童相談室の周知を図る	・家庭児童相談件数 494件 ・相談延べ対応件数 14,878件	・相談員の資質向上を図るため、カウンセリング等の研修に参加した。 ・班内でのケース検討に加え、困難ケースについては年3回スーパービジョンを実施し、相談体制の強化が図れた。	・必要な研修に参加し、相談員の資質向上を図る。 ・児童センターでの、出張相談を実施し、相談体制の強化を図る		児童青少年課
		施策ー2 ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭自立支援員の設置 ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩み事の相談窓口を充実させ、自立に必要な情報を提供します。		・広報、ホームページ。パンフレットにより、ひとり親を支援する制度の周知を図った。 ・ひとり親自立支援に関する相談を電話や、窓口で受けた。 延べ相談件数 母子家庭 349件 父子家庭 31件	ひとり親自立支援相談の周知が図れ、相談件数が増加した。	引き続き、ひとり親自立支援員を設置し、ひとり親家庭が抱えている様々な相談に応じ、自立に必要な情報を提供する。		児童青少年課
			②ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭の方が、自立促進に必要な活動をする場合などにおいて、一時的に家庭生活支援員を配置し、人的支援をします。		・ひとり親の相談時や、児童扶養手当現況調査のおりに、ひとり親日常生活支援事業のパンフレットを同封し周知を図った。 登録人数： 28人 利用時間：18.5時間	・病気や就職活動への支援として周知が図れ、登録人数は増加したが利用件数の増加はない。	・引き続き、制度の周知を図る。 ・ひとり親家庭の自立を図るために利便性について検討する。		児童青少年課
			③自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母の職業能力を高めていく取組を経済的に支援します。		・自立支援教育訓練給付金支給者数 5人	・広報、チラシ、ひとり親自立支援員の相談等で周知を図った。	母子家庭の母の生活の安定と自立支援の充実を図るため、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格を有していない母子家庭の母が、指定教育講座を修了した場合、要綱の基準により自立支援教育訓練給付金を支給する。		児童青少年課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策一 2 ひとり親家庭への支援	④ひとり親家庭等医療費等助成事業・児童扶養手当支給事業 ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。		・18歳までの児童（基準以上の障害がある場合は20歳の誕生月まで）をもつひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担額の一部を助成した。 ・18歳までの児童（基準以上の障害がある場合は20歳の誕生月まで）をもつひとり親家庭等に全部支給者は、月額41,550円、一部支給者は、月額41,540円～9,810円のいずれかを支給した。	・医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、生活の安定が図られた。 ・児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進が図られた。	・引き続き、ひとり親家庭への支援として、医療費の助成、児童扶養手当の支給をする。		児童青少年課
			⑤民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化により、ひとり親家庭へのよりの確な支援を実施していきます。		・民生委員・児童委員の活動について、ひとり親家庭に知らせ、身近な相談相手として情報提供した。	・身近な相談相手として、民生委員・児童委員の存在を知らせ地域での支援者に関する情報を提供した。	ひとり親家庭の了解を得て、地域の支援者である民生委員、児童委員に必要な情報を提供する。		児童青少年課
			⑥交流の場の拡充 ひとり親家庭の交流の場を拡充し、精神的な支援を充実させます。		・佐倉市母子寡婦福祉会において、下記事業を実施した。 研修旅行：36人 料理教室：26人 県知事会10人 お楽しみ会27人 新年会 32人	・母子及び寡婦の交流を図ることが出来た。	・対象者をひとり親家庭とし、父子家庭の加入を勧める。	・会員数の低迷	児童青少年課
			⑦入学就職祝金の支給 入学就職祝金を継続し、ひとり親家庭を応援するメッセージとします。		・ひとり親家庭等の児童が小学校、中学校、高等学校に入学するときに、児童一人につき1万円を支給した。 平成23年度支給対象児童数：372人	・祝金を支給することにより、ひとり親家庭等の児童の勉学の意欲の高揚が図られた。	・ひとり親家庭等の児童が小学校、中学校、高等学校に入学するときは、中学校を卒業して就職するときに、一定額の祝金を支給する。	・行政活動成果評価懇話会から所得制限の導入等の検討をするように意見が出されている。	児童青少年課
		施策一 3 障害児への支援の充実	①相談・指導・支援の充実 身体障害者・知的障害者等、障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を関係機関の連携により図ります。	母子保健事業による要支援者全員把握	・市内3か所の社会福祉法人に相談支援事業委託を行った。 ・母子保健事業における実績は次の通り 1歳6か月児健診1,218人（受診率91.5%） 3歳児健診1,135人（受診率81.0%） ことばと発達の相談室 実308人 述べ 1,815人 親子教室、未就園児 実19人 延べ94人 年長児 実11人 延べ102人 すくすく発達相談、12回 述べ44人 保育園・幼稚園巡回相談、延べ67人 11園	・発達上の課題を抱えた乳幼児と保護者に対し、乳幼児へのかかわり方等を伝えることにより、言語発達や精神状態の安定を促す等、発達支援の一助となっている。 ・30名の児童が相談支援事業を利用した。	・広汎性発達障害に関する啓発に努め、社会的認知度を高めていく。 ・幼稚園・保育園等に「ことばと発達の相談室」のポスターを掲示し、子どもの発達等に関する相談先の周知を図っていく。 ・市内3か所の社会福祉法人に相談支援事業の委託を行い、相談体制の充実を図る。	・広汎性発達障害に関する認知度が低い ため、保護者の理解が得られにくく早期発見・支援に繋げることができないケースがある。	障害福祉課 子育て支援課 健康増進課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２３年度実施状況	成果・効果等	平成２４年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策ー３ 障害児への支援の充実	②生活支援の充実 心身に障害のある子どものいる家庭で、一時的に介護ができないときのショートステイ、ホームヘルパーの利用に対し、介護給付費を支給することにより、介護者の負担の軽減と生活支援を図ります。		・介護給付サービス（ショートステイ、ホームヘルパー、児童デイサービス等）の提供を行った。	・平成２４年３月末日現在延２９１名にサービスの支給を決定した。	・障害者自立支援法による介護給付サービス（ショートステイ、ホームヘルパー等）の提供を行う。 ・児童福祉法による通所給付サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の提供を行う。		障害福祉課
			③関係機関の連携強化 児童デイサービス事業所、健康増進課、医療機関、児童相談所、児童センター、社会福祉協議会等の連携を強化し、子どもの成長に伴った指導・訓練が円滑に進められるように図ります。	継続支援者の全員ライフサポートファイル所持	・佐倉市自立支援協議会療育支援・教育部会において関係機関の連携強化に努めた。 ・平成２２年度に作成したライフサポートファイルの配布を開始した。 ◆平成２３年度におけるライフサポートファイル発行件数　３８件	・佐倉市自立支援協議会療育支援・教育部会を７回開催し、関係機関の連携強化を図った。 ・療育機関や教育機関等にて平成２３年１１月よりライフサポートファイルの配布を開始し、４８冊を配布した。 ◆小学校・幼稚園等の集団生活の場において、子どもの特性に合わせた対応が図られるようになってきた。	・佐倉市自立支援協議会療育支援・教育部会において関係機関の連携強化に努める。 ・療育機関や教育機関においてライフサポートファイルを対象者に配布する。 ・ライフサポートファイルの活用により情報の共有化を図る。 ◆ことばの遅れ、対人面で支援を要する子ども全員に対して、サポートファイルを発行することを目指す	◆サポートファイルの認知度が低い ため、他機関においての記載への協力が得られにくい。 ◆有効活用をしても らうためにも、サポートファイルに関する広報が必要である。	障害福祉課 子育て支援課 健康増進課
			④心身障害者等についての意識の啓発 講演会等の充実により、子どもたちが心身障害等に対する理解を深め、障害のある人と障害のない人がともに生活を送り、ともに生きる社会をつくっていくよう意識の啓発を進めます。	特別支援教育の校内研修会等に指導主事を派遣します。 (年１０回以上)	障害について学ぶ市民講座（全５回）の中で、「気になる子どもの学齢期支援」を開催した。（６６人参加） ・特別支援教育の校内研修会等に指導主事を派遣した。（年１４回）	・教職員に対し、特別支援教育についての理解を深めた。	・特別支援教育の校内研修会等に指導主事を派遣し、教職員に対し特別支援教育についての理解を深める。 ・障害について学ぶ市民講座の実施により、障害への理解を図る。		障害福祉課 子育て支援課 指導課
			⑤社会参加の促進 研修会の開催、地域生活支援事業の利用により、外出がより気軽にできるようにします。また、保育園、小学校等へ障害の程度に応じて、子どもができ得る限り参加できるようにし、社会参加を促進します。	就学指導委員会を開催する。 (年３回)	・年３回就学指導委員会を開催し、適正な就学指導に努めた。 ・外出時の移動支援事業を実施した。	・就学相談・就学指導を充実することにより、子どもたちの個性の伸長が図られる。 ４１７回の利用があった。	・特別支援教育の校内研修会等に指導主事を派遣し、教職員に対し特別支援教育についての理解を深める。 ・障害の特性に応じた、外出時の移動支援の充実を図る。 ・個別配慮のもと、無理なく健常児と同体験をする。 ・就学相談・就学指導の充実により、小学校へ障害の程度に応じて就学できるようにする。 ・障害の特性に応じた、外出時の移動支援の充実を図る。		障害福祉課 子育て支援課 指導課

佐倉市学童保育料の見直しについて

1. 佐倉市の学童保育所について

〈現状〉
公立学童保育所 24か所
民間学童保育所 5か所（志津小、青菅小、間野台小（白井老幼の館登所可）、染井野小、白井小）
＊全小学校区に1～2施設があるが、民間学童保育所しかない小学校区がある。

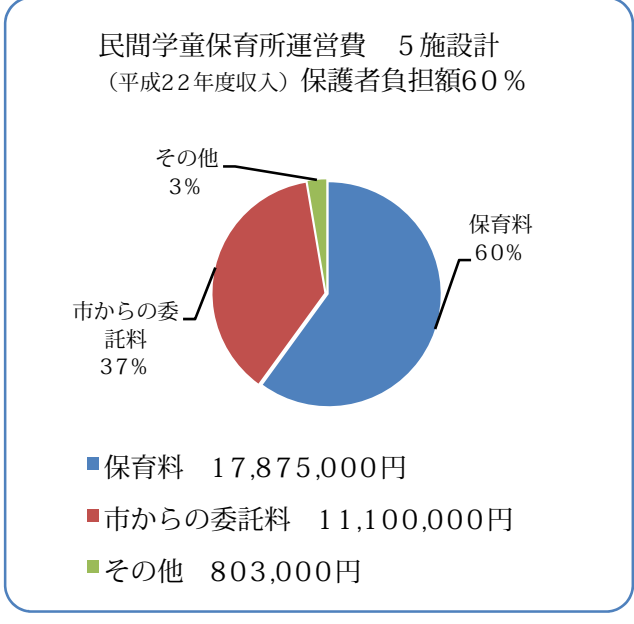
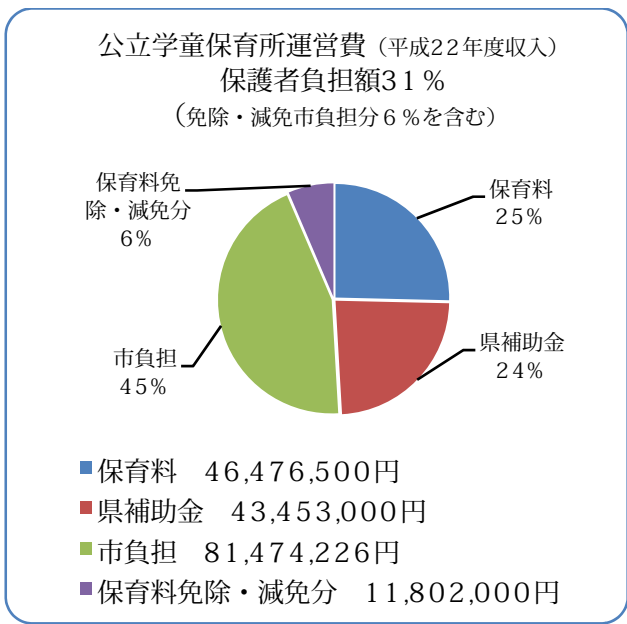
2. 学童保育料について

学童保育料については、表1のとおり。
表1

公立学童保育料	6,000 円（おやつ持参）
民間学童保育料	9,000 円（おやつ代別）～12,500 円（おやつ代込）

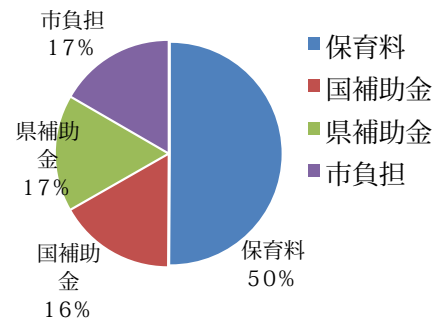
3. 学童保育料に関する課題

①公立と民間で学童保育料に格差がある。
②民間しかない小学校区では、保育料が高い民間学童保育所に入所している。
③公立では、所得に応じた免除・減免の制度があるが、民間ではこの制度がない。
＊保育園等の在り方検討会の提言（23.3.28）でも格差是正が指摘されており、市の保育園等の在り方に関する基本方針（24.5 策定）でもこの解決をあげている。



※市からの委託料内訳 県補助金 7,976,000円
市負担 3,124,000円

【国による学童保育所運営費負担の考え方】



＊国の見解では、概ね運営費の1/2を保護者負担、残り1/2を国・県・市で1/3ずつと想定している。
＊現在、公立学童の保護者負担は、運営費の約1/3。
民間学童保育所5施設の保護者負担の平均は、運営費の2/3。（おやつ代含む施設あり）

4. 保育料見直しの方向性

1) 学童保育所の保育料の見直し	受益と負担の適正なバランスを検証し、保育料の見直し延長保育料の導入 公立と民間の保育料の同一
2) 民間学童保育所への委託料の見直し	公立学童保育料と同一の保育料になるよう財政的支援を強化
3) 民間学童保育所での生活保護受給世帯等への免除・減免の導入	民間学童保育所でも免除・減免制度を導入し、その額を市が民間学童設置者に補てん

5. 見直しスケジュール

平成24年 8月（議会）	佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例改正
平成24年10月	利用者に周知
平成24年12月	平成25年度入所案内に新料金を記載し、配布
平成25年 4月	公立・民間で同一の新料金導入（公立学童保育料改定、民間への財政支援の強化）

6. 見直し案

1) 公立学童保育所の保育料について（2ページ表2参照）
通常の学童保育料に加えて、一時保育料も見直しを行う。
〔※一時利用については、児童数の少ない内郷学童、和田学童、弥富学童で実施。〕
現在、保育料は、1日500円。

区 分			月 額
基本料金	放課後～18:00		7,000 円
	土曜日 8:00～17:00		
	学校の長期休業時や学校行事による代休日 8:00～18:00		
	8月加算 8月（夏期休業時）の午前中保育		3,000 円
延長料金	夜間料金	18:00～19:00	1,000 円
	早朝料金（土曜日、長期休業のある月）	7:00～8:00	500 円
	8月早朝料金	7:00～8:00	1,000 円
区 分			日 額
一時保育 料金	放課後～18:00（夜間の延長料金を含む）		500 円
	土曜日 8:00～17:00（早朝の延長料金を含む）		1,000 円
	学校の長期休業時や学校行事による代休日 8:00～18:00 （早朝・夜間の延長料金を含む）		

2) 民間学童保育所のへの財政的支援の強化について
〈現在〉

1施設一律	2,220,000 円／年 補助している。	5施設計	11,100,000 円／年
-------	-----------------------	------	----------------

〈改正後(案)〉 平成25年度から

登録児童数を考慮した賃金、運営費により補助。	5施設計	22,000,000 円／年 （想定額）
1施設 3,700,000 円／年～4,900,000 円／年	平成24年4月登録児童数で積算	

3) 民間学童保育所での免除・減免制度の導入
免除・減免した額を市が民間学童設置者に補助するシステムを構築する。

佐倉市学童保育料の見直しについて

■公立学童保育料見直し（案） 表2

	月	火	水	木	金	土
7: 00	早朝料金 500 円/月①					
8: 00	8 月早朝料金 1,000 円/月②					
9: 00	8 月加算料金 3,000 円③ (1 時間当たりの運営費 120 円)					
10: 00						
11: 00						
12: 00						
13: 00						
14: 00	基本料金 7,000 円/月④ (1 時間当たりの運営費 120 円)					
15: 00						
16: 00						
17: 00						
18: 00	夜間料金 1,000 円/月⑤ (1 時間当たりの運営費 480 円)					
19: 00						

【平成 22 年度決算額から】
公立学童保育所全施設を 1 時間運営するのにかかる経費 95,000 円

平均登録児童数 : 1 月 806 人
土曜日早朝利用者 : 1 日 46 人
長期休み等平日早朝利用者 : 1 日 127 人
夜間利用者数 : 1 日 198 人

23 年度
調査より
想定

① (土曜日早朝 1 時間当たりの運営費 2,060 円)
利用者: 1 日 46 人
2,060 円×2 日=4,120 円 ⇒500 円

② (平日早朝 1 時間当たりの運営費 740 円)
利用者: 1 日 127 人
740 円×15 日=11,100 円 ⇒1,000 円

③ 8 月の長時間保育にかかる運営費
(1 時間運営費) × (平均 22 日=132 時間)
120 円 × 132 時間 =15,840 円
⇒3,000 円

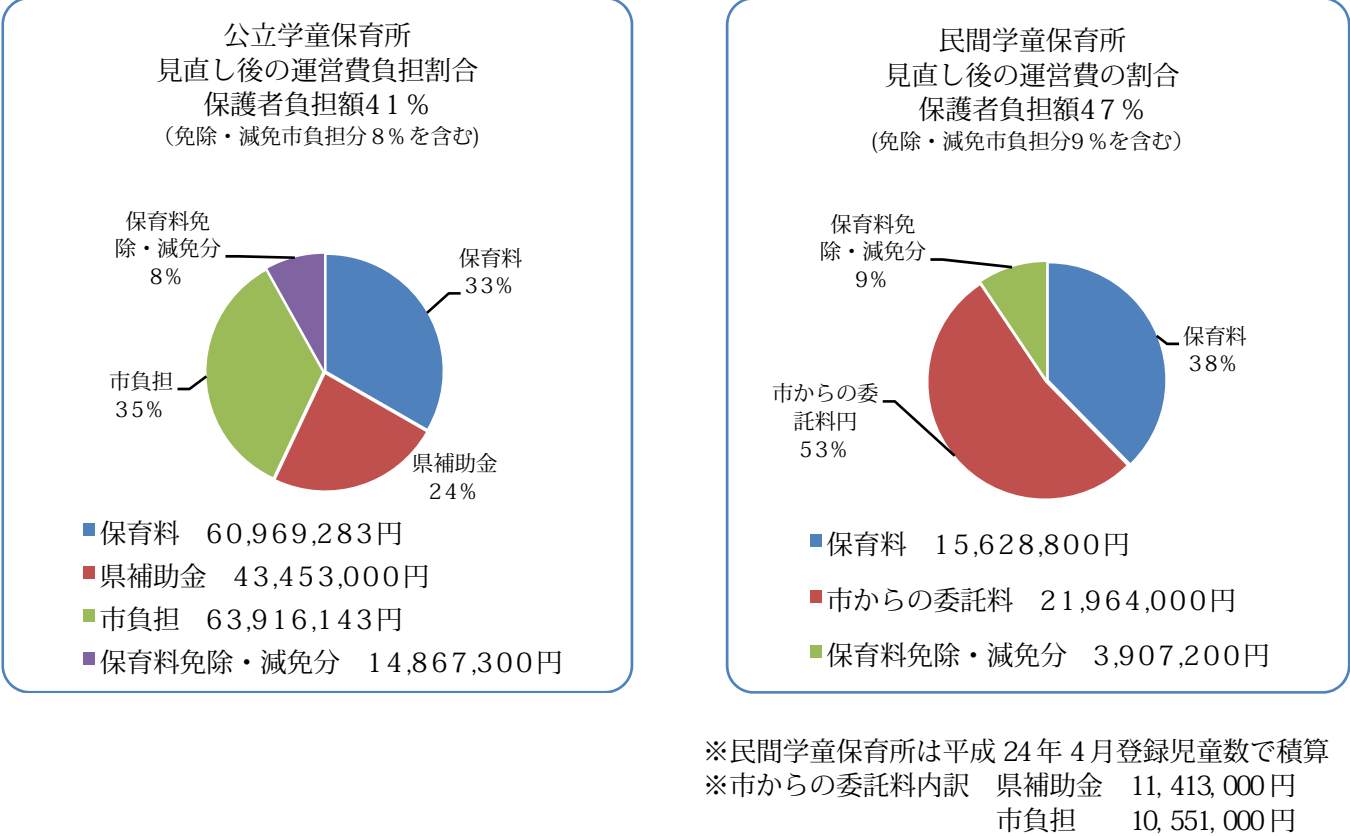
④基本料金
(1 時間運営費) × (1 か月平均保育時間)
120 円 × 119 時間 =14,280 円
⇒7,000 円

⑤ (夜間 1 時間当たりの運営費 480 円)
利用者: 1 日 198 人
480 円×20 日=9,600 円 ⇒1,000 円

■一時保育料見直し（案）

区 分	積算	保育料
放課後～18：00（夜間延長含む）	120 円×4 時間=480 円	500 円
土曜日 8:00～17:00（早朝延長含む）	120 円×9 時間=1,080 円	1,000 円
1 日保育 8:00～18:00（早朝・夜間延長含む）	120 円×10 時間=1,200 円	

■見直し後の運営費における保育料の割合



■他市の状況

	佐倉市 公設公営 24 民設民営 5	船橋市 公設公営 73	八街市 公設民営 9	我孫子市 公設公営 17	柏市 公設公営 37
保育料	6,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円	10,000 円
延長保育料	無	無	無 8 月 10,000 円	無 8 月 12,000 円	無

	成田市 公設公営 23 公設民営 2	千葉市 公設公営 120	市原市 公設民営 43	四街道市 公設公営 13	松戸市 民設民営 44
保育料	5,000 円	7,200 円	8,000 円	8,500 円	12,000 円
延長保育料	有 18:30～ 1,000 円/月	有 18:00～ 1,000 円/月	有 30 分 100 円/日	有 18:00～ 500 円/月 夏期 17,000 円	有 法人ごとに異なる